

**平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する
検証及び評価の結果**

目次

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 1 番	
具体的施策	<p>全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。</p> <p>また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。</p> <p>さらに、国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。</p>
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	<p>前段について、平成 22 年度当初から実施します。</p> <p>中後段について、順次実施します。</p>
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課、国民生活センター情報部
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> • PIO-NET を刷新し、初期稼動時における全国の消費生活センター等の意見を踏まえて改修を実施。 • PIO-NET 端末の追加配備は、関係機関からの要望を踏まえ、年度中に着手する。 <p>[参考指標]</p> <p>全国の消費生活センターからの意見の汲みあげ（アンケート、ヒアリング等）の状況、新たな仕組みの構築の進捗状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 22 年 4 月に、PIO-NET の刷新を行い、システム上即日仮登録を可能にしたほか、新端末の全相談員への配備などを行った。 • また、より円滑に刷新を実施するため、平成 22 年 6 月に約 400 箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施したほか、同年 8～9 月には、消費生活センター職員や相談員へのヒアリングを実施し、改修を行うこととした。 • 「PIO-NET の活用に関する懇談会」にて、都道府県・政令市の消費者行政担当課及び国の地方支分部局のうち、経済産業局及び公正取引委員会地方事務所への追加配備を決定（平成 22 年 11 月 29 日）し、年度内に配備を完了したほか、適格消費者団体への配備等についても検討を行っているところ。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平成 22 年 4 月に、PIO-NET の刷新を行い、システム上は即日仮登録を可能にしたほか、新端末の全相談員への配備などを実現し、より迅速かつ効率的なシステムとなった。 • また、より円滑に刷新を実施するため、平成 22 年 6 月に約 400 箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施したほか、同年 8～9 月には、消費生活センター職員や相談員へのヒアリングを実施、現場の関係者の声を踏まえ、平成 23 年 9 月までに、段階的に所定の改修を行っていくなど、工程表達成の道筋を立てることができた。 • PIO-NET の追加配備については、「PIO-NET の活用に関する懇談会」にて検討し、都道府県・政令市の消費者担当課及び国の地方支分部局のうち、経済産業局や公正取引委員会地方事務所への追加配備を決定（平成 22 年 11 月 29 日）し、年度内に配備を完了したほか、適格消費者団体への配備についても検討するなど、工程表を踏まえた対応を行うことができた。

	<p>2. 過去の実績との比較を踏ました評価</p> <ul style="list-style-type: none"> • PIO-NET の刷新により、相談情報の登録時間短縮をシステム上可能とともに、相談員に配備する端末において、検索が可能となるなど使い勝手の向上を実現した。 また、追加配備により、法執行等への利活用の拡大など、PIO-NET のより効果的な活用を進めることができた。 <p>3. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> • PIO-NET について、引き続き所定の改修を実施するとともに、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みとすべく、さらなるシステムの刷新について検討していく。 • 行政機関等からの要望を踏まえ、PIO-NET を追加配備するとともに、適格消費者団体へも配備先を拡大する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 1 番

具体的な施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 国民生活センターと連携して、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。 ② PIO-NET に関し、相談員の入力負担の軽減や情報分析機能の向上に資するため、国民生活センターと連携して、複雑なキーワードを付与する方式の見直しによる検索の効率化や、新たな技術の導入による入力負担の軽減など抜本的な刷新に取り組みます。 ③ 国における PIO-NET 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、国民生活センターと連携して、関係機関にこれを追加配備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ①実施済み。 ②直ちに検討を開始します。 ③一部実施済み（注 1）。また、適格消費者団体への設置については、平成 23 年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。

（注 1） 経済産業局や公正取引委員会地方事務所等において利用可能となるよう対応。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 2 番	
具体的施策	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	地方協力課、消費者庁消費者安全課、国民生活センター
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・消費者、消費者団体、消費者委員会等の幅広い意見を踏まえ、連携機関の拡大など適時に改善を実施。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・事故情報データバンクを構築し、十分な開示を行う。 ・国民が利用しやすい運用を行う。</p> <p>〔参考指標〕 国民向け運用の開始時期、追加した参画機関数、掲載対象の拡大状況、アクセシビリティに配慮したデザインの採用状況、分かりやすい情報の提供状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予定どおり平成 22 年 4 月 1 日より国民向けに事故情報データバンクのサービスを開始した。 ・参画機関の拡大については、学校内の事故情報を保持する日本スポーツ振興センター、消費者委員会の建議に対応して、自動車の事故・火災情報及び自動車不具合情報を保持する国土交通省を追加した。 ・開示対象として消費者安全法に基づき通知された消費者事故等の非重大事故情報を追加した。 ・分かりやすい情報提供として、事故原因となった製品の写真など画像表示機能を追加等のシステム改修を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年 8 月の消費者委員会の建議（意見）を受けて、事故情報データバンクに掲載する情報量の拡大（自動車に係る事故情報の追加）、全国消費生活情報ネットワークの掲載対象センターの拡大を実施する等工程表に沿った取組ができた。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・当初予定どおり、平成 22 年 4 月 1 日より国民向けに事故情報データバンクのサービスを開始できた。また、注目事故や注目してもらいたい事故情報の一覧を簡易に閲覧できる機能や画像表示機能により国民に分かりやすい情報の提供ができた。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏えた評価 （今年度からの本格的な運用のため）</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23）	・当初の基本計画に沿って、掲載する情報の充実や機能の充実を継続的に

年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けた考え方	図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 2 番

具体的な施策	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 3 番	
具体的施策	消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対処の在り方等に関する要綱に基づき対処します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	緊急時に速やかに対応します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・緊急時には適切な対応を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年度には、緊急の対応が必要となる局面は発生しなかったが、消費者行政推進及び消費者被害の発生・拡大防止の観点から、平素より関係省庁と密接な連絡、情報交換、協議等を行っている。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けた考え方	・平成 23 年度以降も引き続き実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 3 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 4 番	
具体的施策	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、平成 23 年度中に結論を得ます。</p>
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	<p>消費者安全法第 12 条、第 13 条等</p> <p>消費生活用製品安全法第 35 条、第 36 条等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、地方自治体から事故情報の収集・公表制度の拡充に向けた意見交換を行い（10 回以上）それを踏まえた運用の改善を図る。 ・海外における消費者事故情報の報告・公表制度について調査を行う。 <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度の適切なタイミングで消費者委員会の検討に付することができるよう検証を進める。 ・平成 21 年度から平成 23 年度にかけて、事故情報の収集・分析件数を着実に増加させる。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・公表制度の拡充に向け、関係機関等と意見交換を行い、消費者事故等の情報が適切に集まるように、普及啓蒙活動に努めた。 ・制度改善の検討に向けて平成 22 年度中に海外における消費者事故情報の一元化と情報の分析・公表制度に関する調査を実施し、年度末に報告書を取りまとめた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換会を開催し、それを踏まえた対応を行うほか、ヒアリングや、海外調査をしており、達成していると評価できる。 <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の集積が進んでいく中で、優先的に分析・究明に取り組むべき課題を抽出するために、情報処理システムの整備を行っている。 <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報の収集に係る過去の実績を踏まえて、新たな制度を検討するために、積極的に活動していると評価できる。 <p>4 . 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故情報を収集することによって、制度検討のための材料が集まっていると評価できる。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けた考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度は、事故情報の報告・公表制度の拡充に関して検討し、結論を得る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 4 番

具体的施策	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。 これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段のうち、収集する事故情報の範囲等の拡大の検討について、継続的に実施します。公表する事故情報の範囲等の拡大は平成 22 年度に一部実施済み。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 5 番	
具体的施策	高齢者被害、出資トラブルなどこれから日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者情報課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • 個別案件の分析を積み重ねていく中で、テーマとなり得る候補を見出していくとともに、分析手法を蓄積。 • 適切に分析を行い、必要に応じて、消費者等に注意を促すための情報提供を実施。</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • 関係行政機関に対し、適時適切に財産事案に関する情報提供を行う。</p> <p>〔参考指標〕 消費者等への情報提供等の回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 6 月及び平成 23 年 2 月に、消費者庁にて収集した情報(PIO-NET 情報を含む)を元に分析を行い、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」を公表し、国会に報告した。 平成 22 年 6 月の改正貸金業法施行に合わせ、「儲け話に注意」と題した HP を立ち上げ、保証人紹介ビジネスや情報商材等（8 件）に関する注意喚起を行った。 また上記のほか、「未公開株など新たな手口による詐欺的商法に注意！」 「消費者庁を騙る悪質な勧誘に御注意！」等、注意喚起を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 消費者庁にて収集した情報(PIO-NET 情報を含む)を元にしての分析を行い、国会に報告した。またその他、改正貸金業法の施行に合わせて「儲け話に注意」と題した注意喚起を行うなど、状況に応じたテーマを設定しての適時適切な情報提供に努めた。</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 • 消費者安全法第 12 条第 2 項に基づき寄せられた消費者事故情報及び消費者から直接消費者庁へ寄せられた情報について、関係行政機関へ情報提供を実施。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価 —</p> <p>4. 上記以外の評価 —</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じた特定テーマを設定し、消費者への情報提供に努める。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 5 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 6 番	
具体的施策	PIO-NET 等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	直ちに実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者情報課、地方協力課、国民生活センター
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] 以下 2 点について継続的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者や関係行政機関に対し、適時適切に注意喚起を行う。 ・消費者や関係機関等に対し、商品テスト情報の提供を適時適切に行う。 <p>[参考指標] 消費者等への注意喚起等の回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 6 月及び平成 23 年 2 月に、消費者庁にて収集した情報 (PIO-NET 情報を含む) を基に分析を行い、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」を公表し、国会に報告した。 ・消費者安全法 15 条 1 項に基づく注意喚起：1 件 ・消費者安全法に基づく消費者事故等（重大事故等を含む）の通知及び消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告によって、消費者被害の防止等の観点から消費者に対しての注意喚起（関係機関等への要請を含む）：7 件 ・事業者自ら家庭用品品質表示法上の不適正表示があったとの申出に基づく注意喚起：22 件 ・その他の注意喚起：30 件 <p>上記のほか、「儲け話に注意」「夏の事故やトラブルに注意」「国税調査を装った「かたり調査」に注意」等について情報提供を実施</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者や関係行政機関に対する注意喚起等を実施した。 ・消費者庁にて収集した情報 (PIO-NET 情報を含む) を元にしての分析を行い、国会に報告した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> — 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供を、タイムリーに行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 6 番	
具体的な施策	PIO-NET 等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 7 番	
具体的施策	リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	直ちに着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 定期公表におけるリコール情報の提供 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報の公表に合わせて、リコール情報を収集し、消費者へ分かりやすく情報提供する。 国内外のリコール情報の収集・周知・回収の在り方に関する調査、リコール情報の周知方策等についての国内外の制度等の調査を実施する。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 バーコードを用いたリコール周知システムの検討 各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討する。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	定期公表におけるリコール情報の提供 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故情報の公表に合わせて、リコール情報を収集し、消費者へ製造事業社名、品名・型番、問い合わせ先等の情報を提供している。 リコール情報の周知方策等について製造事業者やリコール情報関連事業者へのヒアリング調査を実施するとともに国内外の制度等を調査した。 バーコードを用いたリコール周知システムの検討 本件について外注した専門機関において、システムの基本設計を検討し、その F S 調査を行った。システムの利用見込みを調べるために、事業者、消費者へアンケートを実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記 により、リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供することは達成できていると評価している。 ・上記 及び により、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討することは達成できていると評価している。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・上記 により、工程表を超えて、更なる取組に挑戦していると評価できる。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・国内外の調査や、バーコードを用いたリコール周知システムの検討に着手したことは、積極的に評価できる。</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・リコール情報を提供するサイトの改善を進め、引き続き消費者への分かりやすい情報提供に取り組む。 ・平成 23 年度は、さらに効果的にリコール情報を周知するシステムの構築に向けた研究開発に取り組む。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 7 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段については、リコール情報を提供するサイトの改善を引き続き実施します。後段は、引き続き検討を進め、平成 24 年度までに結論を得ます。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 8 番	
具体的施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施とともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう検討します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>中段について、引き続き検討します。</p> <p>後段について、継続的に実施します。</p>
担当部局・課・室名	国土交通省自動車交通局技術安全部審査課リコール対策室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	道路運送車両法第 63 条の 2、第 63 条の 3 及び第 63 条の 4
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施 ・自動車メーカー等への監査を実施 ・安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施 ・ユーザーの視点に立った、より迅速かつ着実な対応のための情報収集体制・調査分析体制について検討 ・消費者委員会の自動車リコール制度に関する建議を踏まえながら、必要な措置を検討 ・リコール届出について、受け取り次第速やかにホームページで公表 ・ユーザーから収集した不具合情報やメーカーから報告を受けた事故火災情報について、ホームページで公開 ・リコール届出やユーザー不具合情報等について傾向等を分析・公表 <p>[参考指標]</p> <p>自動車不具合情報ホットラインに寄せられた不具合情報の件数、独立行政法人交通安全環境研究所における技術的検証の実施件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車メーカー等から事故火災情報等を収集するとともに、自動車不具合情報ホットラインを活用したユーザーからの不具合情報の収集を実施した(平成 22 年度の自動車不具合情報ホットラインに寄せられた不具合情報の件数 6,938 件)。 ・自動車不具合情報ホットラインについて周知を図るため、自動車工業会等に協力を依頼し、全メーカー (14 社) のホームページに自動車不具合情報ホットラインのリンクが設置された。また、全国の都道府県・市町村等にもホームページへのリンクの設置、広報誌への掲載について協力を依頼した。 ・自動車メーカー等への監査を実施した。 ・安全・環境性に疑義のある自動車について技術的検証を実施した (平成 22 年度の独立行政法人交通安全環境研究所における技術的検証の実施件数 532 件)。 ・ユーザーの視点に立った、より迅速かつ着実な対応のための情報収集体制・調査分析体制について検討し、平成 23 年度に「不具合情報調査推進

	<p>室」を新設するとともに、独立行政法人交通安全環境研究所リコール技術検証部の体制強化を図ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会の自動車リコール制度に関する建議を踏まえながら必要な措置を真摯に検討し、平成 22 年 12 月 27 日、消費者委員会に検討状況を報告した。 ・リコール届出について受け取り次第速やかにホームページで公表した。 ・ユーザーから収集した不具合情報については 1 ヶ月ごとに、メーカーから報告を受けた事故火災情報については四半期ごと（ただし、重大事故については直ちに）にホームページで公開した。 ・リコール届出内容の分析結果については平成 22 年 11 月に、ユーザー不具合情報の統計分析結果については平成 23 年 1 月に、メーカー事故火災情報の統計分析結果については平成 22 年 4 月に公表した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・工程表のとおり施策を実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・上段及び下段の施策については引き続き着実に実施している。 3. 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> —
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・施策中段の記載について、平成 22 年度において検討を行い、情報収集体制及び調査分析体制の強化を図っていくこととしたので、この方針に沿って基本計画の記載を修正する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 8 番	
具体的な施策	<p>自動車のリコールの迅速かつ着実な実施のため、自動車メーカー等及びユーザーからの情報収集に努め、自動車メーカー等への監査を実施するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行います。</p> <p>さらに、リコール制度に関し、ユーザーの立場に立ったものとなるよう情報収集体制及び調査分析体制の強化を図り適切に実施します。</p> <p>また、ユーザーに対し、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 9 番	
具体的施策	子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。 また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・平成 22 年夏を目途に、「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及び PC サイトを開設する。 ・関係府省庁と連携を図りながら、事故の再発・拡大防止への取組を推進。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供する。 ・子どもに対するライター使用の安全対策を行う。</p> <p>[参考指標] ホームページ（PC 用・携帯用）の開設・ホームページのアクセス件数、メール配信サービスの開始・配信頻度・登録数、注意喚起リーフレットの配布数・配付箇所数・ホームページへの掲載、業界・関係省庁等への要請の状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・平成 22 年 9 月 1 日に、「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及び PC サイトを開設し、子どもの年齢（月齢）ごとに起こりやすい事故及びその予防に関する情報並びに関係省庁、地方公共団体、学校等の子どもの事故防止に関する先進的な取組事例等を紹介。</p> <p>・平成 22 年 9 月 16 日から、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」の配信を開始。子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を毎週 1 回配信（第 28 号まで配信済み、登録者数は 6,222 件（3 月 31 日 12 時 51 分現在））。</p> <p>・平成 22 年 6 月に「ライターの火遊びによる火災防止の注意喚起リーフレット」を作成し、消費者庁、警察庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、（社）日本喫煙具協会を通じて、消費者や事業者等に 100 万部配布し周知を図った。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に従った取組を実施。 ・子育て中の保護者が、限られた時間の中でも手軽に必要な情報を入手できるよう携帯サイトで子どもの事故予防の情報を提供するとともに、関係省庁等による子どもの事故防止の先進的な取組事例等を関係者間で幅広く共有できるようホームページで紹介することによって、保護者等の関係者への有効的かつ効率的な情報提供を実現。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・子育て中の保護者が、限られた時間の中でも手軽に必要な情報を入手できる手段としての「子ども安全メール from 消費者庁」の配信や、関係機</p>

	<p>関と連携した「ライターの火遊びによる火災防止の注意喚起リーフレット」の配布等により、施策を着実に推進。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き子どもの事故防止に向けた取組を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 9 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、実施済み（注9）。

（注9）平成 22 年度に消費生活用製品安全法の関係政省令を改正。使い捨てライター等を特別特定製品に指定し、チャイルドレジスタンス機能を義務化。施行は平成 23 年 9 月。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 10 番	
具体的施策	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>また、繰り返し起きている子ども等の類似事故の予防として、消費者庁などに収集される事故情報を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者による原因究明等の科学的知見を企業や業界団体に提供し、事故予防に配慮された安全・安心な製品開発や業界標準の作成等を支援するとともに、製品の選択や使い方等に関して消費者へ情報提供を行います。</p>
担当省庁等	経済産業省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、平成 22 年度から平成 24 年度に実施します。</p>
担当部局・課・室名	経済産業省製造産業局日用品室、デザイン・人間生活システム政策室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と協力して、適時に周知等を実施。 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キッズデザイン製品開発支援事業において、公募型の事例分析プロジェクト、情報共有システムの整備、シンポジウムやイベントの開催等を実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>事例分析プロジェクトの実施状況、情報共有システムの整備状況、HP での広報状況、シンポジウムやイベントの開催状況（開催場所、参加者数、参加者アンケートによる有効性の評価）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府インターネットテレビによる周知等を実施（「キッズデザイン」の推進） ・関係団体と協力して、適時 ST マーク制度の周知等を実施。 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キッズデザイン製品開発支援事業において、公募型の事例分析プロジェクトを 19 件（15 社・団体）実施。有識者の意見を踏まえて、一般向け・産業界向け情報共有システムの試作を実施。シンポジウム（六本木・幕張、約 300 人の参加、アンケート回答者の約 9 割が内容を理解）やイベント（幕張・浜松、約 6,900 人の参加者、アンケート回答者の約 9 割が内容を理解）を開催。ホームページ「キッズデザインの輪」において資料等を公開。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キッズデザイン」の推進に関しては、関係団体と協力した各種広報活動やキッズデザイン製品開発支援事業による事例分析プロジェクト、シンポジウムやイベントなど、工程表に従った取組みを実施することができた。 ・ST マーク制度に関しても、工程表に従った周知等の取り組みを実施することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p>

	<p>・平成 19～21 年度に実施した「安全知識循環型社会構築事業」の成果を踏まえ、より多くの業種横断的に共有できる科学的知見等が得られるとともに、事故予防やキッズデザイン等への理解を広めることができた。</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・後段について、平成 23・24 年度の予算が確保されることを前提として、平成 23 年度事業の内容を踏まえた記載とする。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 10 番

具体的な施策	<p>関連団体と協力し、子どもの安全安心と健やかな成長発達を目指したデザイン「キッズデザイン」の推進や ST マークなどの適切な運用により、事故の予防を図ります。</p> <p>キッズデザインによる製品市場の拡大を目指し、消費者庁等に収集される事故情報や産業界が有する技術的課題等を基に、人間特性・行動分析に強みを持つ研究者と企業等との共同による原因究明等を行います。得られる科学的知見を業種横断的に設計・デザインにおいて利用できる共通基盤として整備し、持続的に企業・業界団体等に提供・共有する体制を検討します。また、キッズデザイン製品等に関する理解を広めるため、社会全体への効果的な情報発信を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、平成 23 年度から平成 24 年度に実施します。</p>

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 11 番	
具体的施策	化学製品の危険有害性を表示で分かりやすく情報提供するため、世界的に統一された分類表示ルール(GHS)の利用促進及び普及啓発を図ります。
担当省庁等	厚生労働省、経済産業省、環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課、環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課、関係省庁
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> • GHS の利用促進及び普及啓発を図る。 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> • GHS に関する実態調査の実施状況 (GHS の認識・対応状況等に関するアンケートを実施。) • GHS に関する JIS について、国連文書の改訂を受け、GHS に基づく MSDS (JIS Z2750) 及びラベル表示 (JIS Z7251) の JIS を、世界に先駆け、平成 22 年度に改訂する。 • GHS の普及啓発状況 (政府向け・事業者向けガイダンスの公表、ホームページのアクセス等 (政府向けガイダンス・事業者向けガイダンス))
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 22 年 8 月 28 日から 9 月 10 日まで、業界団体の協力を得て「GHS の必要性、有効性に関する関係者への普及啓発に係る事業者実態調査」を実施した。 • 平成 22 年 10 月 20 日に GHS に関する JIS について、国連文書の改訂を受け、GHS に基づく MSDS (JIS Z2750) 及びラベル表示 (JIS Z7251) の JIS を改訂した。 • 平成 22 年 6 月 1 日に事業者向け GHS 分類ガイダンス (日本語版) を公表した。 • 平成 22 年 7 月 26 日に政府向け GHS 分類ガイダンス (日本語版) を公表した。 • 平成 23 年 1 月 21 日に政府向け及び事業者向け GHS 分類ガイダンス (英語版) を公表した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> • 我が国産業界の GHS に対する認識を把握することで、今後の GHS に関する施策をより有効に行うために、平成 22 年 8 月 28 日から 9 月 10 日まで、業界団体の協力を得て「GHS の必要性、有効性に関する関係者への普及啓発に係る事業者実態調査」を実施した。産業の川上事業者 401 社に調査を実施、230 社からの回答を得ることができ、特に産業の川上事業者の GHS に関する現状を把握することが出来た。 • 平成 22 年 10 月 20 日に GHS に関する JIS について、国連文書の改訂を受け、GHS に基づく MSDS (JIS Z2750) 及びラベル表示 (JIS Z7251) の JIS を改訂し、最新の GHS 国連文書の内容を反映させた。 • 最新の GHS 国連文書の内容を掲載した政府向け及び事業者向け GHS 分類ガイダンスを公開し、事業者が GHS 分類を行う際に有効なツールの開発と提供を行った。

	<p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 最新の GHS 国連文書の動向を注視するとともに、GHS に関する JIS が複数存在することから、平成 23 年度以降も引き続き JIS 改訂の在り方を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 11 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 12 番	
具体的施策	<p>消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</p> <p>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	<p>消費者庁設置法案等に関する附帯決議（平成 21 年 5 月 28 日、参議院消費者問題に関する特別委員会）</p> <p>十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用するなど（略）事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タスクフォースにおいて 5 ~ 10 テーマの課題を取り上げて関係他省庁、試験研究機関と連携を図りながら原因究明を進める。 ・医療機関（10 機関以上）から事故情報を収集する仕組みの検討試行運用を実施し、100 ~ 200 件の事故情報の収集・分析を進める。 <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家（10 名以上）試験研究機関（10 機関以上）の助言、協力を得る体制を構築し、迅速・的確に重大事故等の情報を分析し、原因究明を進める。 ・医療機関（10 機関以上）の協力を得る体制を構築し、事故情報を収集する取組を進める。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本棚転倒事故等、8 件のテーマについて関係省庁、研究機関と連携を図りながら原因究明を進めた。 ・13 の医療機関の協力を得る体制（医療機関ネットワーク）を構築し、平成 22 年 12 月より事故情報の収集を開始した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8 件のテーマについて、関係省庁、試験研究機関と連携を図りながら原因究明を進めることができた。 <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の専門家 10 名による「事故情報分析タスクフォース全体会合」を 4 回開催し、各テーマについて助言を得るとともに、試験研究機関の協力を得ながら原因究明を進めることができた。 ・13 の医療機関の協力を得る体制を構築し、平成 22 年 12 月より事故情報の収集を開始できた。 <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p>

	4 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進める。 ・医療機関ネットワークについては、効果的な情報収集及び情報共有を図るため、情報システムを構築する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 12 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 13 番	
具体的施策	消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度に検討を開始し、平成 23 年度のなるべく早い時期に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者安全法第 2 条 消費者事故等（定義）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し、年度内に調査結果を取りまとめる。 「事故調査機関の在り方に関する検討会」による検討を進め、平成 23 年度のなるべく早い時期に結論を得る。 <p>[参考指標]</p> <p>実態調査の実施状況、「事故調査機関の在り方に関する検討会」における検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し、調査結果を取りまとめた。 「事故調査機関の在り方に関する検討会」を 10 回開催し、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について議論した。なお、この検討会は平成 22 年度内の取りまとめを予定していたが、東日本大震災の影響により、取りまとめ時期を延期した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 事故調査機関の在り方に関する国内外の実態調査等を実施し調査結果を取りまとめるとともに、「事故調査機関の在り方に関する検討会」において検討を進めており、達成していると評価できる。 過去の実績との比較を踏まえた評価 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「事故調査機関の在り方に関する検討会」を引き続き開催し、平成 23 年 5 月末に結論を取りまとめた。当該「取りまとめ」及びその後の消費者庁による当面の取り組みについて、消費者委員会に報告しその審議等を経た。 新たにより具体的な施策として盛り込んだ 13-2 等に基づき、関係省庁・機関の協力を得て、最も効率的に機能する仕組みを構築する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 13 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。(平成 23 年 5 月「事故調査機関の在り方に関する検討会」取りまとめ) 施策番号 13-2、13-2-2、13-3 を進めます。

施策番号 13-2 番

具体的施策	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、法務省、経済産業省、国土交通省、関係省庁等
実施時期	体制整備について、平成 23 年度中に必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。

施策番号 13-2-2 番

具体的施策	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	速やかに検討を行い、施策番号 13-2 の体制の整備に反映します。

施策番号 13-3 番

具体的施策	医療分野における事故の原因究明及び再発防止の仕組みの在り方について、必要な検討を行います。
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	平成 23 年度中に必要な検討を開始します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 14 番	
具体的施策	消費生活用製品に関して、消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告公表制度等を活用し、収集された事故情報の分析と原因の調査・究明に取り組むとともに、同種事故再発防止のための事業者による適切な市場対応を促し、消費者に対する啓発及び事故未然防止のための技術基準改正等の検討を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	引き続き検討を行います。
担当部局・課・室名	経済産業省商務流通情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費生活用製品安全法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品にライターを指定（改正政省令の施行） ・電気用品安全法の電気用品及び特定電気用品の新規指定、技術基準省令の改正等（改正政省令の施行）。 <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大製品事故報告公表制度の執行。 ・上記 1 以外の規制の見直し。 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法第 35 条に基づく重大製品事故報告受付件数受付、公表は消費者庁にて実施 重複、対象外を除くすべての案件を公表し、全件、製品評価技術基盤機構に調査指示している。 ・規制対象の追加、技術基準の見直し状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品にライターを指定（平成 22 年 11 月公布、同年 12 月施行） ・LED ランプ及び LED 電灯器具の規制対象化、電気掃除機及びリチウムイオン蓄電池の規制対象範囲の拡大に係る改正政令案を作成（震災の影響を勘案し、平成 23 年度中の公布を予定。） <p>2 . 上記 1 以外の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月末までに消費生活用製品安全法第 35 条に基づく通知を 1,141 件受け付けた。重複、対象外を除くすべての案件を公表し、全件、製品評価技術基盤機構に調査指示を行った。また、製品安全対策の取組強化のため、重大製品事故の原因究明の短縮化等について、製品評価技術基盤機構に指示し、リスク評価手法に基づく調査事案の優先度付けによる調査効率化の徹底や、消防庁との連絡会合の設置等を行った。 ・家庭用の圧力なべ及び圧力がま並びに乗車用ヘルメットの技術基準の改正（平成 22 年 5 月公布、同年同月施行） ・ガス給湯暖房機の規制対象化を実施（平成 22 年 11 月公布、平成 23 年 7 月施行予定） ・携帯用レーザー応用装置の技術基準の改正（平成 22 年 12 月公布、同年同月施行）

平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 工程表に沿って着実に実施した。なお、LED ランプ及び LED 電灯器具の規制対象化、電気掃除機及びリチウムイオン蓄電池の規制対象範囲の拡大に係る改正については、政令案を作成。震災の影響を勘案し、平成 23 年度中に公布を予定。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ LED ランプ等に係る政令を公布するほか、電気用品等の技術基準の見直しを行う。 ・重大製品事故の原因究明の機能強化や事業者による市場対応の促進等に引き続き取り組む。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 14 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 15 番	
具体的施策	昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。また、事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] • 昇降機や遊戯施設に係る事故情報・不具合情報の分析、再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、再発防止対策等に係る調査・検討を踏まえ、必要な技術基準の見直しを行うとともに、調査結果を報告書として公表します。</p> <p>[参考指標] 報告書の公表件数 1 件</p> <p>• 事故に係る調査体制の充実を図りつつ、調査機関の在り方について検討します。</p> <p>[参考指標] 昇降機等事故対策委員会委員の増員 2 名、事故調査担当職員の増員 3 名</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会昇降機等事故対策委員会において「帝都典禮ビルエレベーター事故調査報告書」を取りまとめ、平成 22 年 12 月 1 日に公表した。 「建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査検討業務」において、昇降機に係る事故情報・不具合情報の分析を行った。 平成 22 年 4 月より昇降機等事故対策委員会委員を 2 名増員した。また、同年 12 月 21 日に昇降機等事故対策委員会を廃止し、新たに社会資本整備審議会直下に昇降機等事故調査部会を設置するとともに、委員を 4 名増員した。 平成 22 年 10 月より事故調査担当職員を 3 名増員した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 専門家や事務局職員の充実等、当初の目標はおおむね達成した。 過去の実績との比較を踏まえた評価 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省において、昇降機や遊戯施設の事故調査、調査結果の公表等を引き続き実施する。 国土交通省において、平成 23 年 4 月より新たに専任の昇降機等事故調査室を設置するとともに、10 月より専任の職員を増員しさらなる調査体

	制の充実を図ることとしている。 ・また、調査機関の在り方については国土交通省と消費者庁が連携して検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 15 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 16 番	
具体的施策	製品等の利用により生じた事故等について、捜査を推進し、責任の所在を明らかにすることにより、関係行政機関と協力しながら再発防止を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第一課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品等の利用により生じた事故等について捜査を推進し、再発防止を図る。 <p>〔参考指標〕 製品等の利用により生じた事故の通知件数、関係行政機関との協力状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県警察において、製品等の利用により生じた事故の捜査を推進するとともに、認知時に関係行政機関に通知するなど協力を図り、再発防止に努めた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品等の利用により生じた事故の認知時の関係行政機関との協力を推進した結果、平成 22 年度中の製品等の利用により生じた事故の通知件数は 89 件であった。 また、これら事故の情報集約等の必要性について会議等を通じて都道府県警察に周知を再徹底した。 <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度中の製品等の利用により生じた事故の通知件数と比べると 58 件増加していることを踏まえると、相当の成果を挙げることができた。 <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・製品等の利用により生じた事故等について、引き続き捜査を推進し、関係行政機関と協力しながら再発防止を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 16 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 17 番	
具体的施策	製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、商品テスト機能を強化するため、人的体制の整備及びテストに必要な機器等の更新・整備を図ります。
担当省庁等	国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国民生活センター商品テスト部
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・事業仕分けでの指摘を踏まえ、関係機関等の協力を得て早急に検討。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図る。 ・商品テスト機能の体制強化を行う。</p> <p>[参考指標] 関連機関の事故情報等の共有化、技術・知見の活用の状況、商品テストの実施における役割分担の状況、人的体制の整備状況、機器の更新・整備状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・昨年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)において、本年度中に、「NITE 及び FAMIC との間で商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするために、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する」との方針が示された。</p> <p>上記基本方針を受け、商品テスト事業に必要な分析に関する NITE 及び FAMIC との連携・協力に関する協定の締結に向け、協議した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・昨年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)において、本年度中に、「NITE 及び FAMIC との間で商品テストの一部を迅速に依頼できるようにするために、商品テストを行う具体的な項目についてあらかじめ協議する仕組みを構築する協定を締結する」との方針が示された。</p> <p>上記基本方針を受け、また、NITE 及び FAMIC との新たな協定の締結に向け、協議を行うなど工程表を踏まえた対応を実施した。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・平成 23 年度予算にて、商品テストに係る予算を増額し、体制強化を図ることができた。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・新たな協定により、各機関の役割分担を明確化等することにより、効果的かつ迅速な商品テスト体制を構築することができた。</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・商品テストについては、その担い手等について、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであるが、自治体からの依頼への対応や、技術的な調査・分析機能は、強化を図っていくこととしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 17 番

具体的な施策	国民生活センターにおいて、製品評価技術基盤機構などの関連機関が保有する製品事故情報等の共有化、技術・知見の活用を図るとともに、商品テストの実施に当たっては、各法人の特性を活用した役割分担を促進します。また、自治体からのテスト依頼への対応や、技術的な調査・分析機能を強化するため、手法の改善に取り組みます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	一部実施済み（注 17）。引き続き、関連機関との連携を促進するなど、継続的に実施します。

（注 17）国民生活センターと製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センターとの間で、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析の実施を依頼できるよう協定を締結。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 18 番	
具体的施策	製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するとともに、製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化を図ります。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・消費者庁において、平成 22 年春に実施された行政刷新会議による事業仕分けの評価結果も踏まえ、消費者行政の在り方（全般）について、消費者庁と国民生活センターの役割分担、連携の在り方について検討されているところ。 ・上記の検討を踏まえた上で、製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との横の連携を含めた機能強化を早急に実現するための具体的な取組を検討。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・製品評価技術基盤機構が行う事故原因究明の機能強化。</p> <p>[参考指標] 上記取組の検討状況、上記取組の具体的内容</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の実施状況 ・平成 22 年 12 月 7 日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」をふまえ、製品評価技術基盤機構と国民生活センターなど関連機関との相互の協力関係を強化するため、「独立行政法人国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析に関する独立行政法人製品評価技術基盤機構との連携・協力に関する協定」の締結に向け、協議した（平成 23 年 5 月締結予定）。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施状況 ・事故原因究明の機能強化のため、製品評価技術基盤機構の取組の強化を実施し、リスク評価手法に基づく調査事案の優先度付けによる調査の効率化を徹底するとともに、消防庁との連絡会合を設置するなど関係機関との連携体制の強化を行った。 ・調査プロセスを円滑に進める観点から、業界団体等の関係団体に対しては、「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供の要請について」、通達文を送付し、事業者の積極的な事故調査への協力を要請した（平成 23 年 3 月 4 日付、484 団体）。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に沿って着実に実施した。 ・事故原因究明の機能強化のため、製品評価技術基盤機構の取組の強化を実施した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p>

	3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き更なる事故原因究明の機能強化を図る。 ・消費者庁における国民生活センターの在り方の検討を踏まえ、必要に応じて協定の見直しを行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 18 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 19 番	
具体的施策	市民の身近な安全に影響を与えるおそれのある製品事故等を未然に防止するため、事故情報を収集し早期に分析・把握し、公表します。具体的には、製品火災等に係る情報の収集及び公表、類似火災・事故や技術動向などの横断的な分析及び精密な調査の実施、発火時の使用環境の再現実験等を行うことにより、製品火災・事故等に係る未然防止策等を推進します。
担当省庁等	総務省（消防庁）
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省消防庁予防課消防技術政策室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品火災等に係る情報の収集、公表及び再現実験等について、継続的に実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>製品火災等に関する情報の公表件数、製品別分析の実施状況、再現実験の実施状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 1 ~ 3 月中の製品火災に関する調査結果 (平成 22 年 8 月 31 日) ・平成 22 年 1 ~ 6 月中の製品火災に関する調査結果 (平成 22 年 11 月 11 日) ・平成 22 年 1 ~ 9 月中の製品火災に関する調査結果 (平成 23 年 2 月 7 日) ・検証実験「高齢者の生活実態を踏まえた発火源対策に係る検証実験」実施(平成 22 年 12 月 ~ 平成 23 年 2 月)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品火災等に係る情報を収集、分析し、四半期ごとに「製品火災に関する調査結果」を公表し、国民に向けて製品に係る危険情報を発信した。 ・「製品火災に関する調査結果」を各都道府県、消防機関に通知するとともに、関係省庁に情報提供して連携することにより、製品火災対策の推進を図った。 ・製品火災等に係る情報の収集については、平成 22 年 12 月 15 日付で各消防機関に対して再周知を行い、報告について一層の徹底・迅速化を図った。 ・再現実験については、平成 22 年度は「こたつ」「電気ストーブ」について実施し、火災に関する基礎資料を得るとともに、映像資料を作成して、消防庁ホームページに掲載したほか、各都道府県及び消防機関に提供して、火災予防啓発への活用を図った。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年中は、製品別分析の結果、製品の不具合により発生したと判断される火災のうち、9 種の製品について発火源該当件数が 2 件以上であることが判明(平成 22 年 1 ~ 9 月中の製品火災に関する調査結果時点)した。 <p>3 . 上記以外の評価</p>

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度についても、平成 22 年度同様に製品火災等に係る情報の収集、公表及び再現実験等について実施する。 検証実験のテーマについては平成 23 年度に決定する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 19 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 20 番	
具体的施策	食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省、関係省庁等
実施時期	「基本的事項」の改定は、平成 22 年度の早い時期に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、内閣府消費者基本政策室、食品安全委員会事務局総務課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	食品安全基本法第 21 条第 1 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・所要の体制整備、「基本的事項」の改定の検討</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・平成 22 年度の早い時期に着手。</p> <p>[参考指標] 改定に向けた検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・食品安全行政に関する関係府省連絡会議幹事会を拡充し、「基本的事項」の改定について議論した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・関係する府省庁が連携、協力して「基本的事項」改定のための議論をする場を作った。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・平成 22 年度の早い時期には改定に着手できなかった。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、改定に向けて検討を進めていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 20 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 21 番	
具体的施策	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段について、直ちに着手し、継続的に実施します。</p>
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費者情報官、環境省水・大気環境局、総合環境政策局環境保健部
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	<p>消費者庁及び消費者委員会設置法</p> <p>食品安全基本法第 13 条</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進のため、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等と連携したシンポジウムを複数回開催する。 <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来とは異なった観点からのテーマ設定や多彩な参加者によるリスクコミュニケーション事業を構築し、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進を図る。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁では、平成 23 年 1 月 31 日から「リスクコミュニケーション推進のための意見交換会」を 4 回開催。 ・安全啓発資料等を作成し、これらを活用した講座を全国 20 箇所で実施。 ・食品安全委員会では、食品健康影響評価等に係る意見交換会を 27 回開催したほか、ホームページ等を通じて食品の安全性に関する情報提供を実施。 ・厚生労働省では、食品の安全性に関する様々なテーマについて意見交換会を 18 回開催したほか、ホームページやパンフレット等を通じて情報提供を実施。 ・農林水産省では、消費者の視点に立った農林水産行政を進めるため、消費者との懇談会等を開催。また、地方支分部局では、セミナー等を開催するとともに、出張講座の実施や講師の派遣を実施。ほかに、ホームページ等を通じて食品の安全性等に関する情報提供を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁では、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの促進のため、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等と連携したシンポジウムを 4 回開催し、工程表に従った取組を実施することができた。 ・食品安全委員会では、食品健康影響評価や食品の安全性についての正確な理解を広げるよう意見交換会等を実施した。 ・厚生労働省では、食品の安全性に関する知識と理解を深めるため、地方自治体と連携した意見交換会を 5 回開催した。 ・農林水産省では、食品の安全性等についての正確な理解を広げるよう意見交換会等を実施した。

	<p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの推進を図るため、最近の要注意事例を収集し、それらに基づきながら、リスクやリスク低減に関する理解の推進に資する資料及び手引書を作成し、これらを活用した講座を全国 20 箇所（約 700 人）の学校や社会教育施設等で実施するとともに、これらを消費者の方が入手しやすいように、消費者庁ホームページ及び消費者教育ポータルサイトに掲載した。 <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年 9 月から行ってきた、有識者等へのヒアリングを踏まえ、リスクコミュニケーション推進のための事業として、意見交換会の開催・啓発資料等の作成をすることができた。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の事業実施結果を踏まえ、意見交換会開催のテーマ、プログラム設定及び、多彩な参加者による安全啓発事業を展開する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 21 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 22 番	
具体的施策	食品安全に関するリスク管理は、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に配慮しつつ必要な措置を講じる必要があることから、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じます。
担当省庁等	厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課、監視安全課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、添加物等の規格基準設定等の推進（意見等を踏まえ、適時に規格基準の設定等を実施）する。 ・食品の安全性の確保のための検査・監視体制を継続的に実施する。 ・食品安全について、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を実施。 <p>〔参考指標〕</p> <p>食品、添加物等の規格基準設定等、リスク管理措置の実施状況</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全について、食品事業者や消費者等関係者との意見交換で出された意見等をリスク管理施策に反映させ、リスク管理措置を講じる。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適時に食品、添加物等の規格基準の設定等を実施した。 ・食品の安全性の確保のための検査・監視を継続的に実施した。 ・食品安全についてのワークショップや意見交換会を開催し、意見等を反映させたリスク管理措置を実施した。 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性向上のため、科学的知見に基づき、国際的動向や国民の意見に十分配慮しつつ、危害要因の実態調査やリスク管理措置の検討等を從来から計画的に実施。 ・平成 22 年度においては、上記に加え、食品安全に関するリスク管理の標準的な作業手順を定めた「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に従い、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質のリストを決定し、平成 23 年度から 5 年間を対象とした有害化学物質のサーベイランス・モニタリング中期計画を策定。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全についてのワークショップや意見交換会の実施、パブリックコメントにより、食品事業者や消費者等関係者から出された意見等をリスク管理施策に反映させ、食品、添加物等の規格基準設定、検査・監視体制の継続的な実施等のリスク管理措置を実施した。

	<p>【農林水産省】 ・優先度リストや中期計画等の策定に当たり、食品事業者や消費者等関係者と意見・情報の交換を行い、施策に反映させた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>【厚生労働省】 ・食品事業者や消費者等関係者との意見交換、パブリックコメントで出された意見等をリスク管理施策に反映させ、引き続き、必要なリスク管理措置を実施することができた。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 22番

具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 23 番	
具体的施策	リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度以降検討を開始します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、食品安全委員会事務局総務課、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、関係省庁等
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・平成 22 年度以降検討を開始する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	リスク評価機関の機能強化については、 ・リスク評価を的確かつ迅速に実施するためのタイムクロック制（標準的な事務処理期間）の実施やガイドラインの作成、評価内容の理解の助ける Q & A の作成等を行った。 ・食品安全委員会の各機能の十全な発揮と有機的な連携の強化を図るため食品安全性に関する科学的情報や国民の意見の的確な把握、評価結果等の国民への分かりやすい説明、評価結果を踏まえたリスク管理措置に対する積極的なフォローアップ等を行った。 ・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下での検討は行われていない。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記施策の実施により、食品安全委員会の機能強化を図り、リスク評価機関の機能を強化。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・リスク評価機関の機能強化を更に推進することができた。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。 ・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 23 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	リスク評価機関の機能強化については、平成 22 年度における施策の実施状況等を踏まえ（注 23）、平成 23 年度においても、継続的に取組を実施します。 リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、平成 23 年度以降検討を開始します。

(注 23) 平成 22 年度中にガイドラインの作成等を実施。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 24 番	
具体的施策	<p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 22 年 10 月に施行される取引等の記録の作成・保存の制度の定着を図ります。</p> <p>また、その他の飲食料品についても、農林漁家、中小事業者の取組を推進しつつ、同法の実施状況を踏まえ、関係省庁が連携し、仕入先、仕入日、販売先、販売日の記録の作成・保存の義務付け等について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。</p>
担当省庁等	農林水産省
実施時期	<p>前段について、継続的に実施します。（平成 22 年 10 月施行）</p> <p>後段について、同法の実施状況を踏まえ検討を行います。</p>
担当部局・課・室名	<p>農林水産省</p> <p>(前段) 総合食料局食糧部消費流通課米穀流通監視室</p> <p>(後段) 消費・安全局消費・安全政策課</p>
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」第 3 条、第 5 条及び第 6 条（前段）附則第 5 条（後段）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀事業者に対する説明会を通じた、制度の周知徹底。 ・各地方農政局等と都道府県との意見交換会を通じた連携体制の確立 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方農政局等と都道府県との意見交換会を通じた、連携体制の確立 <p>[参考指標]</p> <p>(前段) 米穀事業者に対する説明会等周知活動の実施状況</p> <p>(後段) 会議等の開催時期、回数、内容</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知徹底のため、米穀事業者に対する説明会を各地で開催。 ・各地方農政局・地方農政事務所等と都道府県との間で連携体制の確立のため、意見交換等を実施。 ・米穀事業者に対する調査等を実施。 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方農政局において、生産者における食品トレーサビリティの取組の現状等について都道府県の担当者と意見交換を実施（8 月に 7 箇所の農政局で実施）。 ・各都道府県における生産者のトレーサビリティの取組状況を把握し、各都道府県と情報共有を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>(前段)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・米穀事業者に対する説明会を開催し（延べ 300 回以上）制度の周知を徹底。 ・各地方農政局・地方農政事務所等と都道府県との間で意見交換等を実施し、連携体制を確立。連携体制の下、米穀事業者に対する調査等を効果的に実施。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p>

	<p>3 . 上記以外の評価</p> <p>(後段)</p> <p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県担当者との意見交換会を通じて、情報共有等を図るための連携体制を構築した。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産現場でのトレーサビリティの取組状況等の情報共有が進展。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>(前段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に引き続き、各地方農政局・地方農政事務所等において米穀事業者に対する説明会を各地で実施する予定。 ・平成 22 年度に引き続き、米穀事業者に対する調査等を実施する予定。 <p>(後段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米穀等以外の飲食料品のトレーサビリティ制度について検討を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 24 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 25 番	
具体的施策	高度な取組内容を含む農業生産工程管理（GAP）の共通基盤づくりを進めるとともに、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を充実し、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化を推進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省生産局技術普及課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤ガイドラインを作成（野菜、米、麦） ・他の作物（果樹、大豆等）について順次検討を進めるとともに、科学的知見に基づく危害要因ごとのリスク低減のための指針策定等に合わせ、必要に応じてその都度、共通基盤ガイドラインの見直しを実施 ・産地における更なる取組の拡大（GAP 導入産地の拡大）と内容の高度化（高度な取組内容を含む「ガイドラインに則した GAP 導入産地」の拡大）を推進 <p>[参考指標] ガイドラインの策定状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 4 月に共通基盤ガイドラインを作成（野菜、米、麦） ・平成 23 年 3 月に果樹、茶、飼料作物、きのこ、その他の作物について検討を行いガイドラインを改定。 ・産地における更なる取組の拡大と内容の高度化を図るため、消費・安全対策交付金等を活用し、指導者の育成や産地での導入等に対する支援を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・共通基盤ガイドラインを公表するとともに、他の作物の検討を行い耕種作物全体を対象とする改定をする等工程表に従った取組を実施することができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・改定したガイドラインの周知を図るとともに、今後も、産地における更なる取組の拡大と取組内容の高度化の推進について、引き続き消費・安全対策交付金等による支援を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 25 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 26 番	
具体的施策	食品製造事業者の中小規模層における HACCP 手法の導入を促進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づいた長期低利融資に加え、低成本導入手法の構築、現場責任者・指導者養成のための研修の取組等を支援します。また、HACCP 手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための研修等を支援します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	平成 22 年度以降、低成本導入手法の構築、零細規模層に対する施策を強化し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局食品産業企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（第 10 条第 1 項（日本政策金融公庫からの資金の貸付け））
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小規模層における HACCP 手法の導入の促進。 低成本導入手法を 4 業種以上構築する。 ・現場責任者・指導者養成の研修を 25 回(参加者 1000 人)開催する。 ・零細規模層に対する一般的衛生管理の徹底のための支援。 零細企業向け研修教材（3 種類）を作成する。 ・研修会を 2 回開催する。 <p>[参考指標] 上記に記載</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・中小規模層における低成本導入手法（5 業種：乾麺、生麺、冷凍食品、惣菜、菓子）の構築を図り、現場責任者・指導者養成研修を 21 回（660 人）開催した。 ・また、零細企業向け一般衛生管理徹底の教材を 3 種類作成し、一般衛生管理徹底のための研修会を 2 回開催した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小規模層における低成本導入手法については、予定を上回る 5 業種（乾麺、生麺、冷凍食品、惣菜、菓子）において構築することができた。現場責任者・指導者養成研修については、21 回（660 人）開催し、予定をやや下回ったものの、近年の参加者数（500～600 人）を上回る実績となつた。 ・また、零細企業向け一般衛生管理徹底については、教材を 3 種類作成、研修会を 2 回開催し、予定どおり取組を進めることができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場責任者・指導者養成研修は、近年 500～600 人で推移していたが、今年度はこれを超える参加者を得た。今年度から低成本導入手法の構築と一般衛生管理徹底のための支援を実施しており、中小規模層における HACCP 手法の導入が加速するよう取り組んでいる。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、HACCP 手法導入促進のため現場責任者・指導者養成の研修の実施、低成本導入の取組、一般衛生管理徹底の取組のための支援を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 26 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 27 番	
具体的施策	食品のリコール社告の規格化の必要性について、消費者、事業者及び関係省庁等の意見を聴取し、必要性が認められた場合には、規格化に着手します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	平成22年度中に、食品のリコール社告の規格化の必要性について結論を得ます。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	〔平成22年度分の「工程表」〕 食品のリコール社告の規格化の必要性について審議を行うために、必要な調査等を実施等。
平成22年度の具体的施策の実施状況	・食品のリコール社告の実施状況等の実態について、食品事業者に対する調査等を実施し、規格化の必要性について検討。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・必要な調査・検討を実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)を参考とするよう周知。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 27 番	
具体的施策	食品のリコール社告を出す際に「消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法」(JIS S 0104:2008)を参考とするよう周知します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 28 番	
具体的施策	農林物資規格調査会等の審議を経て、社会的ニーズに対応した新たな JAS 規格の導入を推進することに加え、JAS 規格の新規策定や見直しに係る作業手順の透明化を図ります。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則(JAS 法施行規則)第 1 条～第 4 条、第 13 条及び第 14 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・ JAS 規格の新規策定や見直しに係る作業手順を透明化。 ・ 社会的ニーズに対応した新たな JAS 規格の導入を検討。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・ 作業手順を透明化するため、JAS 法施行規則を改正し、平成 22 年 7 月に施行。 ・ 商品情報の提供等に係る規格について、関係者からのアンケート調査等により、社会的ニーズ等の調査・検討を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・ 改正施行規則を施行するとともに、社会的ニーズ等の調査等を実施。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・ 継続的に実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 28 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 29 番	
具体的施策	流通食品への毒物混入事件について、迅速に捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努めます。
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第一課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通食品への毒物混入事件について捜査を推進し、被害の拡大を防止する。 <p>〔参考指標〕 流通食品への毒物混入事件の通知件数、関係機関との連携状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・都道府県警察において、流通食品への毒物等混入事件について捜査を推進するとともに、関係行政機関に通知するなど連携を図り、被害の拡大防止に努めた。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」等の達成状況</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通食品への毒物等混入事件の認知時の迅速な捜査と関係行政機関との連携を推進した結果、平成 22 年度中の流通食品への毒物等混入事件の通知件数は 1 件であった。 <p>また、これら事件の情報集約等の必要性について会議等を通じて都道府県警察に周知を再徹底した。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度中の流通食品への毒物等混入事件の通知件数と比べると 1 件減少しているものの、認知した事件については迅速に通知することができたことを踏まえると、一定の成果を挙げることができたと言える。 <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・流通食品への毒物混入事件について、引き続き迅速な捜査を推進し、関係行政機関と連携を取りながら被害拡大の防止に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 29 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 30 番	
具体的施策	食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供の取組を推進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局消費・安全政策課、消費者情報官
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・食品安全や食生活と健康について、消費者への分かりやすい情報提供を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	当省ホームページにおいて、消費者に対し、食品安全や食生活と健康に関する情報を提供するため、以下の取組を実施。 ・消費者が情報を探しやすいうようにホームページのレイアウトを見直し ・平成 22 年冬期は、ノロウイルスによる食中毒の拡大のスピードが例年よりも早いとの情報があったことから、消費者の注意喚起を促すためのページを新たに作成し、食中毒を防ぐポイントや対処方法を掲載 ・東日本大震災に関する情報、農林水産物等への影響についての情報をとりまとめたポータルサイトを開設
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記施策の実施により、消費者への分かりやすい情報提供を行うことができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、消費者向けの食品安全や食生活と健康についての情報を分かりやすく提供。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 30 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 31 番	
具体的施策	食品関係事業者に対する消費者の信頼確保が図られるよう、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「企業行動規範」や各種マニュアルの策定や適切な運用を図ることにより、法令遵守や企業・社会倫理遵守といった「コンプライアンス」の徹底を促進します。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局食品産業振興課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係事業者に対するコンプライアンスの徹底を促進する。 <p>[参考指標]</p> <p>コンプライアンス確立に関する研修会の実施状況（開催回数、受講後の満足度（アンケート））、信頼性向上自主行動計画に基づいた事業者団体の活動のフォローアップ状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・食品企業におけるコンプライアンスの重要性を再認識し、体制の整備を促進するため「啓発研修会」を平成 22 年 8 月から 10 月にかけて、全国で 25 回開催した。 ・平成 22 年 11 月から平成 23 年 2 月にかけて、食品企業のコンプライアンス関係の実務担当者を対象に、企業行動規範や事故対応等マニュアルの作成・運用のポイントを内容とする「実務者研修会」を全国で 30 回開催した。 ・平成 23 年 1 月から 3 月にかけて、食品企業の経営者層を対象に、事故等発生時の模擬体験を通じた危機管理等を内容とした「トップマネジメント実践研修会」を全国で 10 回開催した。 ・平成 22 年 5 月から平成 23 年 3 月にかけて、食品業界団体等からの要請によるコンプライアンス研修会への講師派遣を行った。 ・平成 22 年 11 月から 12 月にかけて、信頼性向上自主行動計画を策定した食品業界団体に対し、取組状況についてのアンケート調査を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国各地で、平成 22 年 8 月から 10 月にかけて、コンプライアンスの重要性を再認識し、体制の整備を促進するための「啓発研修会」を 25 回、平成 22 年 11 月から平成 23 年 2 月にかけて、企業行動規範や事故対応等マニュアルの作成・運用のポイントを内容とする「実務者研修会」を 30 回、平成 23 年 1 月から 3 月にかけて、事故等発生時の模擬体験を通じた危機管理等を内容とした「トップマネジメント実践研修会」を 10 回開催した。また、平成 22 年 5 月から平成 23 年 3 月にかけて、食品業界団体等からの要請によるコンプライアンス研修会への講師派遣を行うなど、工程表に沿った取組を実施することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から、「啓発研修会」、「実務者研修会」に加え、経営者層を対象とした「トップマネジメント研修会」を開催することで、より充実した研修会となり、食品企業におけるコンプライアンス意識の向上につながった。また、食品関係事業者団体からの要請によるコンプライアンス研修会への講師派遣の件数は前年度より増加しており、食品業界としてのコン

	プライアンス意識の向上がうかがえる。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、食品業界の信頼性向上に向けた研修会の全国開催等を通じて、「コンプライアンス」の徹底を促進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 31番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 32 番	
具体的施策	我が国的主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各 government・国際機関との連絡体制の強化に取り組みます。
担当省庁等	外務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	外務省経済局政策課、官房総務課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] • 在外公館において、個別事例への対応、各 government・国際機関との連絡体制の強化に取り組む。</p> <p>[参考指標] 「食の安全」問題に関わりが深い 9 つの在外公館において「食の安全」担当官を指名する。「食の安全」問題が発生した際には省内及び消費者庁と迅速に情報を共有するとともに、ホームページ等を通じて情報発信を行う。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 「食の安全」問題に関わりが深い 9 つの在外公館において「食の安全」担当官を指名し、情報収集するとともに連絡体制を強化するよう努めた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 情報収集・連絡体制の強化に取り組んだ。 過去の実績との比較を踏まえた評価 • 省内関係者に当省の「食の安全」に対する取組について徹底させた。 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き在外公館に「食の安全」担当官を指名し、情報収集及び連絡体制の強化に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 32 番	
具体的施策	我が国的主要食料輸入国や食の安全問題に関わりの深い国際機関等を所管する在外公館において、個別事例への対応、各 government・国際機関との連絡体制の強化、また、国内においては消費者庁を含む国内関係省庁・機関との連絡体制の強化に取り組みます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 33 番	
具体的施策	輸入食品監視指導計画により、輸出国政府との二国間協議や在外公館を通じた現地調査等の実施や担当官の増員、情報等の入手のための関係省庁との連携の推進など、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ります。
担当省庁等	厚生労働省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度輸入食品監視指導計画を実施する。 対日輸出牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証する。 輸出国の衛生対策推進のため、現地調査を実施する。 平成 23 年度輸入食品監視指導計画を策定する。 検疫所における人員（食品衛生監視員）を拡充する。 高度な検査機器の整備等を行う。 中国の食品安全に関する情報収集等を行う担当官を在中国日本大使館へ引き続き配置する。 中国以外の主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集、問題発生時の輸出国政府との調整、必要に応じた現地調査の実施等のため、担当官を在外公館への配置を検討する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度輸入食品監視指導計画を実施した。 対日輸出牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証した。 輸出国の衛生対策推進のため、現地調査を実施した。 平成 23 年度輸入食品監視指導計画を策定した。 検疫所における人員（食品衛生監視員）を拡充した（15 名増員）。 高度な検査機器の整備等を行った。 中国の食品安全に関する情報収集等を行う担当官を在中国日本大使館へ引き続き配置した。 中国以外の主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集、問題発生時の輸出国政府との調整、必要に応じた現地調査の実施等のため、担当官を在外公館へ配置する（平成 23 年度 1 名配置）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 平成 22 年度輸入食品監視指導計画の実施 対日輸出牛肉の対日輸出プログラムの遵守状況を検証し、工程表に従った取組を実施することができた（アメリカ、カナダへ査察を実施）。 輸出国の衛生対策推進のため、現地調査を実施し、工程表に従った取組を実施することができた（中国、韓国、タイ、ベトナム、イタリアへ現地調査を実施）。 平成 23 年度輸入食品監視指導計画の策定し、工程表に従った取組を実施することができた。 検疫所において、食品衛生監視員を 15 名増員し、工程表に従った取組を実施することができた。 高度な検査機器の整備等を行い、工程表に従った取組を実施することができた。 中国の食品安全に関する情報収集等を行う担当官を在中国日本大使館へ引き続き配置し、工程表に従った取組を実施することができた。 他の主な輸出国における対日輸出食品の危害情報等の収集、問題発生時

	<p>の輸出国政府との調整、必要に応じた現地調査の実施等のため、平成 23 年度に担当官をカナダへ配置することができ、工程表に従った取組を実施することができた。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・引き続き、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図ることができた。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、輸入食品の安全性の確保のための検査・監視体制の強化を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 33 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 34 番	
具体的施策	食品表示の適正化を図るための施策を着実に推進します。(施策番号 69 ~79 に記述)
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 35 番	
具体的施策	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、経済産業省、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度中に結論を得て、平成 24 年 9 月までに必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者情報課、経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者安全法附則第 2 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者委員会を含めた有識者からの意見を聞きながら、重大事故等への措置及びその適用範囲について検討し、結論を得る。</p> <p>[参考指標] 検討し結論を得た時期</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・財産被害に関する重大事故等の設定に関して、「重大事故の範囲についての考え方（ただし被害者救済等の議論を踏まえること）」といった論点の整理を行い、財産分野の消費者被害事案に対して取り得る措置についての検討と一体的に議論を進めることが必要であると結論を得た。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり論点を整理し、財産分野の消費者被害事案に対して取り得る措置についての検討と一体的に議論を進めることが必要であると整理することができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・財産分野の消費者被害事案に対して取り得る措置についての検討に併せて、財産分野の重大事故の範囲に関しても引き続き検討を加える。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 35 番	
具体的施策	消費者被害の発生又は拡大の状況等を勘案し、消費者委員会の意見を聞きながら、消費者の財産に対する重大な被害に係る重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成 24 年 9 月までに必要な措置を講じます。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 36 番	
具体的施策	消費生活用製品の分野におけるリスクアセスメントの必要性・在り方等に関する専門家との検討を踏まえ、リスクアセスメントの普及啓発を推進します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ製品安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・リスクアセスメントハンドブック（第一版）の策定。 ・リスクアセスメントハンドブックの普及に取り組むとともに、リスクアセスメントの効率的な実施等に係る JIS 原案の作成に向けた検討を行う。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・リスクアセスメントの普及啓発を推進。</p> <p>〔参考指標〕 リスクアセスメントハンドブックの業界団体等への配布状況、製品安全総点検週間における広報活動状況、セミナー・講演等の実施状況、ホームページへの掲載状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の実施状況 ・消費生活用製品を対象として、大企業から中小企業まで広く対象としたリスクアセスメントハンドブック（第一版）を平成 22 年 5 月に策定した。 ・企業の実務担当者に向けに、具体的な事例を交えて紹介するリスクアセスメントハンドブック（実務編）を作成（平成 23 年 5 月発表予定）。また、有識者からなる委員会を設け、JIS 原案の作成に向けた検討を行った。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施状況 ・リスクアセスメントハンドブック（第一版）を 433 の業界団体等へ配布。 ・下記の広報を実施し、リスクアセスメントの普及啓発を促進。 - 総点検週間における講演とロビー展示（平成 22 年 11 月） - 消費者を対象とした製品安全セミナーで紹介（計 20 回） - 関連団体の説明会において、配布と説明 - ホームページ「製品安全ガイド」への掲載</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に沿って着実に実施した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・リスクアセスメントハンドブック（第一版）及び同ハンドブック（実務編）（平成 23 年 5 月発表予定）を活用して事業者等への一層の普及を図り、リスクアセスメントの定着を目指す。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 36 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 37 番	
具体的施策	家庭用品メーカー等が危害防止対策を推進する際のガイドラインとなっている「家庭用化学製品に関する総合リスク管理の考え方」を踏まえ、各種製品群につき、メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	おおむね 2 年ごとに 1 製品群につき作成します。(「洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成 22 年度中に作成します。)
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第 3 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・メーカー等が製品の安全対策を講じるために利用しやすい「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成する。 〔参考指標〕 手引きの作成状況（作成サイクル）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・家庭用品安全確保マニュアル（洗浄剤・漂白剤）検討会（委員：専門家、消費者団体及び業界団体から 11 名、内容：マニュアルの作成、検討）を全 3 回開催し、「家庭用洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成 22 年度に作成した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・「家庭用洗浄剤・漂白剤安全確保マニュアル作成の手引き」を平成 22 年度に作成した。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・4 製品群の安全確保マニュアルに加え、新たな製品群（洗浄剤・漂白剤）の安全確保マニュアルを作成した。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度以降も引き続き、おおむね 2 年ごとに 1 製品群につき「安全確保マニュアル作成の手引き」を作成する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 37 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 38 番	
具体的施策	製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁・関係機関の協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、国民生活センター相談部危害情報室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・判例等の整理・公表。</p> <p>[参考指標] 判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報の収集・公表件数(法施行からの累計件数)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁及び国民生活センターが連携・協力して製造物責任法に関連する判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報を収集し、その概要について、国民生活センターのウェブサイト(消費者庁のウェブサイトからリンクを設定。)において、判例 111 件 (第一审 73 件、控訴審 30 件、上告審 8 件) 製造物責任法に基づき提訴された訴訟の情報 130 件などを公表した (22 年 9 月末時点の累計件数。うち平成 22 年度収集分の公表件数は、判例 4 件、製造物責任法に基づき提訴された訴訟の情報 3 件。) また、国民生活センターのウェブサイトに「製造物責任法による訴訟」のページを新設し、新たに把握した訴訟、判決言渡しなどの情報を逐次追加した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 工程表に従い製造物責任法に関連する判例等を収集・公表したことで、消費者が消費者被害を防止するために必要な知識を得る環境の整備につなげることができた。これは、被害の未然防止・拡大防止に資するという点で有効なものである。また、消費者被害の未然防止・拡大防止により、国民全体の経済的損失が減少するという点で効率的である。 過去の実績との比較を踏まえた評価 • 判例の収集状況等について、従来は年に 1 度プレスリリースを行っていたが、「製造物責任法による訴訟」のページをウェブサイトに新設したことにより、隨時閲覧することが可能となった。 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、消費者庁と国民生活センターが連携し、判例等を収集し、公表していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 38 番

具体的施策	製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 39 番	
具体的施策	エステティック関係団体におけるエステティック衛生基準の周知・徹底、エステティック学術会議の年に 1 回程度の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について助言を行い、これらの成果等について、広く周知を行います。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省健康局生活衛生課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	厚生労働省設置法第 4 条第 1 項第 27 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エステティック衛生基準の周知・徹底、1 年に 1 回程度のエステティック学術会議の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について、適時助言を行い、その成果等について広く周知を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>助言の時期、内容、公表内容・件数、公表方法、周知先における認知度</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体において、平成 22 年 12 月より、エステティックサロンにおける衛生基準の習得のため、e- ラーニングの開始、平成 22 年 9 月 28 日にエステティック学術会議の開催、フェイシャルスキンケア技術の実態把握等の調査研究を行い、厚生労働省は、学術会議等に出席し、助言を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・厚生労働省においては、エステティック学術会議等に出席し、関係団体に対して、適時助言を行った。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・1 年に 1 回のエステティック学術会議の継続的な実施等に対し、適時助言を行った。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続的に、エステティック衛生基準の周知・徹底、1 年に 1 回程度のエステティック学術会議の継続的な実施、フェイシャルエステティックに関する調査研究等について、適時助言を行い、その成果等について広く周知を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 39 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 40 番	
具体的施策	<p>一定の水準や合理性を満たしている民間サービス事業者に対して、サービス品質や信頼性を確保し、消費者が安心してサービスを利用できるよう、第三者が認証を与える制度の普及促進についてフォローアップを行います。</p> <p>既に制度が運用されているエステティック業、結婚相手紹介サービス業については運用上の課題を把握するとともに、必要に応じて助言を行います。また、消費生活センターなどに寄せられる苦情相談件数が増加している業界を中心に、制度導入の必要性について業界団体などとともに検討します。</p>
担当省庁等	経渉産業省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局サービス産業課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エステティック業における認証審査体制の強化等についての助言を実施。 ・葬祭業に関し、制度導入の必要性等について、業界団体等との検討を実施。 <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者による認証制度の普及促進についてのフォローアップを適宜行う。 <p>〔参考指標〕 フォローアップの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に制度が運用されている業界において運用上の課題の把握や助言を行う。 <p>〔参考指標〕 エステティック業、結婚相手紹介サービス業における運用上の課題把握、苦情相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度未導入の業界における導入の必要性について検討する。 <p>〔参考指標〕 制度未導入業界における苦情相談件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの信頼性の向上の観点から、エステティック業の認証機関の中立性の確保等について、エステティック業の認証機関等に対して体制の拡充や強化等に関する助言を行った。 ・また、当該認証機関や関連事業者等に対して、消費者相談への対応の在り方について、適宜、助言を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・葬祭業及びその関連サービス業に関し、業界の現状等について、業界団体や関連事業者等から聴取の上、認証制度の必要性についての検討を行っ

	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者による認証制度の普及促進についてのフォローアップの観点から、個別事業者や地方自治体等からの各種問い合わせ等に適宜対応した。 ・既に制度が運用されている結婚相手紹介サービス業について、事業者からの相談に対して適宜対応しつつ、当該業界における運用上の課題の把握や助言を行った。 <p>また、平成 22 年 11 月の独立行政法人国民生活センターから消費者への情報提供に当たり、国民生活センターと連携をして、当該業界における第三者認証機関及び認定個人情報保護団体に対しても周知を努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の業種においても、制度の導入の可能性・必要性等について検討を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エステティック業の認証審査体制の強化等についての助言を実施することができた。 ・葬祭業に関し、制度導入の必要性等について、業界団体等との検討を実施することができた。 <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者による認証制度の普及促進についてのフォローアップを実施することができた。 ・既に制度が運用されている業界において運用上の課題の把握や助言を実施することができた。 ・制度未導入の他の業界における第三者による認証制度の導入の可能性や必要性等について検討することができた。 <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表に沿った取組を進めていくこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 40 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 41 番											
具体的施策	高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、改正特定商取引法の改正の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。										
担当省庁等	消費者庁										
実施時期	継続的に実施します。										
担当部局・課・室名	消費者庁取引・物価対策課										
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）											
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・特定商取引法の厳正な執行。 [参考指標] 行政処分の件数										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・権限委任・指揮監督下にある経済産業局との密な連携の下、平成 22 年度は 53 件の行政処分（業務停止命令・指示）を行った（平成 23 年 3 月 31 日時点）										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・経済産業局との密な連携の下、行政処分を着実に進めることで、悪質事業者による被害拡大の防止などを図った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 特定商取引法に基づく行政処分の件数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H18 年度</th><th>H19 年度</th><th>H20 年度</th><th>H21 年度</th><th>H22 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30</td><td>40</td><td>37</td><td>48</td><td>53</td></tr> </tbody> </table> (件、平成 23 年 3 月 31 日時点) 3. 上記以外の評価	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	30	40	37	48	53
H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度							
30	40	37	48	53							
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き特定商取引法の厳正な執行を行う。										
備考											

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 42 番	
具体的施策	<p>消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。</p> <p>また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。</p>
担当省庁等	消費者庁、法務省、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度以降、前段については、問題点の把握を行い、後段については、検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、法務省民事局参事官室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析 ・消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の問題点の把握 <p>[参考指標]</p> <p>法制審議会民法（債権関係）部会での発言回数、有識者へのヒアリングの回数、適格消費者団体へのヒアリングの回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約に関する裁判例について、裁判所や判例データベース、法律雑誌等より判決文の収集を行った。 ・法制審議会民法（債権関係）部会（平成 22 年度に 19 回開催）に毎回出席し、消費者契約における消費者保護の観点から毎回積極的に発言を行った。 ・消費者契約法に関する裁判例の収集・分析の方法や実体法部分に関する見直しについて、有識者及び国民生活センターにヒアリングを行った（計 3 回）。 ・「適格消費者団体連絡協議会」において、各団体より差止訴訟の状況について報告を受け、現状把握を行った（計 2 回）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・法制審議会民法（債権関係）部会に出席して民法改正の動きを注視するとともに、効率的に消費者契約法関連の裁判例を収集・分析し、効果的に問題点を把握できるよう、有識者等の助言を得て検討を行うことができた。 ・平成 22 年 9 月に公表した「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」において、適格消費者団体による差止訴訟の内容を整理し、また平成 22 年 8 月及び平成 23 年 2 月の「適格消費者団体連絡協議会」において、各団体より差止訴訟の状況について報告を受け、今後の課題等を把握することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23	・引き続き消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析を

年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	行うとともに、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 42 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 43 番	
具体的施策	<p>特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。</p> <p>消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	関係省庁における執行状況の随時取りまとめ、公表については、平成 22 年度早期に開始し、以降継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 各省庁においては、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表する。 消費者庁においては、法令の執行及び公表の状況を調査する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁においては、消費者庁所管法令及び消費者行政推進基本計画(平成 20 年 6 月 27 日閣議決定)の別紙 2 に列挙された法律について、執行状況及びその公表状況を各省庁に照会。各省庁の執行状況及び公表状況を把握の上、消費者委員会に報告・公表。 照会した法律のうち、執行実績のあったもの(42 本)については、おおむね執行状況を各省庁において公表済み。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 上記により、平成 22 年度分について、工程表に沿った取組を着実に推進。 過去の実績との比較を踏まえた評価 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 43 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 44 番																	
具体的施策	通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。																
担当省庁等	消費者庁																
実施時期	継続的に実施します。																
担当部局・課・室名	消費者庁取引・物価対策課																
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）																	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信販売等につき、特定商取引法の執行を補完する取組を実施 <p>[参考指標]</p> <p>ISP 通報件数、金融庁への情報提供件数</p>																
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 約 1 万件の通信販売サイトや約 331 万件の迷惑メール広告とその関連サイトについて、調査分析を行った。当該調査分析をもとに、違法が疑われる事業者に対して警告メールを発信するとともに、インターネット・サービス・プロバイダに対して約 3.7 万件の通報を、金融庁に対して 21 件の口座情報の提供を行った。 																
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信販売事業者に対し、警告メールを送ることにより不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促した。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>ISP 通報数</th><th>金融庁への口座情報提供数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 19 年度</td><td>20,039</td><td>357</td></tr> <tr> <td>平成 20 年度</td><td>23,634</td><td>83</td></tr> <tr> <td>平成 21 年度</td><td>20,848</td><td>35</td></tr> <tr> <td>平成 22 年度</td><td>37,686</td><td>21</td></tr> </tbody> </table> <p>3 . 上記以外の評価</p>		年度	ISP 通報数	金融庁への口座情報提供数	平成 19 年度	20,039	357	平成 20 年度	23,634	83	平成 21 年度	20,848	35	平成 22 年度	37,686	21
年度	ISP 通報数	金融庁への口座情報提供数															
平成 19 年度	20,039	357															
平成 20 年度	23,634	83															
平成 21 年度	20,848	35															
平成 22 年度	37,686	21															
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組を実施する。 																
備考																	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 41-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 45 番	
具体的施策	改正割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進めます。また、決済代行や仲介・媒介業者などが関連する被害についても、同法の運用を通じて適切な対応を進めます。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ取引信用課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	割賦販売法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正割賦販売法の完全施行に向けた広報・普及活動等の実施及び施行後の適切な対応。 <p>[参考指標]</p> <p>完全施行に向けた広報・普及活動の実施状況等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 改正割賦販売法の完全施行に向け、全国 10箇所で改正内容に関するセミナーを開催。 リーフレット「ご存じですか？安心してクレジットを利用いただくためのルール」を 33 万部配布。 クレジット取引に関する決済代行の実態把握のための調査を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正割賦販売法の完全施行に先立ち、消費者及び消費者相談にかかる消費者相談員を対象として、10月より全国 10箇所でセミナーを開催、全 1,100 名の参加者を得て、改正内容を広く周知することができた。 消費者向けリーフレット「ご存じですか？安心してクレジットを利用いただくためのルール」を消費者窓口を設けている都道府県・政令指定消費生活センター、日本クレジット協会会員会社、クレジットカウンセリング協会、貸金業協会、流通系事業者団体等に向け 33 万部配布することで、効果的に広報・普及活動を実施することができた。 決済代行等が関連する消費者トラブルの実態を把握するため、クレジット決済における決済代行の役割、消費者トラブルの実態等について海外調査を実施し、諸外国と我が国の決済代行の実態やトラブルの現状を把握することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 12 月の第一段階施行の際には、事業者向けの改正法説明会を実施したが、完全施行を迎えた平成 22 年度は、事業者だけでなくクレジット利用者である消費者向けに、改正法の趣旨について理解を深めることを目的としたセミナーを開催し、改正内容を十分に周知することができた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、割賦販売法を適切に運用し、関係業者への法遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進める。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 45 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 46 番	
具体的施策	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、金融庁総務企画局信用制度参事官室、総務省地域力創造グループ地域政策課、法務省大臣官房司法法制部司法法制課・民事局参事官室・民事局民事第二課・刑事局刑事課、財務省大臣官房政策金融課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課、厚生労働省社会局地域福祉課、経済産業省消費経済政策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施する。 ・「借り手の目線に立った 10 の方策」に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に推進する。 <p>[参考指標]</p> <p>自治体等の多重債務相談窓口の設置状況、ヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員数、ヤミ金融利用講座凍結のための金融機関への情報提供件数、金融経済教育実施実績、多重債務に関する相談件数等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>(1) 多重債務問題改善プログラムの実施</p> <p>相談窓口の整備・強化：無料相談会の実施、改正貸金業法広報。</p> <p>セーフティーネット貸付の提供：生活福祉資金貸付制度の強化、地域生協の県域規制緩和、金融機関の取組みの推進、NPO バンクの活動の支援。</p> <p>金融経済教育の強化：地域で開催される講座等への講師派遣による多重債務問題等の金融トラブルに係る出前講座等の実施等。</p> <p>ヤミ金の取締り強化：集中取締り本部を維持した継続的取締り、ヤミ金業者に対する電話警告、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認等、インターネット上の無登録貸金業広告の削除要請、相談マニュアルの改訂版の作成・配布。</p> <p>(2) 「借り手の目線に立った 10 の方策」の実施</p> <p>多重債務者の生活再建のためのセーフティーネット充実・強化</p> <p style="text-align: right;">(上記(1)と同じ)</p> <p>多重債務者に対するカウンセリング・相談の改善・強化</p> <p style="text-align: right;">(上記(1)と同じ)</p> <p>ヤミ金対策の強化：ヤミ金融利用口座凍結のための金融機関への情報提供、ヤミ金業者に対する電話警告(再掲) 携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認等(再掲) インターネット上の無登録貸金業広告の削除の要請(再掲) 相談マニュアルの改訂版の作成・配布(再掲)。</p> <p>(3) その他施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤミ金融に利用され凍結された口座の名義人情報を、全国銀行協会及び(株)ゆうちょ銀行へ提供開始。

	<p>(1) 及び (2) の取組に関する実績は、以下のとおり。</p> <p>[自治体等の多重債務相談窓口の設置状況]</p> <p>: 財務局、都道府県ではすべて設置済み。市区町村では、1,626 団体（全体の 91%）で設置済（21 年度実績）（参考）20 年度は 1,618 市区町村。なお、22 年度は集計中。</p> <p>[金融経済教育に関する講師派遣実績等]</p> <p>: 22 年度 649 回（うち多重債務問題関係 約 300 回）</p> <p>[平成 22 年中におけるヤミ金融事犯の検挙事件数及び検挙人員]</p> <p>: 393 事件、755 人（前年比 49 事件、60 人）</p> <p>[平成 22 年中のヤミ金融利用口座凍結のための金融機関への情報提供件数] : 13,585 件（前年比 +2,910 件、+ 27.3%）</p> <p>[平成 22 年中の携帯音声通信事業者への契約者確認件数]</p> <p>: 2,775 件（前年比 +737 件、+ 36.2%）</p> <p>[平成 22 年中のヤミ金業者への電話警告件数] : 12,502 件</p> <p>[平成 22 年中のインターネット上の無登録貸金業広告の送信防止措置要請件数] : 153 件</p> <p>（なお、取組の詳細については、下記 URL も参照。） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/101202/honbun.pdf</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記施策の実施により、多重債務問題の解決のための取組を着実に推進。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 多重債務相談を含む貸金業又はヤミ金に関する相談件数は大きく変化しておらず、現時点では、改正貸金業法の完全施行（22 年 6 月 18 日）を受けて、大きな混乱は生じていないと見られるが、完全施行の影響については、引き続き、注視する必要がある。 <p>[多重債務に関する相談件数]</p> <p>: 21 年度 : 77,803 件 22 年度 : 64,931 件</p> <p>全国の消費生活センター等から PIO-NET へ登録された相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正貸金業法完全施行後にヤミ金融による被害が増加に転じている状況は把握されていないものの、今後とも、被害の状況を注視しつつ、手を緩めることなく、取締り及び対策を推進する。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	平成 23 年度以降も、引き続き「多重債務問題改善プログラム」及び「借り手の目線に立った 10 の方策」に基づき、借り手等の実情を踏まえた方策を重層的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 46 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 47 番	
具体的施策	商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行います。また、商品先物取引法の施行後は、同法の迅速かつ適正な執行を行います。
担当省庁等	農林水産省、経済産業省
実施時期	商品取引所法については、平成 22 年度以降、継続的に実施します。また、商品先物取引法については、同法の施行後直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局商品取引監理官、経済産業省商務情報政策局商務流通グループ商務課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	商品先物取引法 (平成 22 年 12 月までは、商品取引所法、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律)
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] <平成 22 年 4 月～12 月末></p> <ul style="list-style-type: none"> 商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を実施 商品先物取引法の周知徹底 <p><平成 23 年 1 月～3 月末></p> <ul style="list-style-type: none"> 主務省や自主規制機関で受け付けた苦情相談等にて把握した情報をもとに、事業者への指導・監督を行う等、施行された商品先物取引法の迅速かつ厳正な執行を実施 ホームページ等を活用した消費者広報を実施 <p>[参考指標] 法執行の実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 商品取引所法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づき立入検査を行うとともに、必要に応じ報告徴収を行った。 商品取引所法に基づき 4 件の行政処分（業務改善命令・業務停止命令に限る。以下同じ）を行った。また、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律に基づき、10 件の行政処分を行った。 関係企業・団体に法改正の趣旨及び必要となる参入手続等に関するパンフレットを送付するとともに、平成 22 年 11 月より順次、全国主要地で説明会を開催した。 専用のホームページを開設する等消費者広報を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務省や自主規制機関で受け付けた苦情相談等で把握した情報を基に、事業者への指導・監督を行うなど、商品取引所法等の迅速かつ厳正な執行を行い、工程表に従った取組を実施することができた。 関係企業・団体に法改正に関するパンフレットを送付するとともに、全国 11 か所で説明会を開催することによって、法改正の趣旨及び必要となる参入手続等の効果的な周知を行うことができた。 法改正について専用のホームページを開設するとともに、ホームページで商品先物取引に関する消費者への情報提供を行うなど、効果的に消費者広報を行うことができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引法の施行前に、海外商品市場における違法行為が増加することが想定されたため、海外商品取引業者に対する検査を重点的に行い、厳格に法を執行することができた（行政処分：平成 21 年度 6 件 平成 22 年度 10 件）。

	3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き商品先物取引法を迅速かつ厳正に執行する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 47 番	
具体的な施策	商品先物取引法の迅速かつ厳正な執行を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 48 番	
具体的施策	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を、一部の金融商品取引業者（証券会社）から、FX 取引業者やファンドの販売業者・運用業者も含めた金融商品取引業者全般に拡大する措置を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、迅速かつ適切な運用を図ります。
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局証券課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第 490 条第 1 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法を厳正に運用し、投資家保護上必要な行政対応を実施。 ・当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を金融商品取引業者全般に拡大する措置を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（平成 22 年 5 月 12 日）。当該規定は平成 22 年 5 月 19 日に施行。 <p>[参考指標]</p> <p>FX 取引業者及びファンドの販売業者・運用業者の処分内容・件数（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）、法律の概要</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法令違反や投資家保護上の問題が認められた登録業者に対して、行政処分を実施。 (行政処分件数・内訳) FX 取引業者：2 社 5 件（業務改善命令 3 件、業務停止命令 2 件） ファンド販売・運用業者：8 社 16 件（業務改善命令 8 件、業務停止命令 6 件、登録取消し 2 件） ・前年度に処分を行った業者へのフォローアップなど投資家保護に資する対応を継続的に実施。 ・「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」を 2 回（6 月、12 月）開催し、関係行政機関等とファンド取扱業者について情報交換・意見交換を実施。 ・ファンドを販売又は運用する登録及び届出業者に対し平成 22 年度から「ファンドモニタリング調査」を実施することにより、販売・運用の実態を把握。 ・当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を金融商品取引業者全般に拡大する措置を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（平成 22 年 5 月 12 日）。当該規定は平成 22 年 5 月 19 日に施行。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・問題が認められた登録業者に対し厳正な行政処分を行うなど、投資家保護上必要な行政対応を実施。 ・当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を金融商品取引業者全般に拡大する改正金融商品取引法が施行された（平成 22 年 5 月）。なお、平成 22 年度については、当局からの破産手続開始の申立てを要する事例は認められなかった。

	<p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正金融商品取引法の施行（平成 22 年 5 月）のほか、前年度に引き続き金融商品取引法を厳正に運用。 <p>（行政処分件数・内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> FX 取引業者 <p>平成 20 年度：13 件（業務改善命令 7 件、業務停止命令 2 件、登録取消し 2 件、役員解任命令 2 件）</p> <p>平成 21 年度：11 件（業務改善命令 5 件、業務停止命令 3 件、登録取消し 2 件、役員解任命令 1 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ファンド販売・運用業者 <p>平成 20 年度：2 件（業務改善命令 1 件、登録取消し 1 件）</p> <p>平成 21 年度：20 件（業務改善命令 10 件、業務停止命令 6 件、登録取消し 4 件）</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施。 <p>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切に運用。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 48 番	
具体的な施策	<p>外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。</p> <p>また、当局からの破産手続開始の申立てについては、必要があれば、迅速かつ適切な運用を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	引き続き実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 49 番	
具体的施策	関係省庁との緊密な連携を図り、高齢者などを狙った国民の生活を脅かす悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進し、被害回復に向けた犯罪収益の保全等に努めるとともに、消費生活への影響を早期に排除するため、迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策を推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種会議を開催し関係省庁との連携を図る。 悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進する。 口座凍結のための金融機関への情報提供の徹底について都道府県警察に指示する。 <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活経済事犯に係るインターネット上の違法情報の削除要請を実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>取締り状況（検挙事件数・検挙人員） 口座凍結のために情報提供を行った口座数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な生活経済事犯に重点を置いた取締りを推進した。 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて口座凍結の申合せを締結した。 口座凍結のための金融機関への情報提供の徹底について全国会議等を通じて都道府県警察に指示した。 「資産形成事犯対策ワーキングチーム」(第 2 回)を開催したほか、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対策連絡協議会」(第 6、7 回)「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」(第 6 回)等の会議に参加し、関係省庁との連携を図った。 ウェブサイトに掲載されている無登録貸金業に係る広告、無承認医薬品に係る広告等生活経済事犯に係るインターネット上の違法情報の削除要請を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年中の生活経済事犯の検挙事件数及び検挙人員は、11,261 事件、14,254 人（前年比 - 212 事件、- 220 人）であった。 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて口座凍結の申合せの締結に主導的役割を果たした。 口座凍結のための金融機関への情報提供の徹底について全国会議等を通じて都道府県警察に指示し、都道府県警察の捜査員の意識を向上させた。 各種会議に参加することにより、関係省庁との連携が図られた。 <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット上に氾濫する生活経済事犯に係る違法情報について、当該違法情報を掲載するウェブサイトの管理者等に対して削除要請を実施した。また、当該ウェブサイトのサイト管理者等が外国に所在している場

	<p>合には、サイト管理者等が所在する外国の治安機関に対して当該ウェブサイトの削除を要請するとともにサイト管理者等の取締りを要請した。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年中の生活経済事犯に係る検挙状況は、上記のとおり引き続き高い水準を維持しており、取締りが推進されたことを示している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙事件数</td><td>11,603</td><td>12,197</td><td>11,799</td><td>11,473</td><td>11,261</td></tr> <tr> <td>検挙人員</td><td>15,189</td><td>15,890</td><td>14,967</td><td>14,474</td><td>14,254</td></tr> </tbody> </table> <p>・平成 22 年中に生活経済事犯に利用された疑いがある口座として警察が金融機関に情報提供した件数は、14,884 件(前年比 + 4,063 件、+ 37.5%) と前年を大きく上回っており、具体的な施策は着実に実施されている。</p> <p>4. 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活経済事犯に係るインターネット上の違法情報の削除等を、国内外を問わず、要請しており、具体的な施策は着実に実施されている。 		H18	H19	H20	H21	H22	検挙事件数	11,603	12,197	11,799	11,473	11,261	検挙人員	15,189	15,890	14,967	14,474	14,254
	H18	H19	H20	H21	H22														
検挙事件数	11,603	12,197	11,799	11,473	11,261														
検挙人員	15,189	15,890	14,967	14,474	14,254														
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・近年、全国の消費生活センターに、「元本保証」「高金利」をうたい文句に出資を募る利殖勧誘事犯、高齢者をねらった特定商取引等事犯に係る相談件数が増加しており、この種事犯の被害の拡大が懸念されている。このような状況を踏まえ、これらの事犯を生活経済部門が最優先で取り締まるべき事犯と位置付け、これらの事犯の被害の未然・拡大防止対策を集中的に行う。																		
備考																			

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 49 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 50番																																																																						
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、その取締りを強化します。																																																																					
担当省庁等	警察庁																																																																					
実施時期	継続的に実施します。																																																																					
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第二課																																																																					
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）																																																																						
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成22年度分の「工程表」</p> <p>2. 上記1以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について取締りを強化する。 <p>〔参考指標〕 取締りの状況（検挙件数、検挙人員）</p>																																																																					
平成22年度の具体的施策の実施状況	<p>・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に推進するなどして、警察の総力を挙げた取締りを推進した。</p>																																																																					
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」等の達成状況</p> <p>2. 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察の総力を挙げた取締りを推進した結果、平成22年中の融資保証金詐欺及び架空請求詐欺の検挙件数は3,207件、検挙人員は284人であった。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年中の融資保証金詐欺及び架空請求詐欺の検挙状況を過去5年の平均値と比べると、検挙件数が947件の増加、検挙人員が109人の減少となっており、認知件数が大幅に減少していることを踏まえると、相当の成果を挙げることができた。 <p>【認知件数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空請求詐欺</td><td>4,826</td><td>3,614</td><td>3,007</td><td>3,253</td><td>2,493</td><td>1,774</td></tr> <tr> <td>融資保証金詐欺</td><td>9,932</td><td>7,831</td><td>5,922</td><td>5,074</td><td>1,491</td><td>362</td></tr> </tbody> </table> <p>【架空請求詐欺の検挙件数、検挙人員の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>平均(H17~H21)</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td><td>821</td><td>1,123</td><td>1,252</td><td>1,074</td><td>1,137</td><td>1,081</td><td>1,607</td></tr> <tr> <td>検挙人員</td><td>285</td><td>339</td><td>132</td><td>154</td><td>247</td><td>231</td><td>224</td></tr> </tbody> </table> <p>【融資保証金詐欺の検挙件数、検挙人員の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>平均(H17~H21)</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検挙件数</td><td>576</td><td>876</td><td>886</td><td>1,529</td><td>2,026</td><td>1,179</td><td>1,600</td></tr> <tr> <td>検挙人員</td><td>209</td><td>168</td><td>117</td><td>144</td><td>168</td><td>161</td><td>60</td></tr> </tbody> </table> <p>4. 上記以外の評価</p>		H17	H18	H19	H20	H21	H22	架空請求詐欺	4,826	3,614	3,007	3,253	2,493	1,774	融資保証金詐欺	9,932	7,831	5,922	5,074	1,491	362		H17	H18	H19	H20	H21	平均(H17~H21)	H22	検挙件数	821	1,123	1,252	1,074	1,137	1,081	1,607	検挙人員	285	339	132	154	247	231	224		H17	H18	H19	H20	H21	平均(H17~H21)	H22	検挙件数	576	876	886	1,529	2,026	1,179	1,600	検挙人員	209	168	117	144	168	161	60
	H17	H18	H19	H20	H21	H22																																																																
架空請求詐欺	4,826	3,614	3,007	3,253	2,493	1,774																																																																
融資保証金詐欺	9,932	7,831	5,922	5,074	1,491	362																																																																
	H17	H18	H19	H20	H21	平均(H17~H21)	H22																																																															
検挙件数	821	1,123	1,252	1,074	1,137	1,081	1,607																																																															
検挙人員	285	339	132	154	247	231	224																																																															
	H17	H18	H19	H20	H21	平均(H17~H21)	H22																																																															
検挙件数	576	876	886	1,529	2,026	1,179	1,600																																																															
検挙人員	209	168	117	144	168	161	60																																																															

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等について、引き続き取締りを推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 50 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 51 番	
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁刑事局捜査第二課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <p>2. 上記以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進する。 <p>〔参考指標〕 取締りの状況（検挙件数、検挙人員）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年中の振り込め詐欺を助長する犯罪（口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、金融機関等による顧客等の本人確認及び預貯金口座等の不正な利用の防止に関する法律違反、犯罪による収益の移転防止に関する法律違反及び携帯音声通信事業による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律違反）の検挙件数は 3,674 件、検挙人員は 1,825 人であった。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年中の振り込め詐欺を助長する犯罪の検挙状況を過去 3 年の平均値と比べると、検挙件数は 543 件、検挙人員は 58 人の減少となっているが、振り込め詐欺全体の認知件数が大幅に減少していることなどを踏まえると、一定の成果を挙げることができた。

	<p>【検挙件数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H19～21平均</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座詐欺・偽品等譲受け</td><td>1,650</td><td>2,930</td><td>3,861</td><td>2,814</td><td>2,328</td></tr> <tr> <td>本人確認法・犯収法</td><td>203</td><td>485</td><td>910</td><td>533</td><td>748</td></tr> <tr> <td>携帯電話端末詐欺</td><td>281</td><td>1,182</td><td>939</td><td>801</td><td>554</td></tr> <tr> <td>携帯電話不正利用防止法</td><td>85</td><td>61</td><td>64</td><td>70</td><td>44</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,219</td><td>4,658</td><td>5,774</td><td>4,217</td><td>3,674</td></tr> </tbody> </table> <p>【検挙人員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H19～21平均</th><th>H22</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座詐欺・偽品等譲受け</td><td>740</td><td>1,080</td><td>1,489</td><td>1,103</td><td>961</td></tr> <tr> <td>本人確認法・犯収法</td><td>139</td><td>279</td><td>648</td><td>355</td><td>550</td></tr> <tr> <td>携帯電話端末詐欺</td><td>224</td><td>579</td><td>370</td><td>391</td><td>277</td></tr> <tr> <td>携帯電話不正利用防止法</td><td>16</td><td>36</td><td>50</td><td>34</td><td>37</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1,119</td><td>1,974</td><td>2,557</td><td>1,883</td><td>1,825</td></tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	H19～21平均	H22	口座詐欺・偽品等譲受け	1,650	2,930	3,861	2,814	2,328	本人確認法・犯収法	203	485	910	533	748	携帯電話端末詐欺	281	1,182	939	801	554	携帯電話不正利用防止法	85	61	64	70	44	合計	2,219	4,658	5,774	4,217	3,674		H19	H20	H21	H19～21平均	H22	口座詐欺・偽品等譲受け	740	1,080	1,489	1,103	961	本人確認法・犯収法	139	279	648	355	550	携帯電話端末詐欺	224	579	370	391	277	携帯電話不正利用防止法	16	36	50	34	37	合計	1,119	1,974	2,557	1,883	1,825
	H19	H20	H21	H19～21平均	H22																																																																				
口座詐欺・偽品等譲受け	1,650	2,930	3,861	2,814	2,328																																																																				
本人確認法・犯収法	203	485	910	533	748																																																																				
携帯電話端末詐欺	281	1,182	939	801	554																																																																				
携帯電話不正利用防止法	85	61	64	70	44																																																																				
合計	2,219	4,658	5,774	4,217	3,674																																																																				
	H19	H20	H21	H19～21平均	H22																																																																				
口座詐欺・偽品等譲受け	740	1,080	1,489	1,103	961																																																																				
本人確認法・犯収法	139	279	648	355	550																																																																				
携帯電話端末詐欺	224	579	370	391	277																																																																				
携帯電話不正利用防止法	16	36	50	34	37																																																																				
合計	1,119	1,974	2,557	1,883	1,825																																																																				
	<p>4 . 上記以外の評価</p>																																																																								
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、引き続き、関係法令を駆使した取締りを推進する。																																																																								
備考																																																																									

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 51 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 52 番	
具体的施策	検挙事例の分析や捜査手法の研究等を通じ、国民生活を脅かす悪質な生活経済事犯に係る捜査態勢の充実・拡充を推進します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活経済事犯の情勢分析を行う。 ・悪質商法事犯の犯行実態の分析を行う。 ・各都道府県警察幹部や捜査員に対する指導教育を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>各都道府県警察の職員に対する研修等の実施状況（実施回数）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年中の生活経済事犯の検挙状況について、年次報告書を作成し、生活経済事犯の情勢分析を実施した。 ・平成 22 年中の悪質商法事犯について、検挙事例の分析を行った。 ・都道府県警察の生活経済部門の捜査幹部及び捜査員に対して、各種研修を実施した。 ・法律の制定・改正により、生活経済事犯の取締りを実施する上で重要な罰則が新たに規定された場合には、都道府県警察において適切な取締りが行われるよう、取締要領について指導した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年中の生活経済事犯の検挙状況について、年次報告書「平成 22 年中における生活経済事犯の検挙状況等について」を作成し、この中で生活経済事犯の情勢分析を行い、最近の生活経済事犯の情勢を明らかにした。 ・平成 22 年中の悪質商法事犯について、検挙事例の分析を行い犯行実態の解明を図った。 ・都道府県警察の生活経済部門の捜査幹部及び捜査員に対して、各種研修を実施し、生活経済部門の捜査力向上を図った。 ・生活経済事犯に関わる新たな罰則を規定する法律が制定・改正された際には、都道府県警察に対して取締要領等について指導し、都道府県警察の捜査員の捜査力の向上を図った。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度中に都道府県警察の捜査幹部や捜査員を招集して開催された全国規模の研修は 5 回であり、平成 21 年度中の 3 回を上回った。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・生活経済事犯の効率的かつ戦略的な取締りが可能となるよう、生活経済事犯の情勢及び犯行実態の分析並びに各種研修を継続してを行い、引き続き捜査態勢の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 52 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 53 番	
具体的施策	賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るために、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	法案の成立・施行後、直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、国土交通省住宅局住宅総合整備課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月、「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」を国会に提出 <p>[参考指標]</p> <p>(法案審議中のため指標設定不可)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月に国会に提出した「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」は、同年 4 月 21 日に参議院を通過したものの衆議院において継続審議中。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 平成 22 年 3 月に国会に提出した法律案が、同年 4 月 21 日に参議院を通過し、衆議院において継続審議中。 過去の実績との比較を踏まえた評価 (法案審議中のため評価不能) 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	(法案審議中のため方針設定不可)
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 53 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 54 番	
具体的施策	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」や「賃貸住宅標準契約書」の改訂に向けた検討を行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	平成 22 年度から検討を開始します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅総合整備課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂を実施予定 ・平成 22 年度に「賃貸住宅標準契約書」の改訂に向けた検討の開始 <p>〔参考指標〕</p> <p>検討の進捗状況（平成 22 年度に検討を開始できたか（会議等の開催時期・内容・回数））</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン検討委員会」を開催し（全 3 回）、平成 23 年 1 月に再改訂版の基礎資料となる「報告書」をまとめた。 ・「賃貸住宅標準契約書」の改訂については、上述の「原状回復ガイドライン検討委員会」等において、賃貸住宅標準契約書と原状回復事項の連動性に関する論点整理等を行うなど、平成 23 年度の本格的な見直し検討作業に向けた事前検討を開始した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂については、平成 22 年 11 月 16 日から「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン検討委員会」を開催し（全 3 回）、平成 23 年 1 月に再改訂版の基礎資料となる「報告書」をまとめることができた。 なお、「報告書」をもとに再改訂原案が完成し、平成 22 年度内の公表を予定していたが、東日本大震災対応への様々な対応が発生したことから、公表自体まで至らなかった。 ・「賃貸住宅標準契約書」の改訂については、上述の「原状回復ガイドライン検討委員会」等において、賃貸住宅標準契約書と原状回復事項の連動性に関する論点整理等を行うなど、平成 23 年度の本格的な見直し検討作業に向けた事前検討を開始できた。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の再改訂については、適時意見募集を実施し、その後の公表を予定している。 ・「賃貸住宅標準契約書」の改訂については、本格的な検討を行うための検討委員会を設置（全 3 回予定）し、平成 23 年度中の改訂・公表を予定している。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 54 番	
具体的施策	民間賃貸住宅の契約の適正化のため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を再改訂し、「賃貸住宅標準契約書」については見直し検討後、改訂を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	いずれも、平成 23 年度内の公表を目指します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 55 番	
具体的施策	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する事業者の登録制度の導入を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	平成 22 年度からの実施を目指します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 19 条第 2 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪質事案の公表 ・住宅瑕疵担保履行法に基づく既存住宅売買瑕疵保険・リフォーム瑕疵保険の整備（事業者の登録制度の導入） <p>[参考指標]</p> <p>悪質事案の公表状況、保証・保険制度充実のための取組状況、登録制度の導入状況（平成 22 年度内に導入できたか）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月に、住まいのダイヤル（（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）が記者発表を行い、相談業務を通じて得た情報を元に、悪質事案や消費者へのアドバイスを周知した。 ・住まいのダイヤルのホームページにおいて、住まいのダイヤルで受け付けた住宅に関する代表的な相談内容と相談結果を公表した。 ・全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、寸劇で過去の悪質事案を再現し、消費者に普及啓発を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催回数：91 回（平成 22 年度） ・参加人数：6,099 人（平成 22 年度） ・リフォーム瑕疵保険、既存住宅売買瑕疵保険を創設し、保険を利用する事業者に保険法人への登録を求める制度を導入。各保険法人のホームページに各登録事業者を掲載。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険法人数：6 法人（平成 22 年度） ・リフォーム瑕疵保険 申込件数：11,104 戸 登録事業者数：6,546 事業者 (平成 22 年度) ・既存住宅売買瑕疵保険 売主が宅建業者の場合 申込件数：2,392 戸 登録事業者数：1,232 事業者 ・売主が宅建業者以外の場合 申込件数：271 戸 登録事業者数：226 事業者 (平成 22 年度) ・消費者の事業者選びの参考とするため、（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録されたリフォーム事業者等を検索できるサイトを開設した。 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス数：272,200 件（平成 22 年 7 月～平成 23 年 3 月）

平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 ・その上で、事業者の登録制度を活用し、リフォームを行おうとする消費者の懸念事項である事業者選びの参考となる検索サイトを開設した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 (平成 22 年度の新規施策)</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表する。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 55 番	
具体的な施策	既存住宅流通やリフォーム工事に係る悪質事案の被害防止の観点から、事案の内容を公表します。さらに、被害者救済の観点から、保証・保険制度を充実させるとともに、保険を利用する登録事業者の情報をウェブサイトで公表します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 56 番	
具体的施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等をアドバイスできるような体制を整備します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	平成 22 年度からの実施を目指します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 83 条第 1 項第 7 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施 <p>[参考指標]</p> <p>相談窓口の設置状況、周知状況、利用状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいのダイヤル（（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）において、消費者がリフォーム事業者から提示された見積りについて、電話での無料相談を受けられるリフォーム無料見積チェック制度を創設した。 <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数：351 件（平成 22 年度） ・リフォーム支援制度を紹介したガイドブックや住まいのダイヤルが作成する各種パンフレットなどで、住まいのダイヤルについて消費者に周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム支援制度ガイドブック配布部数：588,467 部 (平成 22 年 6 月～平成 23 年 3 月) ・住まいのダイヤルパンフレット配布部数：89,543 部 (平成 22 年 9 月～平成 23 年 3 月) ・全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、住まいのダイヤルの活用法を紹介した。 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催回数：91 回（平成 22 年度） ・参加人数：6,099 人（平成 22 年度） ・全国すべての消費生活センターにおいてパンフレットを配布するとともに、相談員向けに活用法を紹介した資料を配付した。（平成 22 年 9 月） ・東日本大震災により被災した住宅の補修・再建を支援するため、平成 23 年 3 月 31 日から、住まいのダイヤルにおいて被災地専用フリーダイヤルを開設し電話相談を行うとともに、被災主要都市の無料相談窓口における対面相談、現地での無料診断・相談を行い、被災住宅の補修方法や補修費用など具体的な相談に応じている（平成 23 年 6 月 14 日時点で 8,931 件の相談を受け付け、うち、現地での診断・相談の申し込みは 5,367 件）。さらに、相談者に対して昨年から行っているリフォーム無料見積チェックや弁護士等による無料専門家相談等を直接案内することで被災者の消費者トラブルからの一層の保護を図っている。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ul style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。

	<p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 (平成 22 年度の新規施策)</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等のアドバイスを行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 56 番	
具体的な施策	リフォーム工事に係るトラブルの原因となる悪質な過剰請求、工事途中の追加請求、過大な工事による過大請求を消費者が事前に回避できるようするため、消費者からの相談に応じて工事の内容や価格、事業者に確認すべき点等のアドバイスを行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 57 番	
具体的施策	ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行います。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、直ちに検討に着手します。
担当部局・課・室名	国土交通省総合政策局建設業課・住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	・特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 22 条第 1 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・周知の継続的実施。 ・完成保証制度の実施に必要となる措置について検討を行う。</p> <p>[参考指標] 周知方法、周知先、検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の要請に基づき、住宅関連団体で構成する(社)住宅生産団体連合会において、工事の出来高に照らして合理的な支払とする契約の締結等を求める自主的なガイドラインを策定し、消費者に対し周知・普及に努めた。 ・平成 22 年 7 月に中央建設業審議会において、主として戸建住宅を対象とする民間建設工事標準請負契約約款(乙)が改正され、工事の出来高に比べて過度な支払いをしないよう、契約書に標準的な支払い割合が例示された。また、建設業団体等に対しその実施が勧告され、国土交通省としても、その利用が図られるよう周知に努めた。 ・事業計画の認可等を通じて住宅瑕疵担保責任保険法人が行う完成保証の拡充について必要な助言を行った。 ・完成保証制度を義務付けた場合に必要となる再保険について、損害保険会社との協議を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・民間建設工事標準請負契約約款(乙)が改正され、すべての建設業者が参考とすべきものとして、望ましい代金支払い方法が例示された。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・ハウスメーカーの倒産による消費者の被害を未然に防止するため、工事の出来高に照らして適切な支払いを行うなどの対応をとるよう周知するとともに、完成保証制度の適正な運用について検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 57 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 58 番	
具体的施策	有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局高齢者支援課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	-
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、平成 22 年度内に都道府県等へ指導の徹底を図る内容の通知を発出する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の内容については、「未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査(第 2 回)の結果等について」(平成 23 年 1 月 20 日付け老高発 0120 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を発出し、その中で指導の徹底を要請した。 ・消費者委員会より建議（「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議について」(平成 22 年 12 月 17 日府消委第 274 号)）を受け、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 23 年 2 月 22 日開催）において、前払金の指導の徹底について周知を図った。 ・平成 23 年 3 月 11 日に閣議決定された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中で、有料老人ホーム等における利用者保護規定を盛り込んだ。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未届の有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査等について」(平成 23 年 1 月 20 日付け老高発 0120 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)の中で、各都道府県に対し施策内容に係る指導の徹底を要請し、工程表に従った取組を実施することができた。 ・消費者委員会より建議（「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議について」(平成 22 年 12 月 17 日府消委第 274 号)）を受け、その中で前払金が必要となる有料老人ホームの契約において、短期解約制度(90 日ルール)や前払金の保全措置が遵守されていないことが指摘されたため、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成 23 年 2 月 22 日開催）において指導の徹底について周知を図った。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 11 日に閣議決定された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」の中では、有料老人ホームにおける金品の受領内容制限規定及び入居後一定期間内の返還義務に関する規定を盛り込み、利用者保護の充実を図ることを目的とする。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・その後の状況を踏まえ、平成 23 年度以降も必要に応じて都道府県等に対して指導の要請を行うこととする。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 58 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 59 番	
具体的施策	インターネットを通じた取引の増加や多様化する旅行者ニーズ等に適切に対応するとともに、宣伝や契約とそぐわない宿泊施設、ダブルブッキング、業者倒産による予納金のこげつき等の消費者被害を未然に防止するため、事業者への指導や啓発パンフレットの作成等による消費者への情報提供の充実等を図ります。
担当省庁等	国土交通省（観光庁）
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省観光庁観光産業課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	旅行業法第 1 条等
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・継続的に実施する。 〔参考指標〕 立入検査等の件数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・旅行業者に旅行業法の違反があった場合は、行政指導や行政処分を行うとともに、ホームページにおいて、消費者に分かりやすいように旅行業者の処分内容等を公表した。 ・また、地方運輸局と連携して立入検査を実施し、旅行業法の適正な執行を図った。 ・さらに、海外旅行保険の加入促進のため、旅行業協会と協力して広告を作成し、消費者に対する普及・啓発を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・旅行業者に対しては、立入検査等により、旅行業法の適正な執行を図るとともに、旅行業者の処分内容等のホームページにおける公表や広告による海外旅行保険の加入の普及・啓発など、消費者に対する情報提供の充実を図ることができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・上記の取組を引き続き実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 59 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 60 番	
具体的施策	<p>未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施・引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、警察庁刑事局捜査第二課、金融庁監督局証券課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の取りまとめに盛り込まれた施策を着実に実施し、消費者委員会に適宜報告。 <p>2. 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締り及び注意喚起・普及啓発を強化。 ・被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方について検討。 <p>[参考指標]</p> <p>情報集約・共有件数、悪質な業者への法執行件数、注意喚起・普及啓発の実施状況、制度の運用・整備の在り方の検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>以下の施策を実施し、平成 22 年 6 月 25 日及び 11 月 26 日の 2 回にわたり、消費者委員会へ報告。</p> <p><u>情報集約・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NET への早期入力を消費生活センターに要請。 ・日本証券業協会から消費者庁等に対し、50 回にわたり、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報を提供。 ・上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。8 回にわたり、警察庁、金融庁に約 3,200 事業者分の名寄せ情報を提供。 ・警察庁において、「資産形成事犯対策ワーキングチーム」(第 2 回)を開催し、金融庁等関係行政機関と情報を共有(平成 22 年 9 月)。 <p><u>業者への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁において、無登録で金融商品取引業を行う者に対し警告書を発出した場合、社名を公表(平成 22 年 4 月～)。 ・金融庁において、無届で有価証券の募集を行う者に対し、警告書を発出し、社名を公表(平成 22 年 10 月～)。 ・消費者庁において、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う消費者への注意喚起を実施(平成 22 年 10 月)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・証券取引等監視委員会から裁判所に対し、無登録業者等に対する金商法違反行為の禁止命令の申立て（2件）を実施（平成22年11月）。いずれについても、申立てどおり、裁判所の差止命令が発令。 ・警察において、悪質な事業者の捜査を実施し、未公開株関係9事件、ファンド関係14事件、イラク通貨関係1事件で被疑者を検挙（平成22年中） ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が施行（平成22年6月）。 <p><u>注意喚起・普及啓発</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会が作成したポスター、リーフレットの配付に3庁（消費者庁、警察庁、金融庁）も協力（平成22年10月）。 ・消費者庁では、消費者月間において、高齢者の消費者被害をテーマとし、本件を積極的に取り上げ（平成22年5月）。 ・金融庁において、政府広報を活用した注意喚起を実施（平成22年10月）。 ・警察庁において、政府広報（ラジオ及びインターネットテレビ）を活用した注意喚起を実施（平成22年11月、平成23年1月）。 ・警察庁において、平成21年12月に作成した広報啓発資料について、現下の情勢を踏まえ、金融機関への連絡や最近の未公開株販売等の悪質商法の新たな手口について記載した追録版を作成し、都道府県警察に配布（平成23年2月）。 ・金融庁において「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成。消費者庁の協力も得て、関係団体等に配布（平成23年2月）。 ・政府広報（新聞折込広告及びインターネットテレビ）を通じた注意喚起を実施（平成23年2月、3月）。 <p><u>制度の運用・整備の在り方の検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「金融機関に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供の迅速かつ確実な実施について」申合せ（平成22年6月）。 ・金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定（平成23年3月）。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度分について、工程表に沿った取組を実施し、平成22年6月25日及び11月26日の2回にわたり、消費者委員会へ報告。 <p>2. 上記1以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な取締り、注意喚起・普及啓発を実施。 ・裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法の施行（平成22年6月）。金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設等の規定を盛り込んだ金融商品取引法改正案の閣議決定（平成23年3月）などの取組を着実に推進。 <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PIO-NET等に寄せられた事業者情報の関係省庁での共有や、注意喚起や

	<p>周知啓発のリーフレットの関係省庁等の協力による配布など、関係省庁等の連携による取組を強化。</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 60 番

具体的な施策	<p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 61 番	
具体的施策	いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・実態調査を実施し、平成 23 年度上期に一定の結論を得るべく、対応策の検討に着手。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・過去の事例を情報収集し、対応策の検討に着手した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・具体的な対応策を得るには、更なる検討が必要。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度以降も引き続き検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 61 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	過去の事例収集の結果等を踏まえ、引き続き検討します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 62 番	
具体的施策	無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。
担当省庁等	金融庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	証券取引等監視委員会事務局証券検査課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	金融商品取引法第 187 条、第 192 条、第 198 条第 8 号、第 207 条第 1 項第 3 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（平成 22 年 5 月 12 日）。当該規定は平成 22 年 6 月 8 日に施行。 金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への差止命令の申立て等の適切な執行のための準備。 差止命令の申立ての実施。 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律の概要 金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への差止命令の申立て及び同法第 187 条に基づく調査に係る実施体制の整備状況 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） 差止命令の申立て及び裁判所の差止命令（件数）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>両罰規定の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法が成立（平成 22 年 5 月 12 日）。当該規定は平成 22 年 6 月 8 日に施行。 裁判所の差止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為の行為地を追加することを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定（平成 23 年 3 月）。 <p>実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券検査を実施する部署が、裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査を迅速に実施できるよう、平成 22 年 5 月、証券取引等監視委員会事務局内の所掌を見直し。 無登録業者への対応の強化のため、平成 23 年度に証券取引等監視委員会事務局において所要の増員を行うことを決定。 <p>無登録業者等に係る情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活センターや日本証券業協会コールセンターから、両センターに寄せられた無登録業者等の情報を 33,739 件収集（平成 22 年 4 月～平成 23 年 2 月末）。 金融庁金融サービス利用者相談室や証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課から、同室・同課に寄せられた無登録業者等の情報を 15,580 件収集（平成 22 年 4 月～平成 23 年 2 月末）。 <p>差止命令の申立て及び裁判所の差止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 11 月に、無登録で未公開株式等の取得の勧誘を行っていた者及び無届けで有価証券の募集を行っていた者に対する裁判所への差止命

	令の申立て（2件）を実施。いずれについても、申立てどおり、裁判所の差止命令が発令。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 両罰規定の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> 両罰規定の整備及び法人重課（3億円以下の罰金）により、裁判所の差止命令に違反した法人に対しても罰則を課すことができるようになり、法人を相手方とする差止命令の実効性が向上。 さらに、差止命令の申立ての実効性を向上させるために、裁判所の差止命令の申立てに係る裁判管轄に、違反行為の行為地を追加することを盛り込んだ金融商品取引法改正案を閣議決定。 <p>実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査を実施するため所要の体制を整備。 <p>無登録業者等に係る情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民生活センターをはじめとする関係各機関と無登録業者等の情報を共有することにより、金融商品取引法第187条に基づく調査の実施先の選定を効率的・効果的に実施。 <p>差止命令の申立て及び裁判所の差止命令</p> <ul style="list-style-type: none"> 2件の申立てを実施し、いずれも裁判所の差止命令が発令されたことから、工程表に従った取組を実施。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 両罰規定の整備等を受け、昭和23年の制度導入以来初めてとなる申立てを行うことができ、無登録業者等に対する対応を強化。 <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・両罰規定の整備を盛り込んだ改正金融商品取引法の成立・施行等を受け、引き続き裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度を活用。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 62番	
具体的な施策	無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の申立て及びそのための調査の制度の活用を進めます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	引き続き実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 63 番	
具体的施策	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。
担当省庁等	金融庁、関係省庁等
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局信用制度参事官室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法の完全施行に向け、広報、普及活動等を実施。 ・完全施行直後に設置した「改正貸金業法フォローアップチーム」において、改正貸金業法の円滑な施行に万全を期するとともに、施行後の状況をよくフォローし、必要に応じ、速やかに適切な対応を実施。 ・改正割賦販売法の完全施行に向け、広報、普及活動等を実施。 ・消費者信用全体の観点から適切な状況把握を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>「改正貸金業法フォローアップチーム」におけるフォローアップの状況、改正貸金業法の完全施行に向けた広報・普及活動の実施状況、改正割賦販売法の完全施行に向けた広報・普及活動の実施状況、情報収集・分析の実施状況等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>改正貸金業法の完全施行に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正貸金業法の完全施行に当たって、借り手の目線の方策を実施するための内閣府令の改正を実施（平成 22 年 6 月 18 日）。 ・完全施行を円滑に実施するため、多重債務に係る無料相談、制度に係る周知・広報を行う「あなたは大丈夫？ キャンペーン」を 5 月より実施。 ・完全施行直後に設置した「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況についてフォローするため、これまで 4 回にわたり関係者ヒアリングを実施。 <p>改正割賦販売法の完全施行に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正割賦販売法の完全施行を円滑に実施するため、消費者及び消費者相談に関わる消費者相談員を対象として、10 月から全国 10箇所でセミナーを開催。 ・リーフレット「ご存じですか？ 安心してクレジットを利用いただくためのルール」を都道府県・政令指定消費生活センター、日本クレジット協会会員会社、クレジットカウンセリング協会、貸金業協会、流通系事業者団体等に向け 33 万部配布。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「改正貸金業法フォローアップチーム」において、施行後の状況についてフォローするため、これまで 4 回にわたり関係者ヒアリングを実施する等、工程表に定められた事項は実施されている。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融庁が実施した「貸金業利用者に対する意識調査」において、「貸金業法が改正されたこと」の認知度が 52.2%（3 月）から 84.0%（11 月）に上昇しており、制度周知が一定の効果を挙げたことがうかがわれる。

	3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度以降も引き続き施策を実施する。消費者信用分野における諸問題については、関連法令の施行状況等を中心に引き続き、情報収集・分析を行い、必要に応じて適切な対応を検討していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 63 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 64 番	
具体的施策	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。振込め詐欺救済法において、被害者に対して分配されずに預金保険機構に納められた納付金の在り方については、その後に犯罪に利用された口座ではなかったことが判明した口座名義人の救済のための留保という要請があること等を前提とした検討を行います。
担当省庁等	金融庁、財務省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局企画課調査室、金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室 財務省大臣官房信用機構課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組(振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など)を重点的に検証する。 預金口座の不正利用に関する情報について、金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施し、その件数等について、四半期ごとに公表を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>預金口座の不正利用に係る情報提供件数等</p> <ul style="list-style-type: none"> 預金保険機構に納められた納付金の具体的使途等に関する検討を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 事務年度の監督方針に、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記した。 預金口座の不正利用に関する情報提供件数については、平成 22 年 7 月、10 月及び 23 年 1 月に公表した。 平成 22 年 6 月、関係省庁及び警察庁において、当該機関が入手した消費生活侵害事犯に係る不正利用口座情報を金融機関に対して提供する旨申合せを行った。 平成 23 年 3 月、義援金等を装った詐欺に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載した。 平成 22 年 9 月に関係省庁（金融庁、内閣府、財務省）の政務をメンバーとする「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置した。 プロジェクトチームでは、平成 22 年 10 月から 12 月まで計 4 回のヒアリングを行い、関係省庁、金融機関、犯罪被害者支援団体、法曹関係者等から預保納付金の具体的使途等に関する意見を聴取した。 プロジェクトチームでは、ヒアリングの結果を参考にしつつ、最終取りまとめに向けて、検討を進めている。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組の重点的な検証を行うことについては、おおむ

証・評価	<p>ね達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金口座の不正利用に関する情報提供については、おおむね達成している。 ・預保納付金の具体的使途等に関する検討については、プロジェクトチームを設置して集中的にヒアリングを実施することで、関係省庁、金融機関、犯罪被害者支援団体、法曹関係者等、各分野の専門家から多様な意見が寄せられ、プロジェクトチームにおける有効かつ効率的な議論につなげることができた。 ・ヒアリングはすべて一般に公開し、資料や議事録を金融庁のウェブサイトに掲載することで、議論の透明性が確保された。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・預金口座の不正利用に係る情報提供は、今後も継続する。 ・プロジェクトチームにおいて、引き続き検討を進め、その検討結果を基に主務省令を定める。 ・振り込め詐欺等の被害者への返金がより一層進むよう努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 64 番	
具体的施策	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において、振り込め詐欺等の被害者に対して返金されずに預金保険機構に納められた納付金の具体的使途等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、被害者への返金については、返金制度の周知徹底を図るとともに、金融機関による「被害が疑われる者」に対する連絡等の取組を更に促進することにより、返金率の向上に努めます。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 65 番	
具体的施策	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室、警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払い戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律第 9 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカード利用者に対する注意喚起を継続的に実施。 ・金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況を四半期ごとに金融庁ウェブサイトで公表。 ・平成 22 事業年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組（情報セキュリティ対策の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など）を重点的に検証。 <p>[参考指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対する注意喚起等の実績 ・偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況 ・偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 事業年度の監督方針に、情報セキュリティ対策の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記。 ・平成 22 年 11 月、キャッシュカード詐取事案に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載。 ・平成 22 年 6 月、10 月、平成 23 年 1 月には偽造キャッシュカード等による被害発生状況及び金融機関による補償状況について公表。 ・平成 22 年 6 月、平成 21 年度の偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況について、アンケート調査を実施し、取りまとめの上、公表。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・工程表に掲げた平成 22 年度分の具体的施策（利用者への注意喚起、監督方針を策定の上、重点的に検証、顧客保護に向けた取組状況の公表）については、上記「平成 22 年度の具体的施策の実施状況」に記載のとおり、いずれも実施済みである。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況に係るアンケート調査によると、IC キャッシュカードを導入した金融機関の割合が増加する等、金融機関の情報セキュリティ向上への取組を着実に実施。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も上記施策を継続し、引き続き偽造キャッシュカード等に係る被害防止に向けた金融機関の取組を促進。 ・特に偽造キャッシュカードの被害に遭いやすい高齢者について、注意喚起を積極的に行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 65 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 66 番	
具体的施策	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。
担当省庁等	警察庁、金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁監督局銀行第一課、銀行第二課、総務課協同組織金融室、郵便貯金・保険監督参事官室、総務企画局企画課調査室、警察庁生活安全局生活安全企画課、刑事局捜査第二課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関をはじめ各関係機関との意見交換を通じ、振り込め詐欺による被害の未然防止等に向けた取組をより一層促進。 平成 22 事務年度の監督方針を策定し、金融機関による顧客保護、利用者利便の向上に向けた取組（情報セキュリティ対策の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止など）を重点的に検証。 <p>[参考指標]</p> <p>金融機関に対する注意喚起等の実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 6 月の業界団体等との意見交換会において、ATM 周辺における顧客に対する声掛け等の積極的な振り込め詐欺被害防止対策を促すとともに、9 月及び 11 月の意見交換会においては、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等、振り込め詐欺救済法の的確な運用を確保し、被害者救済に向けた対応に努めるよう要請。 平成 23 年 3 月、義援金等を装った詐欺に係る注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載。 平成 22 事務年度の監督方針に、情報セキュリティ対策の徹底、振り込め詐欺等金融機能の不正利用の防止などを重点的検証項目として明記。 警察庁及び各都道府県警察において、金融機関等との会議を開催するなどして、金融機関に被害の未然防止への取組をより一層促進。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 都道府県警察と金融機関との連絡会議や平成 22 年 7 月に開催した「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」等、金融機関をはじめ各関係機関との意見交換を通じ、振り込め詐欺による被害の未然防止等に向けた取組を促進。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 金融機関の取組を推進した結果、平成 22 年中、金融機関職員等の声掛け等による被害未然防止件数は、1,357 件で平成 21 年と比較して 9.4% 増加。 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	<ul style="list-style-type: none"> 今後も上記施策を継続し、引き続き振り込め詐欺に係る被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組を促進。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 66 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 67 番	
具体的施策	各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度中を目途に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁取引・物価対策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・仕組みの見直しなどにつき検討、一定の結論。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 23 年 3 月 14 日に物価担当官会議を開催し、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した。 ・この申合せの改正により、公共料金等の決定に当たり、従来は値上げの場合に限って消費者庁との協議等が行われることとなっていたところ、各省庁において消費者の立場に立った対応が図られているかどうかの確認を徹底する観点から、公共料金等を新規に設定する場合についても、消費者庁への協議等を行うこととした。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・「平成 22 年度中を目途に結論を得ます。」とされているところ、22 年度中に措置を講じることができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・改正した物価担当官会議申合せを今後適切に運用する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 67 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (公共料金等の新規設定についても消費者庁との協議等を行うこととした。)

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 68 番											
具体的施策	警備業法に規定されている契約内容の書面交付が確実に行われるよう推進することにより、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。										
担当省庁等	警察庁										
実施時期	継続的に実施します。										
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課										
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	警備業法第 19 条										
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警備業務に関する苦情についての分析。 ・警備業者に対する指導・監督の実施。 <p>[参考指標]</p> <p>独立行政法人国民生活センターに寄せられた警備業務に関する苦情件数の推移、警備業者に対する書面交付義務違反に係る行政処分件数の推移</p>										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年から平成 21 年までに独立行政法人国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等の件数やその内容について分析を行った。 ・平成 17 年から平成 21 年までの警備業者に対する行政処分件数を精査するとともに、平成 22 年 6 月 18 日、都道府県警察の本部の担当者からのヒアリングを実施して、各都道府県警察による警備業者に対する指導・監督の実施状況や警備業者による書面交付義務の履行状況について確認した。 ・平成 22 年 8 月 24 日及び 9 月 30 日、(社) 全国警備業協会に加盟する警備業者からのヒアリングを実施して、書面交付の効果、問題点等について確認した。 ・警備業の更なる適性化に向けた今後の取組について取りまとめ、公表した。 										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去 5 年間に独立行政法人国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等について分析する、また、警備業者に対して必要な指導・監督を実施するなどにより、工程表に従った取組を実施することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書面交付義務が課されることとなった平成 17 年以降の施行状況を踏まえて更に検討を進めることができた。 <p>3 . 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年中に寄せられた苦情の件数は 367 件で、平成 17 年の 297 件と比較して増加しており、苦情の内容としては契約及び解約に関するものが多く見られた。また、書面交付義務違反の行政処分件数は、平成 17 年以降、増加傾向にある。こうした実状を踏まえ、今後の取組方針を取りまとることにより、来年度以降の書面交付のより確実な実施のための基礎を構築することができた。 <p style="text-align: center;">国民生活センターに登録された苦情等の件数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H 17</th><th>H 18</th><th>H 19</th><th>H 20</th><th>H 21</th></tr> <tr> <td>297</td><td>271</td><td>306</td><td>366</td><td>367</td></tr> </table>	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	297	271	306	366	367
H 17	H 18	H 19	H 20	H 21							
297	271	306	366	367							

		警備業者に対する書面交付義務違反の行政処分件数の推移				
		H17	H18	H19	H20	H21
		0	1	9	12	19
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方		<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度以降は、警備業者に関する苦情についての分析結果等を基に、警備業法に基づく契約内容の書面交付が確実に実施されるよう、都道府県警察を通じて、警備業者に対する指導・監督を継続的に実施する。 				
備考						

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 68 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 69 番	
具体的施策	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 22 年度から検討を開始し、平成 23 年度以降、検討結果を踏まえ、必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一的な解釈・運用の推進 ・現行制度の課題把握 ・効果的な執行体制の在り方 ・一元的な法体系の在り方を議論。 <p>[参考指標]</p> <p>統一的な解釈・運用の取組状況、現行制度の課題把握状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁に「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置（平成 22 年 4 月）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・健康食品の表示に関する検討、栄養表示の義務化に向けた検討、加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じているところ。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成 24 年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 69 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 70 番	
具体的施策	加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・情報の収集・分析。</p> <p>[参考指標] 加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大に係る検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化することについて、消費者委員会へ諮問及びパブリックコメントを実施（平成 22 年 11 月） 「黒糖及び黒糖加工品」「こんぶ巻」を義務化（平成 23 年 3 月）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 23 年 3 月、JAS 法に基づく品質表示基準を改正し、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を義務化。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・JAS 法に基づく加工食品の原料原産地表示については、平成 13 年から個別品目ごとに順次対応してきたが、平成 18 年 10 月に 20 食品群に義務付け対象が拡大され、平成 21 年 10 月には緑茶飲料とあげ落花生が追加されてきたところ。</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 消費者委員会の審議結果も参考にし、他品目についても、順次、表示の義務付けの拡大を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 70 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 71 番	
具体的施策	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成 23 年 7 月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。
担当省庁等	消費者庁、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。(平成 23 年 7 月施行)
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課、農林水産省総合食料局食糧部消費流通課米穀流通監視室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 第 8 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・制度の周知徹底 ・執行体制の確立 [参考指標] 米穀事業者に対する説明会等周知活動の実施状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・制度の周知徹底のため、米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を各地で開催。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を開催し(延べ 300 回以上)制度の周知を徹底。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 22 年度に引き続き、各地方農政局等において米穀事業者及び一般消費者に対する説明会を各地で実施する予定。 ・平成 23 年度の施行後、制度が確実に執行されるよう、米穀事業者の立入検査等を実施する予定。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 71 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 72 番	
具体的施策	食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界の事業者に対し、消費者の「食」への信頼確保を図っていくため、アドバイザーの育成等を行います。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省総合食料局食品産業振興課外食産業室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界関係者を対象に研修会等を開催。 <p>[参考指標]</p> <p>アドバイザー育成等のための研修会実施回数、参加人数、参加後表示の導入状況のフォローアップ</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 企業の担当者等を対象に、「原産地表示アドバイザー育成研修会」を 3 回開催し、65 名が参加した。 原産地表示に関する双方の理解を深めるため、事業者と消費者との意見交換会を 3 回開催し、80 名が参加した。 アドバイザー育成研修会に参加した事業者に対し、原産地表示導入状況を把握するためのアンケートを実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業の担当者等を対象に、食品の原料原産地表示のガイドラインと関連する法令との関係や、表示に際しての注意事項等の解説を行う実践的な「原産地表示アドバイザー育成研修会」を 3 回開催し、65 名が参加した。また、原産地表示を推進するためには、事業者だけではなく消費者の理解や協力が必要であることから、事業者、消費者相互の理解を深めるための意見交換会を 3 回開催し、80 名が参加するなど、工程表に沿った取組を実施することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度から原産地表示アドバイザー育成については、先進事例に基づく実践的な「研修会」を実施し、自主的な原料原産地表示を進めようとする企業の担当者等の理解の増進につながった。さらに、前年度まで実施していた講演会方式の原産地表示フォーラムを廃止し、事業者と消費者との意見交換会に重点化することで、事業者と消費者との相互理解が深まった。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、食品の原料原産地表示のガイドラインにより、自主的な原料原産地表示を進めようとする業界関係者を対象に研修会等を開催する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 72 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 73番	
具体的施策	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	健康増進法
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成22年度分の「工程表」] ・トランス脂肪酸を含め栄養成分の表示の在り方を検討</p> <p>[参考指標] トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組、栄養成分の表示の在り方についての検討状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」(案)を取りまとめ、パブリックコメントを実施(平成22年10月)。 栄養成分表示検討会の開催(平成22年12月)。 「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を公表(平成23年2月)。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成22年度分の「工程表」の達成状況 食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。 また、栄養成分表示の義務化に向けて、栄養成分表示検討会を開催(平成22年12月)し、栄養成分表示の位置付けや制度設計に当たっての課題等について検討している。 <ol style="list-style-type: none"> 過去の実績との比較を踏まえた評価 上記以外の評価
今後の取組方針(平成23年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 法制上の措置が必要となった場合には、食品表示に関する一元的な法律に盛り込むこととしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 73番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	施策を一部実施済み(注73) 平成23年夏頃を目途に、栄養成分表示の義務化の方向性について取りまとめます。

(注73)トランス脂肪酸については、平成23年2月に、食品事業者による自主的な情報開示の取組を促進するため、「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 74 番	
具体的施策	食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度改善等について検討を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・意見募集の結果を踏まえ、運用改善を実施。</p> <p>[参考指標] 食品の期限表示についての周知状況、運用改善の実施状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 期限表示に関する意見募集結果の公表（平成 22 年 7 月） 期限表示に関する意見交換会の実施（平成 22 年 9 月）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・意見募集や意見交換会の結果を踏まえ、食品事業者による期限設定の根拠の明確化、消費者に分かりやすい期限表示に向けた取組等について、運用の改善や効果的な周知方法の検討を進めた。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度の検討結果を踏まえ、引き続き検討します。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 74 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 75 番	
具体的施策	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	引き続き検討します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・諸外国の制度や我が国の流通実態等を調査。 [参考指標] 諸外国の制度や日本国における流通実態などの調査状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・遺伝子組換え食品に係る海外等実態調査を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・諸外国の制度や日本国における流通実態などの調査として、遺伝子組換え表示に係る 海外における表示制度の運用実態、 流通過程における「意図せざる混入」の実態等の調査を実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・遺伝子組換え食品や添加物の表示の在り方を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 75 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 76 番	
具体的施策	「健康食品の表示に関する検討会」において、特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、健康食品の表示の適正化を図るために表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 22 年夏を目途に論点整理を消費者委員会に報告します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	健康増進法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] 検討会における論点を整理する(平成 22 年 8 月 27 日公表済み) 論点整理において、 ・消費者庁において早急に取り組むべき課題とされたものについては、消費者庁が対応するとともに、 ・消費者委員会において更なる議論が必要とされたものについては、消費者委員会へ報告</p> <p>[参考指標] 検討会の開催回数、論点整理の実施（公表）、消費者委員会への報告、消費者庁として早急に取り組むべき課題とされたものについての対応状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・「健康食品の表示に関する検討会」論点整理を取りまとめ(平成 22 年 8 月)。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・健康増進法に基づく特定保健用食品等の表示制度を含め、いわゆる健康食品に関する表示の課題に関する論点を整理して検討を進めるため、「健康食品の表示に関する検討会」を開催し、論点整理を取りまとめた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「健康食品の表示に関する検討会」論点整理に基づき、消費者庁における取組を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 76 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み（注 76）。引き続き、特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告への厳正対処等の措置を講じます。

(注 76) 平成 22 年 8 月に、「『健康食品の表示に関する検討会』論点整理」を取りまとめ。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 77 番	
具体的施策	健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	厚生労働省設置法
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対し、適切なアドバイスができる専門家（アドバイザリースタッフ等）制度の活用のための調査・研究を実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>専門家制度を活用するための調査・研究の実施状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	消費者に対し、適切なアドバイスができる専門家（アドバイザリースタッフ等）制度の活用のための調査・研究を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から 3 か年計画で実施している調査・研究の 2 年目として調査・研究を実施した。 <p>その他、消費者庁と連携し、全国 3 箇所で健康食品に関するリスクコミュニケーションを開催した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度は専門家側に関する考察が中心だったが、平成 22 年度は利用者側が必要としている情報等の収集・分析を行うなど多角的な調査・研究が進められている。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究を継続的に行うとともに、消費者庁で行っている「健康食品の表示に関する検討会」の検討状況を踏まえて、消費者の理解促進を図る具体的な取組を実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 77 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、厚生労働省
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 78 番	
具体的施策	食品表示の信頼性を確保するため、 ・地方農政局等の職員による小売店舗等に対する巡回調査の充実等により、監督・指導の徹底を図ります。 ・農林水産消費安全技術センターによる DNA 分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視を行います。
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省消費・安全局表示・規格課食品表示・規格監視室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・地方農政局等の職員による巡回調査について、卸売業者・製造業者への調査を強化。 ・農林水産消費安全技術センターによる科学的手法を活用した食品表示の監視を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・地方農政局等の職員による卸売業者・製造業者への巡回調査の件数を増加。 ・農林水産消費安全技術センターによる分析を約 6,000 件実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・地方農政局等の職員による卸売業者・製造業者への巡回調査の件数を増やし、監督・指導を強化。 ・農林水産消費安全技術センターによる分析の結果を活用し、食品表示の監視を実施。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・継続的に実施。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 78 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 79 番									
具体的施策	食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。								
担当省庁等	消費者庁、警察庁、農林水産省								
実施時期	継続的に実施します。								
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課、警察庁生活安全局生活経済対策管理官、農林水産省消費・安全局表示・規格課								
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法								
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・効果的な執行を着実に実施。 [参考指標] 処理件数								
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・警察庁及び農林水産省とともに、第 5 回食品表示連絡会を開催（平成 22 年 5 月）。 ・JAS 法に基づく指示・公表の指針の運用改善を実施（平成 23 年 1 月）。 ・警察では、食品の産地等偽装表示事犯に対して継続的に取締りを実施した。								
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・平成 22 年 5 月に消費生活センターをはじめとする地域の人材育成を図るため、研修を充実強化していくこと等を内容とする食品表示監視協議会の強化に向けた今後の取組方針を確認した。</p> <p>・平成 22 年 10 月に、「指示・公表」でなく「指導」にとどめる条件として、従来の表示のは正に加えて、事実と異なる表示があった旨を、事業者が速やかに消費者へ情報提供することを求めることとし、平成 23 年 1 月 1 日より、運用開始した。</p> <p>・22 年度 指示実績 (JAS 法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th><th>都道府県</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td><td>46</td></tr> </tbody> </table> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>・21 年度 指示実績 (JAS 法)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国</th><th>都道府県</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td><td>60</td></tr> </tbody> </table> <p>・平成 22 年中における食品の産地等偽装表示事犯の検挙事件数及び検挙人員は、10 事件（- 24 事件、- 70.6%）、20 人（- 87 人、- 81.3%）であった。警察による検挙事件数及び検挙人員は減少しつつあるが、国民の健康に対する直接の被害を及ぼしかねない事例もみられることから、その傾向を注視しつつ、引き続き取締り及び対策を推進する。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>	国	都道府県	25	46	国	都道府県	31	60
国	都道府県								
25	46								
国	都道府県								
31	60								
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、効果的な執行を着実に実施する。								

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 79 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 80 番	
具体的施策	景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	不当景品類及び不当表示防止法 消費者庁及び消費者委員会設置法第 4 条第 14 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の厳正運用及び必要に応じた同法の執行体制の拡充を図る。 <p>[参考指標] 処理内容・件数、処理期間</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度においては、措置命令 20 件（事案数 17 件）を行った。また、平成 22 年度において措置命令を行った案件については、平均 149 日の期間で処理を行った。 ・平成 22 年度予算にて、景品表示法違反被疑情報を受け付ける政策調査員を配置した。 ・都道府県・公正取引委員会とのブロック連絡会議を開催した。 <p>「事案数」とは、同日に類似の商品・サービスにおける類似の表示について処理したものを 1 事案として計算したものである。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当な表示に対して、景品表示法に基づいて厳正に対処すること、及びそのための体制の拡充を図ることは必要不可欠である。 ・食品表示に係る不当表示等、国民生活に広く影響のある、また、一般消費者の関心の高い分野において措置命令を行い、消費者の適正な選択確保に資する有効な法執行が行われた。 ・都道府県・公正取引委員会とのブロック連絡会議を開催することにより、景品表示法の執行機関間における連携強化が図られ、有効に執行体制の拡充を図ることができた。また、景品表示法違反被疑情報を受け付ける非常勤職員を採用したことは、同被疑情報の受付体制の拡充に有効であった。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度においては、855 件（前年度比約 40% 増）の景品表示法違反事件を処理し、うち 20 件（前年度比約 66% 増）の措置命令を行う等、景品表示法違反行為に対し厳正に対処しており、消費者の適正な選択確保に資する有効な法執行が行われた。 ・措置命令件数が前年度より増加している状況の下、措置命令を行った案件の処理期間については、平成 21 年度は平均 110 日であったところ、平成 22 年度は平均 149 日間と長期化した。一方、事件調査を担当する職員一人当たりの措置命令（消費者庁創設前においては排除命令）を行った件数は、平成 21 年度は 0.4 件であったのに対し、平成 22 年度は 0.7 件となっており、平成 22 年度においては、より効率的な景品表示法違反事件処理が行われた。

	3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 80 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 81 番	
具体的施策	住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。
担当省庁等	消費者庁、国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課、国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、パンフレット等を活用することにより住宅性能表示制度の普及を推進する。 ・関係団体との情報共有及び定期的なニーズ調査を実施。必要に応じ、有識者のご意見を踏まえつつ、技術的検討を行う。 <p>[参考指標] 普及促進のための取組状況、検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能表示制度に関するパンフレットを平成 22 年 9 月以降、全国の登録住宅性能評価機関のほか、各都道府県・政令市、地方整備局、各都道府県の弁護士会、その他関係約 40 団体などを通じて印刷・配布（6 万 8 千部）。 ・住宅性能評価機関における情報共有・運用検討・ニーズ調査の会議を開催（4 部会・各 2 回）。 ・平成 22 年度建築基準整備促進事業において、民間知見を活用し、遮音性能及び劣化対策に関する技術基準を整備する上で必要な事項について検討を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・設計住宅性能評価の実施率（住宅着工戸数に対する設計住宅性能評価書が交付された戸数の割合） 19.1%（平成 21 年度） 23.6%（平成 22 年度） 昨年度と比べ、実施率は約 4.5% の上昇。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 81 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 82 番	
具体的施策	家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	家庭用品品質表示法第 3 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・現行において品質表示が義務付けられている 90 品目の表示事項等について、平成 22 年度中に、事業者や事業者団体、消費者、消費者団体等へのヒアリング・アンケートを実施するとともに、海外における品質表示制度調査を実施し、報告書にまとめる。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・規程等の改正を必要に応じ適切に行うとともに、適正な表示がなされるよう事業者へのホームページ等を通じた周知啓発、都道府県の立入検査を通じた指導を行う。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>規定改正 雑貨工業品品質表示規程のうち、浄水器に係る表示事項の改正（平成 23 年 10 月施行予定）に関し、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会に諮問（平成 23 年 1 月 14 日） ・経済産業省に協議、パブリックコメントの募集（平成 23 年 1 月 28 日） <p>家庭用品の品質表示に関する基礎調査 家庭用品品質表示法の指定品目、表示事項等の在り方について、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者（9 社）、事業者団体（14 団体）、消費者団体（2 団体）、国民生活センターへのヒアリング ・事業者団体（90 団体）へのアンケート ・事業者（308 社）、消費者（28,057 人）、消費者団体（11 団体）へのアンケート ・米国・EU・中国の品質表示制度についての調査 ・品質保証、機能性等に関する任意表示についての調査 <p>周知啓発等 適正な表示がなされるよう、以下を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質表示に関する小冊子を約 27,000 部（2 種類合計）作成し、都道府県（47 箇所）、消費生活センター（501 箇所）、事業者団体（106 団体）、消費者団体（11 団体）、関係省庁（1 省庁 9 箇所）に送付 ・消費者庁ホームページに家庭用品品質表示法のコーナーを作成。平成 22 年度におけるアクセス数は約 387 万件であった（平成 22 年 9 月～平成 23 年 3 月）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・家庭用品の品質表示に関する調査において、消費者及び事業者等にアンケート、ヒアリングを行い、制度運用の実態を把握するなど、工程表に沿った取組を実施することができた。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・雑貨工業品品質表示規程のうち浄水器に係る表示事項の改正（平成 23</p>

	<p>年 10 月施行予定) に關し、消費者委員会に諮詢するとともに経済産業大臣に協議等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小冊子の作成・配布、ホームページの作成などにより制度の周知啓発を実施することができた。 <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度初めて家庭用品の品質表示に関する調査を実施したことにより、事業者による制度運用の実態並びに品質表示に関する消費者意識、さらに今後制度の見直し等検討を要する事項を抽出することができた。 <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品の品質表示に関する調査結果を踏まえ、今後は、対象品目及び表示の標準の見直しに向けて消費者及び事業者、学識経験者も交えた検討作業を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 82 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 83 番	
具体的施策	建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、その広報に努めるとともに、制度の適正な運用の確保を図ります。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物部品の防犯性能の表示制度についての広報・啓発を実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>建物部品の防犯性能の表示制度の広報・啓発状況、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成 15 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 8 条に基づく勧告及び命令の状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁ウエブサイト等を活用した広報・啓発の実施 ・指定建物錠の防犯性能表示に関し、防犯性能が適切に表示されているか、検証を実施
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>指定建物錠の防犯性能表示制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年から継続して警察庁ウエブサイトに侵入犯罪防止対策ホームページ「住まいの防犯 110 番」を開設し、その中で本制度について紹介している（平成 22 年度中の同ホームページへのアクセス件数は約 37 万件）。 ・警察庁において市場で販売されている指定建物錠を購入し、錠の製造業者が指定建物錠につき法第 7 条に基づく国家公安委員会による告示に従って防犯性能に関する表示をしているかどうかについて、検証・確認を行った。 <p>防犯性能の高い建物部品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁、国土交通省、経済産業省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、一定の防犯性能を有する建物部品を防犯建物部品として（財）全国防犯協会連合会のホームページに掲載公表している。平成 22 年度中は、新たに 47 品目の建物部品を追加（平成 22 年 12 月末現在）し、目録掲載品のラインナップの充実を図った。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯建物部品は、目録掲載の始まった平成 16 年 4 月の 15 種類 2,281 品目から平成 22 年 12 月末で 17 種類 4,035 品目にその品目数を大きく伸ばしている。 <p>3 . 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議の委員会を定期的に開催し、関係業界や関係省庁との連携強化に努めた。

今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き本制度の広報・啓発を推進 ・指定建物錠の購入に係る予算を獲得し、法第 7 条に基づく告示の履行状況を確認することとしている。 ・官民合同会議では、引き続き目録掲載数を増やしていくほか、防犯建物部品を一般に広く普及させるための活動の活性化など普及促進方策について検討。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 83 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 84 番	
具体的施策	電気通信サービスの広告表示に関して、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」の実施状況、不適切な広告表示に対する取組状況を注視するとともに、利用者に分かりやすいものとするため、更なる検討を促します。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信サービス向上推進協議会の取組を促す。 <p>[参考指標]</p> <p>「自主基準・ガイドライン」の見直しの実施及びその検証、広告に使用される専門用語に関する用語集の見直し、主要広告の検証</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信サービス利用者懇談会」の提言（平成 21 年 2 月公表）を受けて、適切な広告表示が行われるようにするため、業界団体で構成される電気通信サービス向上推進協議会に設置された「広告表示自主基準 WG」が開催された（6回） <p>総務省は、当該WGにオブザーバーとして参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 主要なテレビ、新聞広告について適切な広告表示がなされているか検証を行った（4回） - 平成 22 年 6 月に、電気通信サービスに関する用語に関する用語集（第1版）を策定し、公表した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信サービス利用者WG」において、PIO-NET の相談データを用いた広告に関する検証を行い、現状の問題点を定量的・定性的に明らかにした。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・広告の適正化に向けた業界団体の各種の自主的取組が適切に行われた。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信サービス利用者懇談会」の提言を踏まえ、業界団体として適切に行われている。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気通信サービス利用者WG」における議論を継続し、広告表示の適正化に向けた方策の提言を平成 23 年夏頃までにまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 84 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 85 番	
具体的施策	国内・国際標準化関連活動に消費者の視点を適切に反映し、消費者分野等における標準化施策（適合性評価制度の構築・運用を含む。）を実施します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット基準認証政策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者への標準化知識の普及啓発、規格策定への参加促進について継続的に実施するとともに、消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を検討する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>消費者に対する標準化セミナーの実施状況（開催回数、参加者数）、消費者代表者の工業標準調査会への参加状況（人数、回数）、消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法の確立</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者への標準化知識の普及啓発として、消費者のための標準化セミナーを全 12 回開催し、合計 478 名が参加した。うち、1 回は JIS 規格の原案作成及び改定作業を行う技術分野毎の専門委員会へ消費者代表として参加する人材のための基礎・応用セミナーを開催し、14 名が参加した。 ・日本工業標準調査会への消費者代表者の参加状況は、合計 16 名の消費者代表者が総会を含む合計 78 件の専門委員会に参加した。 ・標準化に関する消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を確立するため、シンクタンクによる検討を行うとともに、外部有識者による検討委員会を開催して更なる検討を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 9 月 7 日から、消費者のための標準化セミナーを全国各地で全 12 回開催し、合計 478 名が参加した。セミナーでは、消費者から標準化に関して積極的な意見が出されるなど、有効かつ効率的な普及啓発を実施することができた。 ・工業標準調査会へ参加した消費者代表は、合計 16 名であった。消費者代表からは積極的な意見が出され、規格原案に消費者の視点を適切に反映させることができた。 ・標準化に関する消費者ニーズを把握・抽出・分析するための手法を確立するため、シンクタンクによる検討結果を基に、消費者代表者を含む外部有識者による検討委員会を 2 回開催し、優先的に標準化すべき課題を特定するための手法を確立することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者向け標準化セミナーについては全 12 回開催しており、前年度全 14 回とほぼ同程度実施することができた。 ・技術専門委員会等での消費者代表の参加者数は、前年度と同程度であり、これまでと同様、JIS 規格原案に消費者の視点を適切に反映させることができた。 ・消費者ニーズの把握・抽出・分析の手法の検討については、平成 20 年度から行ってきた検討を踏まえ、優先的に標準化すべき課題を特定するた

	めの手法を確立することができた。 3．上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 22 年度に確立した標準化に関する消費者ニーズの把握・抽出・分析の手法を活用し、国内・国際標準化活動に消費者の視点を適切に反映するための取組を継続的に実施します。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 85 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 86 番	
具体的施策	消費者の生活における正確な計量について、地方公共団体などと協力し、制度の実効性を向上させるための取組を行うとともに、計量器の実態等を踏まえることにより、計量の適正化を推進します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット計量行政室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体と協力し、特定商品の計量に係る不正事業者の公表制度の手続きについて明確にし、適用を開始。 ・計量器の実態調査の結果を踏まえ、特定計量器の対象機器及び計量器の技術基準の見直しを実施。 <p>[参考指標]</p> <p>上記不正事業者の公表制度の運用状況、特定計量器及び計量器の技術基準の見直し状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体と協力し明確にされた特定商品の計量に係る不正事業者の公表制度の手続きを適用した（平成 22 年 4 月）。 ・特定計量器から取引及び証明での使用実態等がない対象機器を削除するための計量法施行令の改正を行うとともに（平成 22 年 5 月）、技術基準を高度化できる環境が整った特定計量器について技術基準を定める計量法関係の省令（特定計量器検定検査規則）の改正を行った（平成 23 年 3 月）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確にされた特定商品の計量に係る不正事業者の公表制度の手続きを適用したことから（平成 22 年 4 月）、工程表に従った取組を実施することができたところ。また、地方自治体との会議において上記公表制度の手続きを適用したことを取り上げてより徹底した周知を図るとともに、実際の適用状況の把握を行った。なお、本年度においては、実際の適用事例はなかったところ（適用するに至るほど適正な計量がなされていなかった事例がなかったためと考えられる。）。 ・特定計量器から取引及び証明での使用実態等がない対象機器を削除する見直しを行い（平成 22 年 5 月）、計量法の運用を行う地方自治体において、消費者との取引における適正な計量に必要な計量器に係る業務に更に注力できる環境を整えるとともに、技術基準を高度化できる環境が整った特定計量器について技術基準を定める計量法関係の省令（特定計量器検定検査規則）の改正を行ったことから（平成 23 年 3 月）、工程表に従った取組を実施することができたところ。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで必ずしも明確ではなかった上記公表制度の手順を明確にしたことにより、上記公表制度の実効性を向上させることができた。 ・近年、見直しがなされていなかった特定計量器の対象機器について見直し、計量法の運用を行う地方自治体において、消費者との取引における適正な計量に必要な計量器に係る業務に更に注力できる環境を整えるとともに、技術基準を高度化できる環境が整った特定計量器について、その技術基準を高度化したことにより、計量の適正化を更に推進することができ

	<p>た。</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度と同様に、工程表に沿った取組を進めていくこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 86 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 87 番	
具体的施策	<p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。</p> <p>また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>
担当省庁等	消費者庁、文部科学省、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議を開催し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する。 <p>[参考指標] 「消費者教育推進会議」の開催時期・内容・回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進会議 1 回、テーマ別会合 2 回を実施。 ・平成 22 年 11 月 22 日「第 1 回消費者教育推進会議」を開催した。 消費者教育推進会議の趣旨 消費者基本計画に基づき、多様な消費者教育を連携して 体系的に進める体制を確立するため、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする推進会議を開催し、もって消費者教育の推進に資する。 ・また、テーマ別会合を開催し、消費者教育推進会議検討事項の具体的なテーマについて、より専門的な議論を行った。 平成 23 年 1 月 21 日「消費者教育推進会議テーマ別会合 学校教育における消費者教育」 文部科学省からの消費者教育に関する中央説明会や消費者教育指導者養成講座等についての説明や、消費者庁からの消費者教育の効果的な教育手法に係る調査研究・教材作成事業についての説明に基づき、学校における消費者教育の推進についての意見交換が行われた。 ・平成 23 年 2 月 9 日「消費者教育推進会議テーマ別会合 地域における消費者教育」 消費者庁及び文部科学省からの説明に基づき、消費者教育を行う多様な主体（学校、民間団体等）の連携方策、地方消費者行政と教育行政における連携方策、大学及び社会教育における消費者教育について意見交換が行われた。 ・文部科学省から、「大学及び社会教育における消費者教育の指針案」について説明があった。

平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者教育推進会議を開催し、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等の多様な主体が一同に会し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する取組をはじめたところである。 ・さらに、テーマ別会合を開催し、消費者教育推進会議検討事項の具体的なテーマについてより専門的な議論を行っており、有効かつ効率的に議論を進めているところである。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・引き続き、「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立する。 平成 23 年度は、昨年度開催した会議及びテーマ別会合における課題等の整理を 7 月を目指す。また、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、消費者教育用教材や取組等の体系化を推進する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 87 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み（注 87） 継続的に実施します。

（注 87）平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 88 番	
具体的施策	関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度前半に、機能拡充・新コーナー設置を行うとともに、平成 22 年度末を目指して提供教材拡充を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>ポータルサイト上の拡充した機能・新コーナーの設置状況、提供教材数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育ポータルサイトは、平成 21 年度に本格施行し、平成 22 年 5 月には、出前講座コーナーを設置し、約 400 団体の出前講座データを掲載するとともに、消費者教育の実践事例等のコーナーが日本地図で検索できるよう改修を行った。 年間を通して、新しい教材提供等の情報がある際には、情報更新を行った。 平成 23 年 3 月には、消費者団体・企業・事業者団体等が作成した 99 教材に係る情報提供の拡充を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 5 月に、上記のように改修を行い、消費者教育に関する情報の共有化を進めるとともに、利用者の利便性向上を図った。 また、平成 23 年 3 月には、上記のとおり情報提供の拡充を行い、更に、消費者教育に関する知見と情報の共有化を進めるなど、有効かつ効率的な事業実施を行うとともに、工程表に従った取組を実施することができた。この他、年間を通して、新しい教材提供の情報がある際には、情報更新を行っている。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度に本サイトを本格施行するとともに、教材数の増加、新コーナーの設置といった拡充を行ったところであるが、平成 22 年度は、本サイトを更に拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有化を進めることができた。 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、消費者教育に関する情報と知見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 88 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 89 番	
具体的施策	消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 22 年度から検討を開始します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等について検討（中学校）</p> <p>[参考指標] 先進的教育手法・効果測定手法等についての検討状況（会議等の開催時期・内容・回数）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・2つの中学校において、計 21 時間の研究授業を行い、効果的な教育手法等について調査研究を行った。その結果については、消費者教育に知見がある研究者等による検討委員会を計 3 回開催し、検討を行い、消費者教育の効果的な教育手法等について取りまとめた。</p> <p>(研究会の内容) 第 1 回 (22.10.18) 研究授業、効果測定の実施内容等の検討 第 2 回 (22.12.17) 研究授業の報告、報告書の構成案の検討 第 3 回 (23.2.14) 報告書案の検討</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のように、工程表に沿った取組を実施することができるとともに、消費者教育に関する知見を有している研究者等が所属し、かつ附属中学校を有する大学で本事業を行うことにより、効果的かつ効率的に事業を行うことができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も、継続して、消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行うこととする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 89 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み（注 89）。 継続的に実施します。

（注 89）平成 22 年度に中学校の教育手法等について報告書を作成。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 90 番	
具体的施策	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するため、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の整備促進のため、文部科学省において地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査を実施する。 ・文部科学省が開催する消費者教育に関する研究協議会において、先進事例を紹介し、連携の推進を促す。 <p>[参考指標]</p> <p>連携状況調査実施団体数、研究協議会参加者数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 6 月に、文部科学省において地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査を 1,797 の地方公共団体を対象に実施し、984 地方公共団体からの回答を得た。 主な調査内容：連絡協議会の設置状況、構成員、連携の内容、成果等 ・平成 23 年 2 月 23 日に開催した「消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会）」（386 人参加）において、先進事例を紹介し、連携の推進を促した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年 6 月に、文部科学省において地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査を 1,797 の地方公共団体を対象に実施し、984 地方公共団体からの回答を得るとともに、消費者庁とも調査結果の共有を図った。 また、平成 23 年 2 月 23 日に開催した「消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会）」（386 人参加）において、先進事例を紹介するなど、効果的かつ効率的な取組を行うとともに、工程表に沿った取組を実施することができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進することとする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 90 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 91 番	
具体的施策	学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	直ちに着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・学校教育・社会教育における消費者教育の推進方策についての検討を行い、検討結果に基づき、大学教育・社会教育における消費者教育の指針を平成 23 年 3 月末までに作成。</p> <p>〔参考指標〕 有識者会議の開催回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省において、有識者会議を設置し、消費者教育の推進方策について検討を行なうとともに、平成 23 年 3 月末に、大学等及び社会教育における消費者教育の指針を作成。 (概要) 消費者教育の目的及び戦略を明確にするとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の現状と必要性、取組の方向性について提示し、大学等、教育委員会、社会教育施設関係者等が消費者教育を推進する際の参考とするもの。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 文部科学省において、有識者会議を設置し、消費者教育の推進方策及び大学等及び社会教育における消費者教育の指針について検討を行い、平成 23 年 3 月末に、大学等及び社会教育における消費者教育の指針を作成することで、工程表に従った取組を実施することができた。 過去の実績との比較を踏まえた評価 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 指針の普及・啓発を継続的に実施する
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 91 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み（注 91） 指針の普及・啓発を継続的に実施します。

（注 91）平成 22 年度に指針を作成。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 92 番	
具体的施策	国内外の学校教育及び社会教育における取組の調査を行うとともに取組事例集の作成・配布を実施します。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	直ちに着手し、継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全都道府県・市町村及び全大学・短期大学・高等専門学校を対象に取組状況調査を実施。 ・先進的取組のヒアリングを実施。 ・取組状況調査に基づいた取組事例集を作成・配布。 <p>[参考指標] 調査結果を踏まえた取組事例集の配布状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・文部科学省において、大学等及び地方公共団体における取組状況調査を実施するとともに、先進的取組を実施する大学等及び地方公共団体を対象としてヒアリング調査を実施し、これらの結果をもとに取組事例集を作成した（平成 23 年 3 月作成）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・大学等及び地方公共団体における取組状況調査を実施するとともに、先進的取組を実施する大学等及び地方公共団体を対象としてヒアリング調査を実施し、これらの結果をもとに取組事例集を作成することで、工程表に沿った取組を実施することができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度以降も、取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 92 番	
具体的施策	学校教育及び社会教育における取組状況調査、ヒアリング調査等を実施し、必要に応じて事例集の更新を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 93 番	
具体的施策	<p>新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配布への協力等を行います。</p> <p>また、新学習指導要領の実施に向けて、消費者教育に関する講座の充実など、教員の消費者教育に関する指導力の向上を図ります。</p>
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省初等中等教育局教育課程課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領を踏まえ、周知徹底等の取組を適切に行う。 <p>[参考指標]</p> <p>新学習指導要領の周知徹底を図るための周知方法・回数、関係省庁の副教材の作成・配布への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の消費者教育に関する指導力を向上させる。 <p>[参考指標]</p> <p>教員等に対する消費者教育に関する講座・説明会などの開催回数、受講人数等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の周知徹底等のため、平成 22 年 7 月に「新学習指導要領の全面実施に向けた全国説明会」、平成 22 年 11 月に「小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」及び「高等学校各教科等担当指導主事連絡協議会」等を実施した。 ・消費者庁が実施する副教材作成のための委員会が平成 22 年 9 月から平成 22 年 12 月まで 5 回開催され、文部科学省担当官がオブザーバーとして出席し、助言等を行った。また、平成 23 年 2 月に、関係機関に対して当該副教材の活用について配慮を依頼する旨の事務連絡を発出した。 ・教員等に対する消費者教育に関する講座が 14 道府県において実施され、1,530 人が受講した。また、平成 23 年 2 月 22 日、23 日に「消費者教育フェスタ」を実施し、フェスタ中、特に学校教育における消費者教育の動向の説明や模擬授業等を実施した学校教育分科会には 113 人が出席した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のように、工程表に従った取組を実施することができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者教育に関する内容を充実した新学習指導要領の周知徹底や教員の消費者教育に関する指導力の向上に努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 93 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 94 番	
具体的施策	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁、金融庁、総務省、法務省、国民生活センター、金融広報中央委員会、関係省庁等
実施時期	直ちに着手します。
担当部局・課・室名	別紙のとおり。
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 94 番	
具体的施策	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁、金融庁、総務省、法務省、関係省庁等
実施時期	一部実施済み（注 94） 継続的に実施します。

（注 94）平成 22 年度に担当省庁等において教材等を作成。

担当部局・課・室名	消費者庁企画課	金融庁総務企画局政策課	総務省情報流通常行政局情報通信利用促進課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・新学習指導要領の内容を反映した中学生向け副教材を、文部科学省との連携・外部専門家の協力により作成する。</p> <p>[参考指標] 副読本・教材の作成状況、文部科学省や教育委員会との連携状況・外部の専門家などの協力状況（会議開催回数）</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・現在活用している副教材（中学向け、高校向け）について、新学習指導要領の内容を反映した副教材（中学向け、高校向け）へと改訂するための検討を行う。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・学校における金融経済教育に対する支援を適切に行う。</p> <p>[参考指標] 副教材の作成状況、パンフレットの配布状況・活用状況</p>	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・「ICT メディアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図る。</p> <p>[参考指標] 小学校高学年を対象とした教材の公開状況、活用状況及び中・高校生を対象として開発した教材の公開状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・新学習指導要領の内容を反映した中学生向け副教材を作成するに当たって、外部専門家（家庭科教育、消費者教育、心理学、社会科教員、家庭科教員）を委員とする「教材作成委員会」を立ち上げて、平成 22 年 9 月 28 日から平成 22 年 12 月 21 日まで計 5 回開催した。本委員会には、オブザーバーとして、文部科学省と独立行政法人国民生活センターから職員が参画し、密接に連携をとった。</p> <p>・平成 22 年 1 月、「消費者センスを身につけよう」（生徒用冊子教材）「携帯電話の落とし穴」「商品を購入する時には - 自転車を例に考えよう -」（共に映像教材）「教師用解説書」を作成するとともに、全国の中学校に対し、配布希望調査を実施した。配布希望調査に当たっては、文部科学省から教育委員会に協力を依頼するなど、効果的かつ効率的に事業を行なうことができた。</p> <p>・「消費者センスを身につけよう」には、新学習指導要領を反映するとともに、「教師用解説書」には、新学習指導要領に沿った授業の展開例を掲載した。</p>	<p>・新学習指導要領の内容を反映した副教材（中学向け、高校向け）の改訂に向けた検討を行い、平成 24 年度に中学向け副教材、平成 25 年度に高校向け副教材を改訂する計画を作成した。</p> <p>・平成 22 年 11 月、全国の高等学校等にパンフレット「はじめての金融ガイド」等を配付するとともに要望部数調査等を実施し、要望があった先に希望部数を配付した（約 3 万部）。</p>	<p>・平成 21 年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材を web 上に公開した。</p> <p>・平成 21 年度に開発した中・高校生を対象とした教材を web 上に公開した。</p> <p>・中・高校生を対象とした新たな教材を平成 23 年 3 月までに開発した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のように、工程表に従った取組を実施することができるとともに、外部専門家の活用、文部科学省等との連携により、より効果的かつ効率的に実施することが出来た。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・新学習指導要領の内容を反映した副教材の改訂計画を作成したことから、工程表に従った取組を実施することができた。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・パンフレットの配付について、約 3 万部配付したほか、活用状況アンケートによると、卒業生への配付や学校授業などで有効に活用されており、学校における金融経済教育に対する支援を行うことができた。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表どおり教材の開発・公開を行った。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>

担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部 司法法制課	国民生活センター	金融広報中央委員会事務局
根拠法令(具体的な条文(　条　項など)も記載)			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・法教育用教材の配布 ・出前授業の実施</p> <p>[参考指標] ・出前授業の実施状況</p>	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] 繼続的に実施 (「教員を対象にした消費者教育講座」及び「消費者教育学生セミナー」をそれぞれ年 1 回実施)</p> <p>[参考指標] 上記講座の実施状況、参加者数</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・副教材を全国の学校に提供。また、外部の専門家を招いて、各地で教師の指導力向上のためのセミナー等を開催【金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会】。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・学校における消費者教育に対する支援を適切に行う。</p> <p>[参考指標] 副読本・教材の作成状況、文部科学省や教育委員会との連携状況・外部の専門家などの協力状況(会議開催回数)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・法務省ホームページ上に、法教育に関する教材を公開した。 ・消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、107 回、7,136 名に対して法教育の出前授業を実施した。</p>	<p>・「消費者教育学生セミナー」：消費者教育を研究している全国の大学生や大学院生を対象に、消費者教育に関する研究の推進を支援するとともに大学間の交流を通じて消費者教育への理解を深めることを目的に実施。日本消費者教育学会と共に、消費者教育の専門家によるワークショップ等の技法を取り入れ、平成 22 年 8 月 30 日(月)～31 日(火)の 2 日間に亘り実施。(予定人員：40 名、参加者数：56 名)</p> <p>・「教員を対象にした消費者教育講座」：小・中・高等学校の教員を対象に、学校における消費者教育の推進のため、効果的な教材の活用法や指導方法の工夫について習得することを目的に実施。実践報告やグループワークの手法を取り入れ、平成 23 年 3 月 28 日(月)に実施。(予定人員：30 名、参加者数：39 名)</p>	<p>・副教材や教師用指導書等を全国の学校に提供(12 種類、年間約 25 万部)。また、文部科学省・県教育委員会との共催、あるいは、外部の専門家を招くなどして、各地で教師の指導力向上のためのセミナー等を開催(年間約 40 回)【金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会】</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表どおり施策を達成した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、外部専門家や専門機関との連携により、効果的な研修を円滑に実施することができた。学生や教員を支援することにより、消費者教育の推進に寄与している。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年度の当委員会および都道府県金融広報委員会の活動方針に基づき、適切に実施している。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・あらゆる機会を捉えて、学校における消費者教育に対する支援を適切に行っている。特に、学校教育現場で好評な副教材「これであなたもひとり立ち」「きみはリッヂ？」を、貸金業法改正の完全施行や特定商取引法の改正を反映する等、全面的に改訂し、これに伴う教師用指導書の改訂箇所の小冊子も作成し、提供を開始した。また、学校における金融教育の進め方への理解促進に役立つ DVD を作成した(平成 23 年 3 月末までに実施完了済み)。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年度は、従来に匹敵する施策を実施したほか、上記副教材の改訂や DVD の制作を行った結果、学校における消費者教育により一層資する内容となっている。</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 95 番	
具体的施策	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学生を対象とした効果的な内容・方法に関する調査研究を実施し、その成果を広く還元します。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課、高等教育局学生・留学生課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>情報提供及び啓発の実施時期・内容・回数、大学等の学生支援担当者に向けた研修回数、受講人数、受講後の満足度（アンケート）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 6 大学で消費者教育の試行的実施による効果検証を行い、効果的な内容・方法の調査を行う。 ・調査結果を教育指針作成の際に反映させるとともに、研究協議会の開催等により成果の還元を図る。 <p>[参考指標]</p> <p>大学等及び社会教育における消費者教育の指針の配布状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 8 月 19 日から地区別に開催された「学生指導研修会」（全 3 地区で開催）等において、大学等の学生支援担当者に対し消費者トラブルについて注意喚起を行った。 ・全国 6 箇所の大学等において、消費者教育を試行的に実施し、その効果を検証した。 <p>また、検証結果については、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容に反映させるとともに、消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会・中央説明会）において説明、成果の還元を行った。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 8 月 19 日から地区別に開催された「学生指導研修会」（全 3 地区で開催）等において、大学等の学生支援担当者に対し消費者トラブルについて注意喚起を行うなど、工程表に従った取組を実施することができた。 ・全国 6 箇所の大学等において、消費者教育を試行的に実施し、その効果を検証した。 <p>また、検証結果については、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の内容に反映させるとともに、消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会・中央説明会）において説明、成果の還元を行った。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度に引き続き、大学等の学生支援担当者への注意喚起を行うことができた。

	3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・関係会議の場における周知を継続して行うなど、今後も引き続き各大学等への注意喚起を行う。 ・平成 23 年度以降、消費者教育に関する説明会の開催などを通じて、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施し、研究成果の還元を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 95 番	
具体的な施策	大学生等に対する消費者問題の情報提供及び啓発を行うとともに、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 96 番	
具体的施策	それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会、金融庁、法務省、文部科学省、国民生活センター、金融広報中央委員会
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名 根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載） 平成 22 年度の具体的施策の実施予定等 平成 22 年度の具体的施策の実施状況 平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	別紙のとおり。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も継続して、地域における消費者教育の推進を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 96 番	
具体的施策	担当省庁等、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会、金融庁、法務省、文部科学省
実施時期	変更なし

担当部局・課・室名	消費者庁企画課	公正取引委員会官房総務課	金融庁総務企画局政策課
根拠法令(具体的な条文(　条　項など)も記載)			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者教育用教材の作成・配布等、地域における消費者教育の推進を行う。</p> <p>〔参考指標〕 教材の作成・配布状況</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・一日出張事務所、消費者セミナー、中学生・高校生・大学生向け独占禁止法教室等を開催するなど、地域における消費者教育を推進し、消費者教育用教材の作成・配布を行う。</p> <p>〔参考指標〕 教材の作成・配布状況、出前講座の実施状況・受講後の満足度(アンケート) 講師派遣実績</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・金融経済教育の観点から、パンフレット(未公開株取引問題等)を作成、配布し、活用状況等のアンケートを実施するなど、地域における金融経済教育の推進を行う。</p> <p>〔参考指標〕 関係省庁等における取組状況(教材の作成・配布状況、出前講座の実施状況、講師派遣実績)</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・平成 22 年 5 月に、「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」を 226,000 部印刷して、地方公共団体、高齢者福祉関係団体等に配布した。</p>	<p>・平成 22 年度においては、一日出張事務所 4 回、消費者セミナー 38 回、独占禁止法教室 82 回(大学 46 回、高校 8 回、中学校 28 回)を開催した。 ・また、消費者教育用教材「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」等を作成・改定し、消費者セミナー及び独占禁止法教室の出席者に配布した。</p>	<p>・平成 22 年 12 月、未公開株取引問題等に関するパンフレット「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を作成し、都道府県等関係団体へ配付するとともに要望部数調査等を実施し、要望があった方に希望部数を配付した(約 52 万部)。 ・全国の財務局等へ事務連絡を発出し、同パンフレットを利用した講演会等の積極的な実施を依頼した。 ・地域で開催される講座等へ、全国の財務局や財務事務所から講師を派遣し、金融経済教育に係る出前講座等を実施した(649 回)。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・「高齢者の消費者トラブル 見守りガイドブック」を 226,000 部印刷して、地方公共団体、高齢者福祉関係団体等に配布するなど、工程表に従った取組を実施することができた。 ・この他、地方公共団体等が地方の実情に応じた教育を実施する際に当該教材をリバイスして活用する申し出があるなど、地域における消費者教育の推進に寄与している。 ・このように、地域における消費者教育を効果的かつ効率的に進めることができた。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・地方事務所の所在地以外でも一日出張事務所や消費者セミナー、独占禁止法教室等を積極的に開催したことにより、地域における消費者教育を推進することができた。 ・消費者教育をより推進するために改定を行った消費者教育用教材を配布するなど、工程表に従った取組を実施することができた。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年度から一日出張事務所及び消費者セミナーを新たに開催し、独占禁止法教室開催回数については平成 21 年度の実績 47 回を大幅に上回るなど、積極的に消費者教育の推進を行った。 ・消費者セミナーや独占禁止法教室等の参加者の満足度や理解度に関するアンケート結果では、内容等について、おおむね、良い感想を得ている。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・パンフレットの配付について、約 52 万部配付したほか、活用状況アンケートにより、住民への配付や出前講座などで有効に活用されていることを確認した。また、地域で開催される講座等へ 649 回の講師派遣を行った。 ・以上のように、工程表に従った取組みを実施することができた。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>

担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課	国民生活センター
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・法教育用教材の配布 ・出前授業の実施 〔参考指標〕 ・出前授業の実施状況	[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者教育用教材の作成・配布等、地域における消費者教育の推進を行う。 〔参考指標〕 教材の作成・配布状況	[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者問題出前講座を実施する。 〔参考指標〕 出前講座の実施状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・法務省ホームページ上に、法教育に関する教材を公開した。 ・消費者の権利を含め、契約や司法の役割等について、107 回、7,136 名に対して法教育の出前授業を実施した。	・文部科学省で、各地域において消費者教育を推進する際の参考として、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を作成した(平成 23 年 3 月)。 ・文部科学省において、教育委員会の担当者等を対象に民間企業、N P O 等の多様な主体による消費者教育の実演、先進事例の紹介を行い、社会教育施設等地域における消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催した(平成 23 年 2 月 22 ~ 23 日開催)。	・消費者問題出前講座を 1,013 回実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表どおり施策を実施した。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・各地域において消費者教育を推進する際の参考となる「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の作成や、消費者教育フェスタを開催し、教育委員会の担当者等を対象に民間企業、N P O 等の多様な主体による消費者教育の実演、先進事例の紹介を行うことで、工程表に基づいた、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行った。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・高齢者・障がい者とその周りで支援する人等への消費者被害未然防止のための出前講座、および消費者問題に関する市民講師育成のための出前講座を 47 都道府県すべてで、計 1,013 回実施した。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価

担当部局・課・室名	金融広報中央委員会事務局
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・教材・パンフレットの作成・配布、ビデオ貸し出し、講演会の開催、ボランティア講師（金融広報アドバイザー）の派遣【金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会】</p> <p>〔参考指標〕 教材の作成・配布状況、出前講座の実施状況・受講後の満足度（アンケート）、講師派遣実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・教材・パンフレットの作成・配布（30 種、年間約 40 万部）、ビデオ貸し出し、講演会の開催（年間約 30 回）、ボランティア講師（金融広報アドバイザー）の派遣（年間約 3,200 回）【金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会】</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年度の当委員会及び都道府県金融広報委員会の活動方針に基づき、適切に実施している。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年度は上記のとおり従来に匹敵する具体的な施策を実施した。とりわけ、広報誌掲載記事等において、消費者トラブルの被害に遭いやすい高齢者向けの活動を重視して展開した。</p> <p>3. 上記以外の評価</p>

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 97 番	
具体的施策	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。
担当省庁等	消費者庁、文部科学省
実施時期	平成 22 年度中に検討し、次年度以降に成果を活用します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・連携の際の役割分担や取組手法の検討を行う。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・連携の場を創設する。</p> <p>[参考指標] 参画・連携機関数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等の多様な主体をメンバーとする「消費者教育推進会議」(前掲：施策番号 87)において、消費者教育を推進するための連携の方法について協議した。</p> <p>【消費者教育推進会議メンバー】</p> <p>会長：内閣府副大臣</p> <p>副会長：文部科学大臣政務官</p> <p>委員：消費者団体・NPO、学識経験者、事業者団体、教育関係者、労働関係等 (17 名)</p> <p>行政委員・幹事：15 府省庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携の場のモデルケースとして、多様な主体の参画による「消費者・市民教育モデル事業」を実施するための実行委員会に参画した。(消費者団体・NPO、企業・事業者団体、教育関係団体、金融関係団体、労働関係団体、政府が参画している。) 文部科学省において、主催事業「消費者教育フェスタ」の一環として、「消費者・市民教育モデル事業」を実施し、連携の際の役割分担や取組手法の試行を行った。当該事業においては、教育委員会の担当者等を対象に民間企業、NPO 等の多様な主体による消費者教育の実演、先進事例の紹介を行うことで、連携を促した。また、当該事業の実施にあたって、文部科学省は実行委員会幹事として、企業、NPO 等の各主体間の調整等を行った。(40 団体が実演・展示を実施。参加者は 2 日間で延べ 661 名。)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、消費者教育推進会議において、消費者教育を行う多様な主体(学校、民間団体等)の連携方策について協議を行っているところであり、工程表に沿った取組を行うことができた。 このように、有効かつ効率的に多様な主体による消費者教育の推進を進めることができた。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・連携の場のモデルケースとして、多様な主体の参画による「消費者・市</p>

	<p>「民教育モデル事業」を実施するための実行委員会に参画し、次年度以降の連携に向けた役割分担や取組手法の試行を行っているところである。</p> <p>また、文部科学省においては、主催事業の一部として実際に多様な主体の連携の場を創設し、教育委員会の担当者等を対象に民間企業、NPO等の多様な主体による消費者教育の実演、先進事例の紹介を行った。</p> <p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者教育推進会議の取りまとめ内容について、周知を行うなど、継続して、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 97 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み（注 97） 継続的に実施します。

（注 97）平成 22 年 11 月より消費者教育推進会議を開催。関係省庁や多様な主体の連携による消費者教育普及のためのイベントを開催（平成 23 年 2 月）。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 98 番	
具体的施策	社会教育主事に対する研修の実施や社会教育における効果的な内容・手法に関する調査研究を実施すること等を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。
担当省庁等	文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国 6箇所で消費者教育の試行的実施による効果検証を行い、効果的な内容・方法を調査し、その結果を指針作成の際に反映させるとともに、研究協議会の開催等により成果の還元を図る。 <p>〔参考指標〕</p> <p>指針の配布状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育主事の資格付与講習や社会教育主事に対する研修・講座において、消費者教育に関する講義を実施する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>講習や研修・講座等の開催回数、受講人数、受講後の満足度（アンケート）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 全国 6 地域で消費者教育の試行的実施による効果検証を行い、効果的な消費者教育の内容・方法を検証し、その結果を「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の作成の際に反映させた。また、消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会・中央説明会）を開催し、成果の還元を図った（386 人参加）。 全国 14 会場で社会教育主事講習を実施し、消費者教育に関する講義を実施した（871 名参加）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 全国 6 地域で消費者教育の試行的実施による効果検証を行い、効果的な消費者教育の内容・方法を検証し、その結果を「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」の作成の際に反映させた。また、消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会・中央説明会）を開催し、成果の還元を図り、工程表に沿った取組を実施することができた。 全国 14 会場で実施した社会教育主事講習の受講者数は 871 名で、21 年度の 754 名を上回った。また、受講者に対するアンケート調査では、90% 以上が消費者教育の受講に関して良かったと回答しており、理由としては、新たな発見があったが 41% で最も多かった。 <ol style="list-style-type: none"> 過去の実績との比較を踏まえた評価 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	・引き続き、社会教育主事への研修や、大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を継続して実施し、社会教育施設における消費者教育の推進を図る。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 98 番

具体的施策	社会教育主事に対する研修の実施や大学等及び社会教育における消費者教育の指針の普及・啓発を通じて、公民館等の社会教育施設における消費者教育の推進を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 99 番	
具体的施策	日本司法支援センターにおける協議会の開催等を通じ、消費生活センターをはじめ、消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するなどして、より緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図ります。
担当省庁等	法務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	総合法律支援法第 7 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 • 継続的に実施</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 • 法的トラブルの解決に資する地方協議会を開催し、より緊密な連携・協力関係の構築に努める。</p> <p>〔参考指標〕 地方事務所における地方協議会の開催状況及び関係機関・団体等の連携協力関係の構築状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・法的トラブルの解決に資する地方協議会を、年 1 回以上、全国の各地方事務所において開催した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 継続的に実施している。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 • 平成 22 年度は、全国の各地方事務所において、年 1 回以上の地方協議会を開催し、関係機関に対して日本司法支援センターの事業概要について周知するとともに、関係機関との意見交換を実施するなど、より緊密な連携・協力関係の構築に努めた。なお、地方協議会には、消費者問題を取り扱う機関が必ず参加している（同一の地方事務所で年複数回の地方協議会を実施している場合は、いずれかの地方協議会に、消費者問題を取り扱う機関が参加している。）</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 • 平成 22 年度においては、関係機関とのより円滑な協力体制の構築等に資するため、地方協議会に参加した関係機関に対し、日本司法支援センターに対する要望や地方協議会の内容等に関するアンケート調査を実施するなど、より緊密な連携・協力関係の構築に努めた。</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、全国の各地方事務所等における消費者に関する法的トラブルを取り扱う関係機関・団体との協議会を開催するほか、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた事故情報の「事故情報データバンクシステム」への登録を行うなどして、関係機関・団体との緊密な連携・協力関係の構築に努め、速やかに法的トラブルの解決を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 99 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 100 番	
具体的施策	融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について、ウェブサイト、防犯講話等により若年者、自営業者等の被害者層への情報提供・注意喚起を的確に行います。
担当省庁等	警察庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・被害者層への情報提供・注意喚起を的確に行う。</p> <p>[参考指標] ウェブサイト、防犯講話等による情報提供・注意喚起の実施状況、関係機関・団体との意見交換会等の開催状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 警察庁及び全都道府県警察のウェブサイトにおいて、融資保証詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について情報提供・注意喚起を的確に行った。 平成 22 年中、全都道府県警察で防犯講話を計 39,620 回実施して被害者層への注意喚起を的確に行った。 平成 22 年 7 月「振り込め詐欺の撲滅に向けた官民連絡会議」を警察庁で開催し、今後も官民一体となった注意喚起を継続していくことを確認した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 警察庁及び全都道府県警察のウェブサイトにおいて、融資保証金詐欺や架空請求詐欺等に関する最新の手口や発生状況について情報提供・注意喚起するなどにより、工程表に従った取組を実施することができた。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 被害者層への注意喚起を的確に実施した結果、平成 22 年中の融資保証金詐欺の認知件数は平成 21 年と比較して 75.7% 減、架空請求詐欺は同 28.8% 減と大幅に減少した。 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・融資保証金詐欺や架空請求詐欺の被害を更に減少させるため、引き続き、ウェブサイトや防犯講話等による被害者層への情報提供・注意喚起を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 100 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 101 番	
具体的施策	生活経済事犯について、国民が自主的に被害を回避できるよう、被害の発生状況に応じてウェブサイト、リーフレット等の各種媒体により生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を推進します。
担当省庁等	警察庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活経済対策管理官
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・悪質商法、ヤミ金融等の生活経済事犯の被害の発生防止・再発防止に向けたリーフレットを作成する。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・生活経済事犯の発生・再発防止に向けた広報啓発活動を行う。</p> <p>[参考指標] 各種リーフレットの配布部数、広報啓発活動の実施状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法事犯及びヤミ金融事犯の被害防止を呼びかける(社)全国消費生活相談員協会のリーフレット作成に協力した。 ・政府広報(ラジオ及びインターネットテレビ)を通じて、悪質商法事犯(利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯)の被害の未然防止のための広報啓発活動を実施した。 ・警察庁ウェブサイトに知的財産権の保護と不正商品の排除に関する広報啓発用資料を掲載した。 ・不正商品対策協議会が作成した模倣品・海賊版撲滅に向けた広報啓発用ポスターを警察施設に掲示した。 ・不正商品対策協議会が主催した不正商品撲滅キャンペーンを後援し、当該キャンペーンに警察庁担当者を派遣して知的財産権の保護や不正商品の排除を訴えた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・悪質商法事犯及びヤミ金融事犯の被害防止を呼びかけるリーフレットの作成に協力し、(社)全国消費生活相談員協会を通じて全国の防犯協会へ同リーフレットを配布したほか、模倣品・海賊版の撲滅に向けた広報啓発用ポスターを警察施設に掲示するなど、生活経済事犯の被害防止のためのリーフレットを活用した広報啓発活動を実施した。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・政府広報(ラジオ及びインターネットテレビ)を通じて、最近の悪質商法事犯(利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯)の現状を 국민に伝え、この種事犯に係る被害の未然防止のための広報啓発活動を実施した。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年度は悪質商法及びヤミ金融の被害防止を呼びかけるリーフレットをそれぞれ約 50 万部作成・配布しており、前年と同規模の広報啓発活動を実施した。</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>

今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、生活経済事犯の情勢を踏まえた広報啓発活動を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 101 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 102 番	
具体的施策	総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施します。
担当省庁等	総務省、文部科学省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局データ通信課、文部科学省生涯学習政策局参事官付
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施する。 [参考指標] 啓発講座の実施回数・参加者数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を全国で 557 回実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座を実施した。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・今年度は 557 回の開講数となり、昨年度の実績 624 回を下回った。 3 . 上記以外の評価 ・講座内容の充実を図るために、講師の学習用ビデオを作成し、講師のレベルアップに努めた。また、主に保護者及び教職員を対象としてきたが、要望が多かった児童生徒向け啓発講座のための講師用資料を作成し、児童生徒向けの講座を開始した。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・e-ネットキャラバン推進について、総務省と文部科学省連名の依頼文を都道府県・指定都市に送り、小・中・高等学校をはじめ関係団体等への周知を依頼した。子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象としてきたが、児童生徒向けの啓発講座の実施についても周知を図り、継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 102 番	
具体的施策	総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安全・安心利用に向けて、保護者、教職員及び児童生徒等を対象とした啓発講座を実施します。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 103 番	
具体的施策	景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	不当景品類及び不当表示防止法 消費者庁及び消費者委員会設置法第 4 条第 14 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体、地方自治体等が主催する景品表示法の説明会へ講師派遣するとともに、同法のパンフレットを広く配布する。 ・景品表示法に係る相談に応じるなど事業者、事業者団体における法令順守の取組を支援する。 <p>2 . 上記 1 以外の実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の普及・啓発を図り、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。 <p>〔参考指標〕 消費者団体等主催の説明会等への講師派遣回数・パンフレットの配布数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度においては、消費者団体、地方自治体等が主催する景品表示法の説明会等に 92 回講師を派遣した。 ・また、平成 22 年度においては、景品表示法等を説明したパンフレットである「よくわかる景品表示法と公正競争規約」のパンフレットを 3,529 部配布したほか、消費者庁ホームページにこれらパンフレットの PDF ファイルを掲載して閲覧に供した。 ・平成 22 年度においては、景品表示法に係る事業者等からの相談について 16,772 件対応した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の普及・啓発を図り、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援することは、同法違反行為の消費者意識を喚起し、また、同法違反行為の未然防止を図る観点からも必要不可欠である。 ・消費者団体、地方自治体等が主催する景品表示法の説明会等に講師派遣を実施したこと、景品表示法パンフレットを配布、また、消費者庁ホームページに掲載して閲覧に供したことにより、消費者や事業者等が景品表示法の理解を深めるのに資する有効な景品表示法についての普及・啓発が図られた。 ・景品表示法に係る事業者等からの相談に対応することで、事業者等における景品表示法の遵守に有効な支援を行った。 <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども霞が関見学デー」において、景品表示法の規定に基づく公正競争規約において定められている公正マークを取り上げたことにより、消費者の同マークに対する意識の向上が有効的に図られた。 <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度においては、景品表示法の説明会への講師派遣を 93 回行つ

	<p>ているところ、平成 22 年度においても、92 回の講師派遣を行っており、前年度と同程度、講師派遣により有効に景品表示法についての普及・啓発が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁ホームページにおける景品表示法の運用に関する Q&A の充実を図ったことなどにより、平成 21 年度においては、19,121 件寄せられた景品表示法に係る事業者等からの相談が、平成 22 年度においては、16,772 件であった。 <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 103 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 104 番	
具体的施策	消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者等に関する情報提供の充実を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム瑕疵保険に加入する事業者の検索サイト等の情報提供を通じて消費者の適正な選択を支援 <p>[参考指標]</p> <p>ウェブサイトへの掲載状況、消費者向け講習会での情報提供件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の事業者選びの参考とするため、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録されたリフォーム事業者を検索できるサイトを開設した。 <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス数：272,200 件 (H22. 7 ~ H23. 3) ・消費者の事業者選びの参考とするため、原則としてリフォーム工事についてリフォーム瑕疵保険への加入を要件とするなど消費者保護に十分に配慮されたリフォーム事業者選択支援サイトを開設した。 <ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム事業者選択支援サイトの採択実績：2 事業者 ・全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベントにおいて、検索サイトの紹介を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催回数：91 回 (平成 22 年度) ・参加人数：6,099 人 (平成 22 年度) ・リフォーム支援制度を紹介したガイドブックで検索サイト及びリフォーム事業者選択支援サイトについて消費者に周知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・配布部数：588,467 部 (平成 22 年 6 月 ~ 平成 23 年 3 月)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> (平成 22 年度の新規施策) 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者が適切な選択を行うことができるように、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 104 番

具体的な施策	消費者が適切な選択を行うことができるよう、消費者向け講習会や関係団体のウェブサイトを通じ、リフォーム事業者や中古住宅流通等に関する情報提供の充実を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 105 番	
具体的施策	国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。
担当省庁等	消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(食育推進担当)、食品安全委員会事務局勧告広報課、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課、厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室、農林水産省消費・安全局消費者情報官
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 25 条第 1 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報提供等の推進 <p>[参考指標]</p> <p>食育に关心を持っている国民の割合</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>「食育月間」(6 月)に、関係府省庁が連携して以下の取組を実施するなど食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報提供等の取組を実施した。</p> <p>【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回食育推進全国大会における食品表示に関するパンフレットの配布を通じた普及啓発 <p>【内閣府】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 回食育推進全国大会の開催(佐賀県:平成 22 年 6 月 12 日、13 日) ・政府広報、ホームページによる PR 等の広報媒体を通じた普及啓発 <p>【食品安全委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等による情報提供 <p>【文部科学省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる PR 等の広報媒体を通じた普及啓発 <p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等を通じた普及啓発 ・ホームページによる PR 等の広報媒体を通じた普及啓発 <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省及び地方農政局等の「消費者の部屋」特別展示の実施 ・出前授業、公開講座、農作業体験等を行う団体に対する支援 ・ホームページによる PR 等の広報媒体を通じた普及啓発 ・地域における食育活動への支援を通じた情報提供
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>上記のとおり、「食育月間」中に各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施し、また、様々な主体相互が積極的な連携を図ることで、効率的な情報提供等の推進を行うことができた。</p>

	<p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 食育に関心を持っている国民の割合については、平成 21 年度は 71.7% であったが、平成 22 年度は 70.5% となり、引き続き取組が必要である。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 105 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 106 番	
具体的施策	地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組みます。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局高齢者支援課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の消費者被害を防止するため、地域包括支援センターが、市町村の消費生活センター等と高齢者の消費者被害に関する情報交換を行うこと等について、平成 23 年 2 月 22 日に開催予定の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて周知・指導を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議(平成 23 年 2 月 22 日開催)において、以下の項目の周知を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターが、高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者から消費者被害について相談があった場合、その区域を担当する消費生活センター等と連携して対応することが重要であること。 消費者基本計画において、実施すべき施策の一つとして、高齢者の消費者被害の防止が位置づけられていること。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・高齢者の消費者被害を防止するため、地域包括支援センターが、市町村の消費生活センター等と高齢者の消費者被害に関する情報交換を行うこと等について、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通じて周知・指導を行った。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体等から、消費者保護の専門職種がない地域包括支援センターでは、消費者被害の防止について中心機関として取り組むことは困難であるといった指摘があった。 ・また、多方面から今後更に増加する認知症の高齢者を中心として、高齢者の権利擁護のため、より実効性がある施策を行うよう指摘されたところである。 ・これを受けて、高齢者の権利擁護の推進を図るため、市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業、及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業が積極的に実施されるよう、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等において、都道府県等に事業の周知や取組事例の情報提供等を行う。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法令を追加 ・老人福祉法第 32 条

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 106 番

具体的な施策	市町村による成年後見制度の申立て等の助成を行う成年後見制度利用支援事業や市民後見人の養成等を行う市民後見推進事業、及び都道府県による市町村の市民後見の取組のバックアップや相談体制の整備を行う高齢者権利擁護等推進事業の実施等により、高齢者の権利擁護の推進を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 107 番	
具体的施策	介護支援専門員（ケアマネジャー）及び訪問介護員（ホームヘルパー）に対する研修において、成年後見制度等の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の普及を図ります。
担当省庁等	厚生労働省
実施時期	継続的に実施します。（各自治体等が年に 1 回以上研修を開催しています。）
担当部局・課・室名	厚生労働省老健局振興課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成 18 年 6 月 15 日老発 0615001 号） 介護員養成研修の取扱細則について（平成 18 年 6 月 20 日老振発 0620001 号）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・介護支援専門員及び訪問介護員の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識を向上させる。 [参考指標] 受講人数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・各都道府県において研修を継続的に実施している（実施状況については今後把握する予定）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・各都道府県において、介護支援専門員及び訪問介護員の高齢者の権利擁護や消費生活センターとの連携に関する知識の向上を含む、研修を継続的に実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・今後も引き続き、各都道府県において研修を実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 107 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 108 番	
具体的施策	審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、内閣府、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努める。 ・平成 22 年 3 月末現在の各府省庁等の現況を把握。関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう依頼。(消費者庁) <p>[参考指標] 生活者・消費者を代表する委員の選任状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・生活者・消費者代表の委員が増加した審議会数：7 <p>【総務省】 年金業務監視委員会</p> <p>【農林水産省】 食料・農業・農村政策審議会、独立行政法人評価委員会、農林漁業保険審査会、獣医事審議会、林政審議会</p> <p>【経済産業省】 計量行政審議会 (選任状況の詳細は別表のとおり。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁において、各府省庁等の現況を把握するとともに、審議会を有する府省庁等に対して、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう文書で依頼した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・7つの審議会(3省)において、生活者・消費者代表の委員を増加させており、審議会委員に生活者・消費者を代表する委員を選任することにより、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映するという施策の趣旨に沿った取組を進めることができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係府省庁においては、審議会委員の選任に当たって、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めることとする。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 108 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

[参考資料: 施策番号108番の別表]

「審議会等」における「生活者・消費者を代表する委員」の選任状況【平成23年3月31日時点】

(注1)「審議会等」とは、国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条に基づく(国)の審議会等である。

(注2)平成22年度中に活動のない(停止中の)審議会は記載していない。

(注3)審議会の本(親)委員会の状況について示したもの。したがって、当該審議会の「分科会」、「専門委員会」等は含まれていない。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
内閣府	民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等活用事業推進室	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第21条	9 (9)	0 (0)	無	民間資金等活用事業推進委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	官民競争入札等監理委員会	内閣府官民競争入札等監理委員会事務局	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第37条	12 (12)	0 (0)	無	官民競争入札等監理委員会は、国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	食品安全委員会	食品安全委員会事務局総務課	食品安全基本法第22条	7 (7)	0 (0)	有	食品安全委員会は、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正な立場から食品安全についてリスク評価を実施するなどの役割を担っており、利害調整を行う場ではないため、食品安全委員会委員に「生活者・消費者」という立場を代表する者を任命することは適切ではない。 なお、食品安全委員会に設置されている企画専門調査会には、消費者代表の専門委員も任命されており、食品安全委員会の運営等に関しては、消費者の立場に立った意見も反映されているところ、また、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論について、原則として、国民からの意見募集を行うなど、リスクコミュニケーションを実施しているところ。このように、可能な範囲で、消費者の意見への配慮を行っている。
	内閣府独立行政法人評価委員会	大臣官房政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条、内閣府設置法第37条	14 (14)	2 (2)	有	
	公文書管理委員会	大臣官房公文書管理課	公文書管理法第28条	7	0	無	公文書管理委員会は、公文書等の管理に関し、専門的・第三者的な見地から調査審議及び意見具申を行うことを目的とする審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表という分類から選任することになじまない。 平成22年6月に設置された。
	中央障害者施策推進協議会	政策統括官(共生社会政策担当)付 参事官(障害者施策担当)	障害者基本法第24条	30 (30)	13 (13)	無	
	原子力委員会	政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)付 参事官(原子力担当)	原子力基本法第4条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	5 (5)	1 (1)	無	
	原子力安全委員会	原子力安全委員会事務局総務課	原子力基本法第4条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法	5 (5)	0 (0)	有	原子力安全委員会は、根拠法令に基づき、原子力利用政策の規制に関することを審査・決定等することを目的とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	衆議院議員選挙区画定審議会	大臣官房 企画調整課	衆議院議員選挙区画定審議会設置法第1条	7 (7)	0 (0)	無	衆議院議員選挙区画定審議会は、必要があると認めるときに国勢調査の結果、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、選挙区の改定案を合理的に作成し、内閣総理大臣に勧告することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	統計委員会	大臣官房 統計委員会担当室	統計法第44条	13 (13)	0 (0)	無	統計委員会は、基幹統計の指定や匿名データの作成等に関する専門・技術的な審議を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課	情報公開・個人情報保護審査会設置法	15 (15)	0 (0)	有	情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	公益認定等委員会	公益認定等委員会事務局	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第32条	7 (7)	0 (0)	無	委員の任命について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第35条において、委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項について公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人の活動に関する議見有する者のうち、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものと定められているため。
	沖縄振興審議会	政策統括官(沖縄政策担当)付 参事官(企画担当)	沖縄振興特別措置法第111条	20 (20)	0 (0)	有	沖縄振興審議会は沖縄の振興に関して調査、審議を行っているが、その中では、県民生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
	消費者委員会	消費者委員会事務局	消費者庁及び消費者委員会設置法	9 (10)	9 (10)	無	
金融庁	金融審議会	総務企画局 企画課	金融庁設置法第6条	16 (27)	3 (3)	有	今後設立予定であるWGのメンバーの選任についても、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めたい。
	証券取引等監視委員会	証券取引等監視委員会事務局総務課	金融庁設置法第6条	3 (3)	-	有	委員長、委員は国会同意人事であることから、その選任について、監視委事務局として回答する立場はない。
	自動車損害賠償責任保険審議会	監督局保険課	自動車損害賠償保障法第31条 設置	19 (18)	6 (6)	有	
	公認会計士・監査審査会	公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室	公認会計士法第35条	10 (10)	-	有	会長及び委員は国会同意人事であることから、その選任について、公認会計士監査審査会事務局として回答する立場はない。
	金融機能強化審査会	監督局 総務課	金融機能の強化のための特別措置に関する法律 第48条	5 (5)	0 (0)	有	金融機能強化審査会(以下「審査会」)の委員については、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第49条第2項により「金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する」と規定されている。これは、審査会が、最終的な資本参加の判断を行う内閣総理大臣に対して、金融機関等より提出された経営強化計画に関して、収益等の数値目標やその裏付けとなるビジネスプラン等の妥当性や実現可能性について、専門的、客観的な見地から意見を述べる等の役割を期待されているためである。審査会の委員は、これらの役割を果たしうる有識者から選任しているところ。
	企業会計審議会	総務企画局 企業開示課	金融庁組織令第24条	19 (20)	0 (0)	有	生活者・消費者は直接の利害関係者に当たらないため。
総務省	地方財政審議会	自治財政局 財政課 (地方公務員共済組合分科会は総務省自治行政局公務員部福利課が、固定資産評価分科会は総務省自治税務局固定資産税課が担当課となる。)	総務省設置法第8条	5 (5)	0 (0)	無	地方財政審議会は、地方交付税、地方譲与税、地方債、地方財政計画等に関する法律によりその権限に属させられた事項を処理すること等を目的として設置されている。 上記の活動内容に鑑みれば、委員には地方自治に関して優れた識見を有することが求められており、総務省設置法にその旨が規定されていることから、生活者・消費者代表の選任にはなじまない。 <参考> ・ 総務省設置法(平成十一年七月十六日法律第九十一号)(抄) (委員の任命) ・ 第十二条 委員は、地方自治に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。 2 前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならない。 一 全国の都道府県知事及び都道府県議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人 二 全国の市長及び市議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人 三 全国の町村長及び町村議会の議長の各連合組織が共同推薦した者 一人

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載	
	国地方係争処理委員会	自治行政局 行政課	地方自治法第250条の7	5 (5)	0 (0)	無	国地方係争処理委員会は、国の関与の適法性等を審査し、具体的な国と地方の係争を処理することを任務とすることから、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。	
	電気通信事業紛争処理委員会	電気通信事業紛争処理委員会事務局	電気通信事業法第144条	5 (5)	0 (0)	有	電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業者間の接続等に関する紛争を処理する専門的組織であり、委員の任命は電気通信事業法第147条に「電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する」旨規定されていることから、生活者・消費者代表の選任にはなじまない。	
	電波監理審議会	総合通信基盤局 総務課	電波法第99条の2(放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送の運営の規正に関する法律及び電気通信役務利用放送法)	5 (5)	1 (1)	有		
	独立行政法人評価委員会	大臣官房 政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条、総務省設置法第8条	15 (15)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、総務省所管の独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うことを目的とする委員会であり、生活者・消費者の利益にかかるテーマは審議しないため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。	
	退職手当・恩給審査会	人事・恩給局 総務課	総務省設置法第8条	16 (16)	0 (0)	有	退職手当・恩給審査会は、国家公務員等に対する退職手当の支給制限等の处分に関する審査及び恩給の審査請求の裁決に係る審査等を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。	
	年金業務監視委員会	行政評価局 総務課	総務省組織令附則第20条	7 (6)	1 (0)	無		
	政策評価・独立行政法人評価委員会	行政評価局 総務課	総務省組織令第121条	7 (7)	0 (0)	有	委員は、政策評価及び独立行政法人の評価に関して専門的知見を有する者や、財界人として組織の再編、経営の効率性の向上等に関して豊かな経験と卓越した見識を有する者から選任している。	
	年金記録確認中央第三者委員会	行政評価局 行政相談課	総務省組織令附則第22条	25 (25)	0 (0)	無	年金記録確認中央第三者委員会は、年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、御本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務としており、委員については、専門性及び識見の高い法曹関係者や年金実務に精通した者などから選任することとしているため、生活者・消費者代表の委員の選任にはなじまない。	
	情報通信審議会	情報通信国際戦略局情報通信政策課 管理室	総務省組織令第121条	30 (30)	2	有		
	情報通信行政・郵政行政審議会	情報流通行政局 総務課	総務省組織令第121条	27 (27)	2 (2)	無	情報通信行政・郵政行政審議会の委員の人選にあたっては閣議決定等に基づき、委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡な構成になるよう留意し、学会、経済界、言論・評論界、利用者・労働界等、国民各階層からの幅広い意見を代表できるよう配慮している。	
	消防庁	消防審議会	消防庁総務課	総務省組織令第151条	13 (13)	1 (1)	無	
	法務省	司法試験委員会	大臣官房人事課	司法試験法第12条第1項	7 (7)	0 (0)	無	司法試験委員会は、司法試験及び予備試験を行うことを主たる目的とする審議会等であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	検察官適格審査会	大臣官房人事課	検察庁法第23条	11 (11)	0 (0)	有	検察官適格審査会は、検察官の適格性に関する審査を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
中央更生保護審査会	中央更生保護審査会	保護局総務課	更生保護法第4条	5 (5)	0 (0)	有	中央更生保護審査会は、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復讐の実施についての申出をすること等を目的とする審査会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	日本司法支援センター評価委員会	大臣官房司法法制部司法法制課	総合法律支援法第19条第1項	10 (10)	1 (1)	有	
	法制審議会	大臣官房司法法制部司法法制課	法務省組織令第57条	20 (19)	1 (1)	有	
	検察官・公証人特別任用等審査会	大臣官房人事課	検察庁法第18条、公証人法第13条ノ2、法務省組織令第57条	11 (11)	0 (0)	有	検察官・公証人特別任用等審査会は、副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理すること並びに公証人の選考及び公証人法に規定する議決に関する事項を処理することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
外務省	独立行政法人評価委員会	大臣官房総務課考査・政策評価官室	独立行政法人通則法第12条	12 (12)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価に関するなどを扱うものであり、所管の独立行政法人の業務の性質上も、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	外務人事審議会	大臣官房人事課	外務省組織令第90条	7 (4)	0 (0)	有	外務人事審議会は、外務公務員の人事管理にあたる諮問・報告機関であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
財務省	財政制度等審議会	主計局調査課	財務省設置法第6条	22 (29)	0 (0)	有	財政制度等審議会は、国の予算、決算及び会計の制度、国家公務員共済組合の制度に関する重要事項を調査審議すること等を目的とする審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	関税・外国為替等審議会	関税局関税課・国際局調査課	財務省設置法第6条	29 (28)	2 (2)	有	
	独立行政法人評価委員会	大臣官房文書課政策評価室	独立行政法人通則法第12条、財務省設置法第6条	20 (18)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、外部有識者による独法の年度等業務の実績に関する評価を行うことを目的とする審議会であるため、原則として委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	関税等不服審査会	関税局業務課	財務省組織令第65条	20 (20)	1 (1)	有	
国税庁	国税審議会	長官官房総務課、長官官房人事課、課税部酒税課	財務省設置法第21条	19 (17)	3 (3)	有	
文部科学省	科学技術・学術審議会	科学技術・学術政策局政策課	文部科学省設置法第6条	30 (30)	0 (0)	有	科学技術・学術審議会は、科学技術・学術の総合的な振興に関する重要事項を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	宇宙開発委員会	研究開発局参事官(宇宙航空政策担当)付	文部科学省設置法第6条	5 (5)	0 (0)	有	宇宙開発委員会は、宇宙開発に関する長期的な計画などの重要事項を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	国立大学法人評価委員会	高等教育局国立大学法人支援課国立大学法人評価委員会室	国立大学法人法第9条	20 (20)	0 (0)	無	国立大学法人評価委員会は、国立大学法人等の業務の実績に関する評価を実施することを目的とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	放射線審議会	科学技術・学術政策局原子力安全課	放射線障害防止の技術的基準に関する法律第4条	20 (20)	0 (0)	有	放射線審議会は、放射線障害の防止に関する技術的基準を科学的観点から一貫図ることを目的に設置されており、委員は放射線障害の防止に関し学識経験のある者を任命することとなっている。(放射線障害防止の技術的基準に関する法律)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	独立行政法人評価委員会	大臣官房政策課評価室	独立行政法人通則法第12条、文部科学省設置法第20条	24 (26)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	中央教育審議会	生涯学習政策局政策課	文部科学省組織令第85条	30 (30)	0 (0)	有	中央教育審議会は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成やスポーツの振興に関する重要事項等を調査審議することを所掌事務としており、委員は学識経験者から選任することとされている。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
	教科用図書検定調査審議会	初等中等教育局教科書課	文部科学省組織令第85条	30 (30)	0 (0)	無	教科用図書を調査審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者と分類することにはなじまない。
	大学設置・学校法人審議会	高等教育局高等教育企画課大学設置室、高等教育局私学部私学行政課	文部科学省組織令第85条	29 (29)	0 (0)	有	大学設置・学校法人審議会は、大学等の設置等に係る審査を行うことを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することにはなじまない。
	原子力損害賠償紛争審査会	研究開発局原子力課	原子力損害の賠償に関する法律第18条	0 (8)	0 (0)	無	平成22年8月4日をもって廃止
文化庁	文化審議会	長官官房政策課	文部科学省設置法第29条	29 (30)	0 (0)	有	文化審議会は、文化の振興及び国際文化交流の振興に関する重要事項を調査審議すること等を所掌事務としており、その委員は学識経験者から選任することとされている(文部科学省設置法、文化審議会令)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
	宗教法人審議会	文化部宗務課	宗教法人法第71条	20 (20)	0 (0)	有	宗教法人審議会は、文部科学大臣の諮問に応じて、所轄による宗教法人規則等の不認証や審査請求に対する裁決などについて処理し、及びこれに関連し留意すべき事項に關し文部科学大臣に意見を述べることを所掌事務としており、その委員は宗教家及び学識経験がある者のうちから選任することとされている(宗教法人法第72条第2項)。このため、そもそも委員の属性を生活者・消費者の代表と分類することにはなじまない。
厚生労働省	社会保障審議会	政策統括官付社会保障担当参事官室	厚生労働省設置法第6条第1項	26 (25)	2 (2)	有	
	厚生科学審議会	大臣官房厚生科学課	厚生労働省設置法第6条第1項	28 (28)	1 (1)	無	
	労働政策審議会	政策統括官労働政策担当参事官室	厚生労働省設置法第6条第1項	30 (30)	0 (0)	無	労働政策審議会は、使用者代表、労働者代表、公益代表の委員が集い総合的な労働政策を審議することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することにはなじまない。
	医道審議会	医政局医事課	厚生労働省設置法第6条第1項	30 (30)	0 (0)	有	医道審議会は、医療関係職種の資格・試験等に関する事項を処理することを目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することにはなじまない。
	薬事・食品衛生審議会	医薬食品局総務課	厚生労働省設置法第11条第1項	30 (30)	3 (3)	有	
	独立行政法人評価委員会	政策統括官政策評価官室	独立行政法人通則法第12条、厚生労働省設置法第6条第2項	30 (30)	0 (0)	無	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することにはなじまない。
	がん対策推進協議会	健康局総務課がん対策推進室	がん対策基本法第19条	20 (20)	5 (5)	無	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	中央最低賃金審議会	労働基準局労働条件政策課賃金時間室	最低賃金法第20条	18 (18)	0 (0)	有	中央最低賃金審議会の委員については、法第22条の規定により、労働者代表委員、使用者代表委員及び学識経験者等である公益代表委員の同数をもって組織することとなっている。
	労働保険審査会	労働基準局総務課	労働保険審査官及び労働保険審査会法	9 (9)	0 (0)	有	労働保険審査会の委員は、法第27条の規定により、人格が高潔であって労働問題に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから任命することとなっている。
	中央社会保険医療協議会	保険局医療課	社会保険医療協議会法第1条第1項	20 (20)	1 (1)	有	社会保険医療協議会法三条第一項一号の委員七名(支払側代表)の内、一名が患者代表である。
	社会保険審査会	保険局 総務課社会保険審査会調整室	社会保険審査官及び社会保険審査会法第19条	6 (6)	0 (0)	有	社会保険審査会委員長及び委員は、人格が高潔であつて、社会保障に関する識見を有し、かつ、法律又は社会保険に関する学識経験を有する者のうちから、任命するとされており、特定層から選定する仕組みとはなっていない。 なお、社会保険審査会の審理には、上記委員の他に、法律上、被保険者側の利益代表者等の意見が反映できるよう参与制度(大臣による指名)が設けられている。
	疾病・障害認定審査会	健康局総務課	厚生労働省組織令第132条	26 (27)	0 (0)	有	疾病や障害の認定、感染症にかかる不服申立てについては、極めて専門的かつ個別的な審議内容に関わるものであるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	援護審査会	社会・援護局 援護課	厚生労働省組織令第132条	10 (10)	0 (0)	有	援護審査会は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金の受給権や不服申立てに係る審査を行うものであるが、具体的には、戦傷病者の障害の程度、戦没者と請求者との身分関係等について審議するものであり、極めて専門的かつ個別的な審議に關わるものであることから、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
農林水産省	食料・農業・農村政策審議会	大臣官房政策課	食料・農業・農村基本法第39条	22 (19)	4 (2)	有	
	独立行政法人評価委員会	大臣官房文書課	独立行政法人通則法第12条、農林水産省設置法第6条第2項	25 (26)	6 (4)	有	
	農林漁業保険審査会	経営局保険課	農業災害補償法第144条	20 (20)	1 (0)	有	
	農業資材審議会	消費・安全局 農産安全管理課	農林水産省設置法第6条及び第7条、農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律、農業機械化促進法及び種苗法	26 (26)	4 (4)	無	
	獣医事審議会	消費・安全局 畜水産安全管理課	獣医師法第24条	20 (20)	3 (2)	有	
	農林物資規格調査会	消費・安全局 表示・規格課	農林水産省組織令第85条	0 (19)	0 (6)	無	
	林政審議会	林政部林政課	森林・林業基本法第29条	20 (21)	3 (0)	有	
	水産政策審議会	漁政部漁政課	水産基本法第35条	20 (20)	2 (2)	無	

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
経済産業省	産業構造審議会	経済産業政策局産業構造課	経済産業省設置法第6条第1項	21 (20)	1 (1)	有	
	消費経済審議会	商務情報政策局商務流通グループ消費経済政策課	経済産業省設置法第6条第1項	8 (11)	5 (5)	有	
	日本工業標準調査会	産業技術環境局基準認証政策課	工業標準化法第3条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	21 (23)	3 (4)	有	
	計量行政審議会	産業技術環境局知的基盤課計量行政室	計量法第156条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	17 (13)	4 (0)	有	'生活者・消費者を代表する委員数'が平成22年3月31日時点でいなかったのは、任期が切れていたこと等によるもの。
	独立行政法人評価委員会	大臣官房政策評価広報課	独立行政法人通則法第12条第1項、経済産業省設置法第6条第2項	18 (20)	0 (0)	有	独立行政法人の評価委員会は、経済産業省所管の独立行政法人の業務の実績を評価することを目的とする委員会である。このため、本委員会の委員の選任に当たっては、経済産業政策について「学識経験のある者のうちから経済産業大臣が任命する」と規定しているところであり、委員の属性を生活者・消費者代表と分類し特定することはなじまないと考える。
	化学物質審議会	製造産業局化学物質管理課	経済産業省組織令第95条	11 (11)	1 (1)	有	
資源エネルギー庁	総合資源エネルギー調査会	総合政策課	経済産業省設置法第18条	23 (25)	4 (6)	有	
特許庁	工業所有権審議会	総務部 秘書課、総務課	経済産業省組織令第144条第1項	11 (11)	0 (0)	有	工業所有権審議会は、工業所有権を扱う高度な専門的知識を要する審議会であるため、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
中小企業庁	中小企業政策審議会	事業環境部 企画課	中小企業基本法第26条、中小企業庁設置法第5条第1項	28 (29)	0 (0)	有	
国土交通省	国土審議会	国土計画局総務課	国土交通省設置法第6条	29 (29)	0 (0)	有	当審議会を構成する委員は、院からの指名により任命される国会議員と、学識経験を有する者を任命することが法令上規定されている。 これら委員の任命に当たっては、消費者代表等を含め広く国民の参画を想定しているところであるが、非常に広範な分野の内容や専門的事項を調査審議するという特性を有している反面、実質的な調査審議の場とするために人数的な制約があること等から、現在、消費者代表として参画している委員はないところである。
	社会资本整備審議会	総合政策局総務課	国土交通省設置法第6条	26 (26)	0 (0)	有	社会资本整備審議会の調査審議事項は、社会资本整備のあり方、パリアフリー施策、地球温暖化対策から住宅政策、不動産投資市場のあり方までと多岐に渡っており、委員の任命にあたっては、各分野から幅広く人選を行っているところであるが、結果として消費者代表の方が存在しなかった。
	交通政策審議会	総合政策局総務課	国土交通省設置法第6条	26 (26)	0 (0)	有	交通政策審議会の調査審議事項は、交通政策のあり方、パリアフリー施策、地球温暖化対策から国際物流施策、技術施策までと多岐に渡っており、委員の任命にあたっては、各分野から幅広く人選を行っているところであるが、結果として消費者代表の方が存在しなかった。
	運輸審議会	運輸審議会	国土交通省設置法第6条	6 (6)	6 (6)	有	運輸審議会は、国土交通大臣が両議院の同意を得て任命する広い経験と高い識見を有する6人の委員で構成される合議制の機関である。 個々の諮問事案の審議に当たっては、公平かつ合理的な審議を行っているところであり、当然に利用者(消費者)の目線での議論もなされている。
	中央建設工事紛争審査会	国土交通省総合政策局建設業課紛争調整官室	建設業法第25条	15 (15)	0 (0)	有	中央建設工事紛争審査会は、建設業法に基づき国土交通省に置かれている、準司法的機関(裁判外紛争解決(ADR)機関)であり、「建設工事の請負契約」に関する個別の民事紛争(瑕疵問題、請負代金不払い等)を、それぞれの分野の専門家により、簡易・迅速・妥当に解決することを目的としているため。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	中央建設業審議会	総合政策局建設業課	建設業法第34条	20 (20)	0 (0)	有	中央建設業審議会は、建設工事の受注者及び発注者から中立的な機関である必要があるため、学識経験のある者、建設工事の需要者及び建設業者によって組織することとされており、委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	土地鑑定委員会	土地・水資源局地価調査課	地価公示法第12条	7 (7)	0 (0)	無	土地鑑定委員会は、標準地の正常な価格を判定・公示し、一般的の土地の取引価格に対して指標を与えることを所掌とする委員会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	国土開発幹線自動車道建設会議	道路局総務課	国土開発幹線自動車道建設法	10 (10)	0 (0)	有	衆・参両院がそれぞれ指名する国会議員を除く委員(学識経験者)については、現在任命されていない。
	中央建築士審査会	住宅局建築指導課	建築土法第28条	10 (10)	0 (0)	有	当審査会の委員は、建築士のうちから国土交通大臣が任命することになっており、やむを得ない理由があるときは、学識経験者のうちから任命することができることになっている。
	独立行政法人評価委員会	政策統括官付政策評価官付	独立行政法人通則法第12条第1項、国土交通省設置法第6条第2項	27 (21)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価等を目的とする審議会であるため、そもそも委員の属性を生活者・消費者代表と分類することになじまない。
	奄美群島振興開発審議会	都市・地域整備局特別地域振興官付	奄美群島振興開発特別措置法第7条	9 (9)	0 (0)	有	奄美群島振興開発審議会は、法の規定により、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者につき、国土交通大臣が任命することとしており、委員について消費者・生活者の代表として任命するものではないが、奄美群島の振興開発に関する重要な事項を調査・審議するにあたっては、群島住民の生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
	小笠原諸島振興開発審議会	都市・地域整備局特別地域振興官付	小笠原諸島振興開発特別措置法第11条	13 (13)	0 (0)	無	小笠原諸島振興開発審議会は、法の規定により、学識経験のある者並びに地方公団体の長及び議会の議長のうちから、国土交通大臣が任命することとしており、委員について消費者・生活者の代表として任命するものではないが、小笠原諸島の振興開発に関する重要な事項を調査・審議するにあたっては、島民の生活の向上が大きな目的の一つとなっており、既に生活者・消費者の視点を含むものである。
環境省	中央環境審議会	環境省大臣官房総務課	環境基本法第41条	30 (30)	1 (1)	有	
	公害健康被害補償不服審査会	環境省総合環境政策局 環境保健部企画課	公害健康被害の補償等に関する法律第111条	6 (6)	0 (0)	有	審査請求の事件を取り扱うにあたっては、公害問題に関する識見に加え、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関する学識経験が求められるため
	独立行政法人評価委員会	環境省総合環境政策局総務課	独立行政法人通則法第12条第1項	14 (14)	1 (1)	無	
	臨時水俣病認定審査会	環境保健部 企画課特殊疾病対策室	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法	10人以内 (10人以内)	0 (0)	無	水俣病の医学的・専門的な知見のある者を委員として、選任しており、生活者代表の選任にはなじまないため
防衛省	自衛隊員倫理審査会	防衛省 人事教育局 服務管理官	自衛隊員倫理法第10条	5 (5)	0 (0)	有	自衛隊員倫理法に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の事務を補佐することを目的とする審議会であるため、生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。
	防衛施設中央審議会	防衛省 大臣官房 文書課	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第30条	7 (7)	0 (0)	無	駐留軍特措法に基づき設置された、防衛大臣が代行決裁を行う場合の議決、防衛大臣の諮問事項(返還、損傷補償等に係る異議申立)に応する審議及び連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金支給に係る不服申立について防衛大臣の諮問に応することを目的として、外交安保・憲法及び民法等各専門分野に携わる弁護士、大学教授等学識経験者から選任しており、会の趣旨から生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。また、本審議会委員は、駐留軍特措法第31条2において、学識経験のある者のうちから任命することとされている。

省庁等名	審議会等の名称	担当課室等名	根拠法令	委員総数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	生活者・消費者を代表する委員数 (括弧内は平成22年3月31日時点)	平成22年度の委員改選の有無	備考 生活者・消費者代表の委員の選任になじまない 審議会についてはその理由又は選任の考え方を記載
	独立行政法人評価委員会	防衛省 大臣官房 企画評価課	独立行政法人通則法第12条第1項	5 (4)	0 (0)	有	独立行政法人評価委員会は、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務の実績に関する評価に関する事務を処理することを目的とする委員会であるため、そもそも生活者・消費者を代表する委員の選任に馴染まない。 また、防衛省独立行政法人評価委員会令(平成19年政令第2号)第2条において、委員は学識経験のある者のうちから任命することとされている。
	防衛人事審議会	防衛省 人事教育局 人事計画・補任課 給与課	防衛省組織令第43条の2第1項	16 (16)	0 (0)	有	自衛隊員の待遇等について、調査審議することを目的とする審議会であるため、そもそも生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。
	防衛調達審議会	防衛省 経理装備局 監査課	防衛省組織令第43条の3	7 (7)	0 (0)	有	防衛調達審議会は、防衛調達の透明性・公正性の確保を目的として、弁護士・公認会計士・大学教授等から委員を選任しており、会の趣旨から生活者・消費者を代表する委員を選任することに馴染まない。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 109 番	
具体的施策	消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	別紙のとおり。
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備し、関係省庁が行う施策に反映させていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 109 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

担当部局・課・室名	消費者庁企画課、消費者情報課、地方協力課	食品安全委員会事務局勧告広報課	公正取引委員会官房総務課、審査局管理企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）を記載）			私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（第45条）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 実態を踏まえた体制整備の状況・消費者のアクセスのしやすさの状況（公益通報者保護制度相談ダイヤル及び個人情報保護法質問ダイヤルにおける情報・相談件数、消費者ホットラインの利用件数）</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 ・食の安全ダイヤルの相談件数</p>	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 相談件数の推移、申告件数の推移</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁における消費者からの情報・相談受付体制における実績は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護制度相談ダイヤル：約 93.8 件／月 ・個人情報保護法質問ダイヤル：約 305 件／月 ・消費者ホットラインの利用実績：約 19,373 件／月 ・この他、消費者庁が所管する法令に関する法解釈・情報提供についても常時対応した。 ・消費者庁から関係府省庁等に対して、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備に努めるよう文書で依頼した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全ダイヤルにより消費者等からの情報・相談等に対応した。 相談件数：約 86 件／月（平成 23 年 3 月末現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの独占禁止法等に関する一般相談については、来訪や電話等による相談を継続して受け付け、適切に対応した。 ・独占禁止法違反被疑事実に関する情報提供については、電話や書面のほか電子申告を受け付ける体制を整備しているところ、平成 22 年度においては、10,769 件の報告（申告）が公正取引委員会に寄せられた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、各相談体制において適切に対応した。 ・また、ウェブサイトやリーフレット、説明会等において上記の体制を紹介して周知を図ることにより、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を進めることができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者等からの情報・相談等に適切に対応した。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・月平均相談件数は前年（約 55 件／月）に比べ増加した。 3 . 上記以外の評価 	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・電子申告の受付等消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備することで、情報提供等について適切に対応することができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・官房総務課及び地方事務所等総務課で対応している一般相談の件数については、平成 21 年 9 月に景品表示法が消費者庁に移管されて以降減少傾向にはあるものの、独占禁止法等について一般的な説明を行い、相談内容に応じて担当課室へ情報提供するなど、継続して消費者からの相談に対応している。 ・平成 22 年度の申告件数は、平成 21 年度から減少したものの、10,769 件と高水準となっている。 3 . 上記以外の評価

担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・国民からの相談を受け付ける体制を整備する。</p> <p>[参考指標] 警察安全相談取扱件数</p>	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>[参考指標] 金融サービス利用者からの相談等を一元的に受け付けている金融サービス利用者相談室にて受け付けた相談等の件数等</p>	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備 具体的には、電気通信サービスの利用者からのサービスの利用等に係る申告・相談に対し、「電気通信消費者相談センター」及び「地方総合通信局等」において申告・相談を受け付け、適切なアドバイスを実施する。</p> <p>[参考指標] 「電気通信消費者相談センター」及び「地方総合通信局等」において受け付けた申告・相談等の件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・国民から寄せられた相談に円滑に対応することができるよう、警視庁及び各道府県警察本部に警察総合相談室を、警察署に警察安全相談窓口を、それぞれ設置し、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等を非常勤の警察安全相談員として配置するなど、相談受理体制を整備している。また、警視庁及び各道府県警察本部に警察相談専用電話が開設され、全国統一番号の「9110」番に電話を掛ければ、自動的に接続されるようになっており、相談について利便を図っている。</p> <p>・平成 22 年中の警察安全相談取扱件数は、1,398,989 件であった。</p>	<p>・金融庁における消費者からの情報・相談受付体制における受理実績は以下のとおり(平成 22 年 4 月から平成 22 年 12 月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融サービス利用者相談室(大臣目安箱、貸金相談デスクを含む) : 40,378 件 ・金融円滑化ホットライン : 35 件 ・ディスクロージャー・ホットライン : 50 件 ・証券取引等監視委員会の情報受付窓口 : 5,240 件 等 	<p>・電気通信サービスの利用者からのサービスの利用等に係る申告・相談に対し、「電気通信消費者相談センター」及び「地方総合通信局等」において申告・相談を受け付け、適切なアドバイスを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の申告・相談等の件数 : 8,421 件 ・夏休みを前に、電気通信サービスのトラブルにあわないようにするために、事例集と対処法を公表(平成 22 年 7 月 21 日)。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・国民からの相談を受け付ける体制を整備した上、警視庁及び各道府県警察本部並びに警察署の相談窓口で取り扱った国民からの相談に対して、適切に対応した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・相談取扱件数は、前年に比べ 43,244 件増加(+3.2%) した。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、各相談体制において適切に対応した。 ・また、ウェブサイトやリーフレットにおいて上記の体制を紹介して周知を図ることにより、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を進めることができた。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、「電気通信消費者相談センター」及び「地方総合通信局等」において適切に対応。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年度比 7.5% 減。事例集の公表などにより、一定の効果があったものと評価。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>

担当部局・課・室名	文部科学省大臣官房総務課法令審議室	厚生労働省政策統括官社会保障担当参事官室	農林水産省消費・安全局消費者情報官
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者安全法第12条等		
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。</p> <p>〔参考指標〕 実態を踏まえた体制整備の状況</p>	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 PIO-NET情報の省内共有件数</p>	<p>〔平成22年度分の「工程表」〕 ・消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	・平成21年9月に都道府県教育委員会等に対して発出した事務連絡「消費者事故等の通知について」に基づき、消費者事故等に係る情報の迅速な伝達のための体制を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体等の関係行政機関と連携して、消費者から寄せられた情報を共有し、適切に対応した。 国民生活センターを通じて寄せられた消費者からの情報・相談について、PIO-NETを活用して、省内で共有した。 <p>平成22年度の省内共有件数は、32,274件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者ニーズの的確な把握と積極的な情報提供等を行うため、本省及び地方組織に「消費者の部屋」や「消費者コーナー」を全国48箇所に設置し、消費者からの情報・相談等を受け付ける窓口の体制を整備してきている。 また、子ども相談電話の設置や、口蹄疫発生時の緊急時には、消費者からの口蹄疫に関する相談を専門に受け付ける体制を取るなど、相談対応の整備に努めている。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・継続的に体制を整備している。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・現在の取組を継続して実施していく。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり、各相談窓口において、受け付けた相談に対して適切に対応した。</p> <p>・また、窓口機能だけではなく、「消費者の部屋」のウェブサイトを開設するなど、消費者へのわかりやすい情報提供に努めることで、食生活知識の向上に寄与。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>

担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ 消費経済政策課	国土交通省大臣官房広報課、監察官、 総合政策局安心生活政策課	環境省
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）			
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者から的情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施	[平成 22 年度分の「工程表」] ・国民から的情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施 〔参考指標〕 相談等件数の推移	[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者から的情報・相談を受け付ける体制を整備 〔参考指標〕 実態を踏まえた体制整備の状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・経済産業省の本省及び各経済産業局並びに沖縄総合事務局経済産業部に消費者相談室を設置し、引き続き消費者からの当省所管物資、役務に係る各種相談や要望等について受け付けている。また、当省所管法律に係る解釈照会への対応を通じ個別トラブルに対し助言等を行っている。 ・消費者安全法に基づき、経済産業局も含めた省内原課及び消費者相談室に届いた消費者事故情報を、財産に関する消費者事故・生命身体に関する消費者事故に分類して収集したうえで消費者庁に通知し、当該情報・意見が消費者政策に集約されるよう努めている。	・国民から的情報・相談等に対応した。 ・ホットラインステーションへの問合せ：約 1,000 件/月	・消費者を含め国民の皆様から広く相談・提案を受け付けるため、ウェブサイト上で問い合わせ窓口「M O E メール」を設け、内容に応じて担当課室が対応する体制をとっている。 ・また、消費者と接点の深い家電エコポイント・住宅エコポイント事業については相談体制を整えている。 ・その他に、自動車リサイクル事業、動物愛護事業についても消費者と接点が深く、消費者からの相談に適宜担当者が対応している。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記に関し、受け付けた相談案件等に対して適切に対応した。 ・また、当該相談案件の全てを遅滞なく消費者庁に通知した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・国民から的情報・相談等に適切に対応した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者から寄せられた情報を的確に把握し、適切に対応した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 110 番	
具体的施策	加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁、法務省
実施時期	平成 22 年夏を目途に論点の整理を行い、平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、法務省民事局参事官室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 6 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年夏を目途に論点整理を行う。 平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得るべく適切に検討を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>研究会の開催回数、報告書の公表時期、「集団的消費者被害救済制度専門調査会」への出席及び資料等の提供回数、行政による経済的不利益賦課制度及び財産保全制度の検討状況（検討回数）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年 11 月 24 日から「集団的消費者被害救済制度研究会」を開催した（全 13 回中平成 22 年度に 7 回開催）。 平成 22 年 9 月に、集団的消費者被害の実態や現行国内制度、及び諸外国の制度を踏まえ、訴訟制度（手続モデル案）行政による経済的不利益賦課制度及び財産保全制度について、論点の整理と選択肢の提示を行った「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」を取りまとめた。 平成 22 年 10 月 28 日から「集団的消費者被害救済制度専門調査会」において、訴訟制度を中心とした被害救済制度の在り方を調査・審議しており（平成 22 年度に 9 回開催）消費者庁は、全回出席し、制度設計上の論点についての考え方を整理した資料を作成し提供した。 平成 22 年 12 月 27 日に「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」を発足し、以後 5 回検討チームを開催した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 上記のとおり、工程表に従った取組を実施し、多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を剥奪し、被害者を救済するための制度について検討を進めることができた。 「集団的消費者被害救済制度研究会報告書」においては、訴訟制度の手続モデル案の提示、手続モデル案ごとのメリット・デメリットや課題の比較を行い、論点を明確にすることによって、消費者委員会専門調査会における有効かつ効率的な議論につなげることができた。 また、平成 22 年度に 9 回開催された「集団的消費者被害救済制度専門調査会」に消費者庁は全て出席し、円滑な審議が行われるよう、制度設計上の論点についての考え方を整理した資料を作成し提供しており、平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得るべく適切に検討を行っている。 さらに、「財産の隠匿・散逸防止策」、「行政による経済的不利益賦課制

	<p>度」についても、検討チームにおいて、制度設計における課題等を整理し、検討を進めることができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年 11 月から行ってきた集団的消費者被害救済制度研究会での検討を踏まえ、更に検討を進めることができた。</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・平成 23 年夏を目途に結論を得た上、当該結論を踏まえ、法制化に向けた検討を行う。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 110 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 23 年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得た上、平成 24 年常会への法案提出を目指します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 111 番	
具体的施策	多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による地方消費者行政としての取組に対する支援を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、地方協力課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方消費者行政活性化基金」を通じ、専門家の活用などによる相談窓口の高度化等について支援 ・消費生活相談員等を対象とする研修などを通じた支援 <p>[参考指標] 取組事例の発信・紹介、国民生活センターでの研修実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度においては、「地方消費者行政活性化基金」を通じ、弁護士・金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施や、多重債務相談窓口の設置など地方自治体の取組への支援を行った。 ・また、独立行政法人国民生活センターにおいても、消費生活相談員を対象とした多重債務関連講座を開講し、能力向上を図った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度においては、「地方消費者行政活性化基金」を通じ、弁護士・金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施や、多重債務相談窓口の設置など地方自治体の取組を支援し、地方自治体における多重債務者対策の充実を図った。 ・また、独立行政法人国民生活センターにおいても、78 コース中 17 コースで消費生活相談員などを対象とした多重債務関連講座を開講し、能力向上を図った。 <p>以上のとおり、工程表を踏まえた対応を行った。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」などの活用例の紹介を通じ、地方自治体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 111 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 112 番	
具体的施策	自殺の多くは、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的な問題が背景にあり、防ぐことができるものです。そのため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」等に基づき、広報・啓発活動の実施、各種相談対応の充実・強化、ゲートキーパーの育成・拡充、地域の実態を踏まえたきめ細かな対策の支援等、自殺対策の一層の強化を図ります。
担当省庁等	内閣府
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(自殺対策担当)
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p>・「自殺総合対策大綱」(平成 19 年 6 月閣議決定)及び「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定)に基づき、自殺対策を総合的に推進。</p> <p>[参考指標]</p> <p>自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)を中心とした広報啓発活動の実施。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「自殺対策タスクフォース」の設置(平成 22 年 9 月 7 日自殺対策総合会議決定) <p>「年内に集中的に実施する自殺対策の取組について」を策定し、平成 22 年の年間の自殺者数が 13 年ぶりに 3 万人を下回ることを目指し、9 月以降の自殺対策の取組を緊急的に強化。</p> ・「自殺予防週間」(9月)には、東京駅における街頭キャンペーン、「自殺対策国民会議 2010」の開催(東京都:9月 10 日)、ホームページによる情報提供、メッセージムービー、ポスター作成、TV スポット、ラジオ等の政府広報による様々な媒体による啓発活動を実施。 ・「いのちの日」(12月)には、新橋駅において街頭キャンペーンを実施。 ・「自殺対策強化月間」(3月)には、「気づき」をコンセプトに、「いのち支えるプロジェクト」と題して、各種関係団体への協力要請等による「相談体制の強化」、新聞広告の実施等による「当事者が支援策にたどり着きやすい環境の整備」、ロゴマーク、キャンペーンソング及びキャラクターの普及推進等による「啓発強化」の 3 本柱として実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり、「自殺総合対策大綱」(平成 19 年 6 月閣議決定)及び「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定)に基づき、自殺対策を総合的に推進することができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度における自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)を中心とした広報活動の結果、182,072 件のホームページアクセス数があり、平成 22 年度における自殺予防週間(9月)、いのちの日(12月)、自殺対策強化月間(3月)を中心とした広報活動の結果、232,848 件のホームページアクセス数に増加し、より幅広い広報活動を展開することができ

	<p>た。</p> <p>なお、ホームページには、様々な悩みに対応する窓口を紹介するなど、相談窓口情報等についても分かりやすく掲載している。</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、「自殺総合対策大綱」（平成 19 年 6 月閣議決定）及び「いのちを守る自殺対策緊急プラン」（平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定）に基づき、自殺対策を総合的に推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 112 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 113 番	
具体的施策	国民生活センター紛争解決委員会において、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続を実施し、結果の概要を公表するとともに、消費者紛争について裁判外紛争解決手続を実施する地方公共団体及び民間 ADR 機関との連携を図ります。
担当省庁等	国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国民生活センター紛争解決委員会事務局
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	国民生活センター法第 34 条等
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センター紛争解決委員会における取組を適切に行う。 <p>[参考指標]</p> <p>重要消費者紛争の和解の仲介等の申請件数、地方公共団体及び民間 ADR 機関との連携状況（連絡会議等の開催件数、内容等）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決委員会への申請件数は、平成 22 年 4 ~ 平成 23 年 1 月で 122 件。このうち手続が終了したものは、86 件。今年度に実質的な手續が終了した事案（75 件）のうち 6 割強の 47 件で和解成立。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活センター紛争解決委員会においては、重要消費者紛争の和解の仲介等の手続きを実施し、結果の概要を公表するなど、工程表を踏まえて適切な取組を行った。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紛争解決委員会への申請件数は、平成 22 年度において 122 件を超え、平成 21 年度の 106 件に比べ増加しており、また、手續終了件数についても平成 22 年度において 86 件を超え、平成 21 年度の 57 件に比して 5 割増以上となるなど、着実に成果を挙げた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国民生活センターの担っている ADR 機能の在り方も含めて、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであり、平成 23 年夏を目指して最終結論を得ることとなっている。そのため、今後の取組については、それを踏まえて対応していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 113 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 114番															
具体的施策	日本司法支援センターの民事法律扶助業務の周知徹底を図るとともに、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努めます。														
担当省庁等	法務省														
実施時期	継続的に実施します。														
担当部局・課・室名	法務省大臣官房司法法制部司法法制課														
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	総合法律支援法第4条														
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成22年度分の「工程表」] 以下の施策を継続的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本司法支援センターの民事法律扶助業務の周知徹底を図る。 ・多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争の解決に努める。 <p>[参考指標] 民事法律扶助制度の周知状況、多重債務問題に関する無料法律相談の実施件数及び代理援助・書類作成援助の実施件数</p>														
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・民事法律扶助業務の周知を図り、多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努めた。 														
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・継続的に実施している。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・民事法律扶助制度については、ホームページ及び一般リーフレットの配布等により周知を図っている。平成22年10月には、ホームページの大幅な改修を行い、民事法律扶助制度に関する情報へのアクセスをしやすく工夫した。平成22年4月～平成23年2月のホームページのアクセス状況は、総アクセス件数14,498,667件（前年同期14,200,166件）、民事法律扶助資力要件確認ページのアクセス件数161,292件（前年同期56,446件）であり、大幅に増加している。 ・平成23年3月末現在における多重債務問題に関する民事法律扶助件数は、次のとおりであり、いずれも件数が増加している。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 50%;">平成21年度</th><th style="text-align: right; width: 50%;">平成22年度（速報値）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">無料法律相談</td><td style="text-align: right;">114,734件</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">代理援助</td><td style="text-align: right;">72,672件</td></tr> <tr> <td style="text-align: left;">書類作成援助</td><td style="text-align: right;">6,514件</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">116,859件</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">74,273件</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: right;">7,019件</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 上記以外の評価</p>	平成21年度	平成22年度（速報値）	無料法律相談	114,734件	代理援助	72,672件	書類作成援助	6,514件		116,859件		74,273件		7,019件
平成21年度	平成22年度（速報値）														
無料法律相談	114,734件														
代理援助	72,672件														
書類作成援助	6,514件														
	116,859件														
	74,273件														
	7,019件														
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き多重債務問題その他の消費者に関する法的トラブルの紛争解決に努める。 														
備考															

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 114 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 115 番	
具体的施策	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融 ADR 制度の円滑な実施を図る。 ・指定紛争解決機関間の連携の強化を図る。 <p>[参考指標]</p> <p>紛争解決機関の指定状況、金融 ADR 制度の周知状況、各指定紛争解決機関の業務実施状況、金融トラブル連絡調整協議会の開催状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 9 月 15 日に全国銀行協会等の 7 団体を紛争解決機関に指定（さらに平成 23 年 2 月 15 日に 1 団体を指定。）。 ・平成 22 年 12 月に金融 ADR 制度に関するパンフレットを作成し、各財務局、指定紛争解決機関及び地方公共団体等に配布すること等により、金融 ADR 制度を利用者等に幅広く周知。 ・平成 23 年 2 月 14 日に第 41 回金融トラブル連絡調整協議会を開催し、各指定紛争解決機関の業務実施状況等を報告。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融 ADR 制度が本格的に稼動する平成 22 年 10 月 1 日に備え、滞りなく紛争解決機関を指定することにより、制度の円滑な実施に寄与することができた（平成 22 年 9 月 15 日に 7 団体を指定。）。 ・金融 ADR 制度に関するパンフレットを約 77,000 部作成・配布し、各財務局、指定紛争解決機関及び地方公共団体等の窓口に備え付けてもらうこと等により、金融 ADR 制度を利用者等に幅広く周知することができた。 ・平成 23 年 2 月 14 日に第 41 回金融トラブル連絡調整協議会を開催し、各指定紛争解決機関の業務運営状況や連携状況について報告を受け、更なる改善を図るべき点等について議論を行ったこと等により、各指定紛争解決機関間の連携の強化を図ることができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、金融 ADR 制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいく。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 115 番

具体的施策	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、同制度の確実な浸透に向けた広報に取り組んでいきます。また、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 116 番	
具体的施策	民間賃貸住宅の契約トラブルを円滑に解決するために裁判外紛争処理手続制度（ADR）の活用を促進するとともに、関係者間において、紛争処理事例等の情報共有を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	平成 22 年度からの実施を目指します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅総合整備課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に賃貸借関係紛争に関する電話相談・専門家等による面接相談体制の整備等の事業に対して支援。 <p>[参考指標]</p> <p>制度の周知徹底状況、相談体制の整備状況、情報共有の状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 司法書士会、行政書士会等の認証 ADR 機関（9 機関）が、専門家による賃貸借関係紛争に関する電話相談・面接相談の実施や、相談体制の整備、賃貸借関係紛争に係る相談会等を実施した。 「民間賃貸住宅に関するトラブル相談対応事例集・相談事例案」を作成し、ADR 機関、消費生活センター、不動産関係団体、地方公共団体を対象とした「民間賃貸住宅をめぐるトラブル相談対応研修会」を全国 4箇所で実施した。 民間賃貸住宅に関する ADR 機関についてのパンフレットを作成し、都道府県、司法書士会、行政書士会等の団体、不動産業界団体等に配布し、周知を図った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 9 月 30 日に事業開始の公示を行い、司法書士会、行政書士会等の認証 ADR 機関（9 機関）に、専門家による賃貸借関係紛争に関する電話相談・面接相談の実施や、相談体制の整備、賃貸借関係紛争に係る相談会等を実施させることができた。 「民間賃貸住宅に関するトラブル相談対応事例集・相談事例案」を作成し、ADR 機関、消費生活センター、不動産関係団体、地方公共団体を対象とした「民間賃貸住宅をめぐるトラブル相談対応研修会」を全国 4箇所で実施することができた。 民間賃貸住宅に関する ADR 機関についてのパンフレットを作成し、都道府県、司法書士会、行政書士会等の団体、不動産業界団体等に配布したことにより、周知することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度から実施の検討を行ってきた賃貸借関係紛争に関する電話相談・専門家等による面接相談体制の整備等の事業に対して支援することができた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度においても、ADR（裁判外紛争解決手続）の活用等による電話相談や面接相談体制の整備等の事業に対して支援を行う。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 116 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 117 番	
具体的施策	<p>住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図ります。</p> <p>「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図ります。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討します。</p> <p>リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについての消費者相談や紛争処理のための体制を整備します。</p>
担当省庁等	国土交通省
実施時期	<p>及び：継続的に実施します。</p> <p>：平成 22 年度からの実施を目指します。</p>
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 67 条第 1 項、第 83 条第 1 項</p> <p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <p>及び：継続的に実施</p> <p>：実施</p> <p>実施体制の充実</p> <p>〔参考指標〕</p> <p>各弁護士会におけるあっせん等の件数、紛争処理業務の相談・助言及び苦情の処理件数・傾向、当該業務を通じて収集した情報の消費者への提供に係る検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争処理申請受付件数 <ul style="list-style-type: none"> 住宅性能評価を受けた住宅：23 件（平成 22 年度） 住宅瑕疵担保責任保険付き住宅：49 件（平成 22 年度） ・住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅の所有者全員に対して、紛争処理等活用可能な制度について紹介する資料を送付した。 <ul style="list-style-type: none"> ・資料送付部数：取得者あて 222,350 部（平成 22 年度） 事業者あて 44,020 部（平成 22 年度） ・全国の弁護士会に対して、住宅紛争処理委員研修及び無料専門家相談研修を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・開催件数：紛争処理委員研修 15 回 無料専門家相談研修 30 回 ・参加人数：紛争処理委員研修 1,014 人 無料専門家相談研修 946 人 ・住まいのダイヤル（（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター）に全国均一料金でかけられるナビダイヤル（0570-016-100）を導入するとともに、全国各地のホームセンター、家電量販店、家具量販店、百貨店、ドラッグストア等と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発を図るイベン

	<p>トや、リフォーム支援制度を紹介したガイドブック、住まいのダイヤルが作成する各種パンフレット等で同番号を周知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいのダイヤルの電話相談件数：20,075 件（平成 22 年度） <p>・平成 22 年 10 月に、住まいのダイヤルが記者発表を行い、相談業務を通じて得た情報を元に、悪質事案や消費者へのアドバイスを周知した。</p> <p>・住宅性能評価を受けた住宅、瑕疵保険に加入した住宅及びリフォーム工事に関して、全国各地の弁護士会において弁護士と建築士に無料で対面相談できる無料専門家相談制度を創設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込み実績 <ul style="list-style-type: none"> 住宅性能評価を受けた住宅：95 件（平成 22 年度） 住宅瑕疵担保責任保険付き住宅：250 件（平成 22 年度） リフォーム工事：420 件（平成 22 年度） ・44 弁護士会（平成 22 年度） <p>・東日本大震災により被災した住宅の補修・再建を支援するため、平成 23 年 3 月 31 日から、住まいのダイヤルにおいて被災地専用フリーダイヤルを開設し電話相談を行うとともに、被災主要都市の無料相談窓口における対面相談、現地での無料診断・相談を行い、被災住宅の補修方法や補修費用など具体的な相談に応じている（平成 23 年 6 月 14 日時点で 8,931 件の相談を受け付け、うち、現地での診断・相談の申し込みは 5,367 件）。さらに、相談者に対して昨年から行っているリフォーム無料見積チェックや弁護士等による無料専門家相談等を直接案内することで被災者の消費者トラブルからの一層の保護を図っている。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程表に定められた事項はすべて実施。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各弁護士会における評価住宅の紛争処理申込件数 27 件（平成 21 年度） 23 件（平成 22 年度） ・各弁護士会における保険付き住宅の紛争処理申込件数 7 件（平成 21 年度） 49 件（平成 22 年度） ・住まいのダイヤルの電話相談件数 23,232 件（平成 21 年度） 20,075 件（平成 22 年度） 注）平成 21 年度は、住宅エコポイントに関する相談 6,440 件、住宅瑕疵担保履行法に関する相談 4,456 件を、平成 22 年度は、住宅エコポイントに関する相談 2,362 件、住宅瑕疵担保履行法に関する相談 1,516 件をそれぞれ含んでいる。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅性能評価を受けた住宅及び住宅瑕疵担保責任保険を付した新築住宅に係る消費者と事業者との間に生じた紛争について、すべての弁護士会において、あっせん、調停及び仲裁を行い、紛争の迅速かつ適正な解決を図る。 ・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき指定された住宅紛争処理支援センターにおいて紛争処理業務の支援を行うとともに、消費者からの相談、助言及び苦情の処理を行い、消費者の利益の保護を図る。さらに、当該業務を通じて収集した情報を消費者に提供することを検討する。 ・リフォーム工事や既存住宅売買に係る悪質リフォーム等のトラブルについ

	ての消費者相談や紛争処理のための体制を整備する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 117 番

具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 118 番	
具体的施策	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。
担当省庁等	金融庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・利用者に対するアンケート形式の満足度調査及び第三者によるモニタリング調査（応対評価分析）等を実施</p> <p>[参考指標] 利用者に対する満足度調査や第三者による応対評価分析調査の実施結果</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 2 月から利用者満足度調査を実施（平成 23 年 5 月末まで実施予定） 平成 23 年 3 月、第三者によるモニタリング調査（応対評価分析）を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・利用者満足度調査を実施している（平成 23 年 2 月から 5 月末）。また、第三者によるモニタリング調査（応対評価分析）を実施した（平成 23 年 2 月から 3 月末）。同モニタリング調査によれば、検証項目の平均評価は、5 段階評価で 3.2 (3.0 が普通) となっており、今後の改善課題について指摘があった。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・利用者満足度調査は実施中であり、同モニタリング調査は、今回初めて実施したものである。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き金融サービス利用者相談室の在り方について、上記調査の結果を踏まえ、継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 118 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 119 番	
具体的施策	消費者から直接受ける相談やそれに伴うあっせんについては体制を強化し、消費生活センターからの経由相談については各地相談窓口を支援するため、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。
担当省庁等	国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国民生活センター相談部
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項、消費者基本法第 25 条、国民生活センター法第 10 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者から直接受ける相談等に対応する体制を強化する。 ・地方の相談窓口の支援を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>相談件数の推移、経由相談件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・昨年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)において、「相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人のあり方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成 23 年度夏までに結論を得る」とされた。</p> <p>基本方針を受け、現行の直接相談については平成 22 年度内に廃止したが、直接相談の体制強化や地方の相談窓口の支援等、相談業務全体の在り方については、平成 22 年 12 月に「国民生活センターのあり方の見直しに係るタスクフォース」を設置し、検討を開始した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・昨年 12 月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、「相談事業については、消費生活センターの支援に特化することとする。具体的には、現行の直接相談については廃止するとともに、それ以外の土日祝日相談及び経由相談については、法人の在り方を検討する中で、法人の事業としての廃止を含めて検討を行い、平成 23 年度夏までに結論を得る」とされた。</p> <p>基本方針を受け、現行の直接相談については平成 22 年度内に廃止したが、地方の相談窓口支援を引き続き実施するため、消費者ホットラインを通じたバックアップについて検討を行うなど工程表を踏まえた対応を実施した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・消費者ホットラインを通じ、地方の相談窓口を引き続き支援していくほか、現在、国民生活センターが担っている相談機能の在り方も含めて、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであり、平成 23 年夏を目途に最終結論を得ることとなっている。そのため、今後の取組については、最終結論も踏まえて対応し

	ていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 119 番

具体的な施策	消費生活センター等への相談支援機能を強化するため、国民生活センターにおいて、経由相談を強化するとともに、土日祝日相談の実施など「消費者ホットライン」を通じた消費生活センターのバックアップに取り組み、内容に応じた助言や情報提供のほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 120 番											
具体的施策	警備業務に関する苦情の解決義務が円滑に行われるよう関連団体を支援します。										
担当省庁等	警察庁										
実施時期	継続的に実施します。										
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局生活安全企画課										
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	警備業法第 20 条										
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 警備業務に関する苦情についての分析を行う。 関連団体に対し苦情の解決能力向上のための指導等を実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>独立行政法人国民生活センターに寄せられた苦情件数の推移・その主な内容</p>										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年から平成 21 年までに独立行政法人国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等の件数やその内容について分析を行った上で、苦情の解決を始め、警備業の更なる適性化に向けた今後の取組について取りまとめ、公表した。 社団法人全国警備業協会に対して、苦情管理を徹底するように指導し、苦情の円満な解決に向けた支援を継続的に行った。 										
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去 5 年間に独立行政法人国民生活センターに登録された警備業務に関する苦情等について分析する、また、社団法人全国警備業協会に対して苦情管理の徹底について指導するなどにより、工程表に従った取組を実施することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで社団法人全国警備業協会に寄せられた苦情件数については、記録化されていなかったが、苦情管理簿を備え付けるよう指導した結果、組織的に苦情を適切に処理する体制が整備されることとなった。 <p>3 . 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年中に寄せられた苦情の件数は 367 件で、平成 17 年の 297 件と比較して増加しており、苦情の内容としては契約及び解約に関するものが多く見られるところ、こうした実状を踏まえ、今後の取組み方針を取りまとめることにより、来年度以降の苦情の適切な解決のための基礎を構築することができた。 <p>国民生活センターに登録された苦情等の件数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">H 17</th><th style="text-align: center;">H 18</th><th style="text-align: center;">H 19</th><th style="text-align: center;">H 20</th><th style="text-align: center;">H 21</th></tr> <tr> <td style="text-align: center;">297</td><td style="text-align: center;">271</td><td style="text-align: center;">306</td><td style="text-align: center;">366</td><td style="text-align: center;">367</td></tr> </table>	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	297	271	306	366	367
H 17	H 18	H 19	H 20	H 21							
297	271	306	366	367							
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務に関する苦情の適切な解決に向け、社団法人全国警備業協会に対する支援を継続的に実施する。 										
備考											

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 120 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 121 番	
具体的施策	「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の待遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	直ちに着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に実施する。 ・担当職員の専門性の向上に取り組む。 <p>[参考指標]</p> <p>消費者庁職員による「現場」との意見交換実績、「首長への働きかけ」実績、「基金」活用状況、「現場」のニーズを踏まえた「基金」の見直し、執行研修の開催実績、各研修の受講者数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>平成 22 年度における取組状況としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 7 月に「地方協力課」が新設されたことあり、幹部をはじめ職員が、これまで以上に積極的に地方の「現場」へと出向き、意見交換等を行った。 ・全国知事会などの「地方 6 団体」における会議に、政務三役をはじめとする幹部が計 6 回出席したほか、知事などの首長とも意見交換を行い、消費者行政の充実・強化を働きかけた。 ・「地方消費者行政活性化基金」がおよそ 73 億円取り崩される見込みとなっており、地方自治体において、消費生活センターの新設など様々な取組が実施された。 ・「地方消費者行政活性化基金」については、「現場」の関係者の意見等も踏まえ、要望があれば 1 年延長可能とすることや、既存の消費生活相談員への報酬引き上げへの活用を可能とするなどの見直しを決定、消費者庁職員も地方自治体での説明会に出向くなど、その周知の徹底に努めた。 ・平成 22 年度補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」については、消費者庁においても地方自治体に積極的に活用を働き掛けた。 ・特定商取引法及び景品表示法を中心に、ケーススタディの充実により一層の「実戦志向」を図った「執行専門研修」を平成 22 年 6 月に開催。約 100 名が参加といった取組を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 7 月に「地方協力課」が新設されたこともあり、これまで以上により積極的に地方の「現場」へと出向き、意見交換等を行い、これまで以上に地方の実情を把握することが出来た。 ・全国知事会などの「地方 6 団体」における会議に、政務三役をはじめとする幹部が計 6 回出席したほか、知事などの首長とも意見交換を行い、消

	<p>費者行政の充実・強化を働きかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方消費者行政活性化基金」がおよそ 73 億円取り崩される見込みとなっており、地方自治体において、消費生活センターの新設など様々な取組が実施され、体制の充実・強化が図られた。 ・「地方消費者行政活性化基金」については、「現場」の関係者の意見等も踏まえ、要望があれば 1 年延長可能とすることや、既存の消費生活相談員への報酬引き上げへの活用を可能とするなどの見直しを決定、消費者庁職員も地方自治体での説明会に出向くなど、その周知の徹底に努め、地方自治体での活用の検討に際しての支援を行なうことが出来た。 ・平成 22 年度補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」については、消費者庁においても地方自治体に積極的に活用を働きかけ、一定の活用促進を図ることが出来た。 ・特定商取引法及び景品表示法を中心に、ケーススタディの充実により一層の「実戦志向」を図った「執行専門研修」を平成 22 年 6 月に開催し、都道府県における執行力の強化を図ることが出来た。 <p>以上のとおり、工程表を踏まえた対応を行なったものの、地方自治体や消費者団体など関係者・関係団体との連携を深めるため、情報交換や意見交換の機会を一層充実させる必要がある。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 7 月に「地方協力課」が新設されたこともあり、これまで以上により積極的に地方の「現場」へと出向き、意見交換等を行うことが出来た。 ・平成 21 年度には 3 回であった「地方 6 団体」への働き掛けを平成 22 年度においては計 6 回行なうなど、より積極的な働きかけに努めた。 ・「地方消費者行政活性化基金」については、平成 21 年度の取り崩し額がおよそ 37 億円であったのに対し、平成 22 年度はおよそ 73 億円が取り崩され、より地方自治体における体制の充実・強化が図られた。 ・研修においては、従来別々に開催していた特定商取引法・景品表示法の執行研修を合同で実施することで受講者の利便を図り、研修内容を充実化し、法執行における専門性の向上を図った。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、積極的に地方の「現場」に出向き、情報交換や意見交換の機会を充実させていくほか、首長などへの働きかけや先進事例の紹介などを通じ、地方消費者行政の充実・強化に向けた環境の整備に努めていく。 ・また、「東日本大震災」で被災した自治体へのバックアップに取り組んでいく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 121 番

具体的な施策	<p>「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の待遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。</p> <p>また、今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>前段については、一部実施済み（注 121）。また、「プラン」に基づく施策については、平成 22 年度に引き続き実施します。</p> <p>後段については、引き続き実施します。</p>

（注 121）地方消費者行政活性化基金については、消費生活相談員の待遇改善へ活用可能とするなどその運用の見直しを実施。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 122 番	
具体的施策	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成 22 年度中に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 4 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、検討を行う。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・「地方消費者行政の充実・強化に向けた課題」(平成 23 年 1 月 消費者庁 制度ワーキング・グループ)を、大臣を本部長とする「地方消費者行政推進本部」へと報告、「集中育成・強化期間」後の支援の在り方などについての課題を整理した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・「地方消費者行政の充実・強化に向けた課題」(平成 23 年 1 月 消費者庁 制度ワーキング・グループ)を、大臣を本部長とする「地方消費者行政推進本部」へと報告、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政や国の支援のあり方などについての課題を整理するなど、工程表を踏まえ、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について検討を行った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化策の検討に際しては、今回の「課題の整理」に加え、消費者委員会の審議結果なども参考とし、地域主権改革の理念を十分踏まえ、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組む。 ・検討に際しては、地方自治体の行政担当者や相談員、消費者団体などの地方の「現場」の関係者の声も広く聞ききつつ、検討していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 122 番	
具体的施策	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 23 年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組みます。

「消費者基本計画」における 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)

施策番号 123 番	
具体的な施策	「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センター・相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センター・相談窓口をさらに増やします。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課、国民生活センター
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的な施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者の利便に資する形で引き続き実施する。 [参考指標] 利用件数、人口カバー率
平成 22 年度の具体的な施策の実施状況	・平成 22 年度の利用実績としては、232,475 件(一ヶ月平均 19,373 件)の利用があった。 ・通信事業者の技術改善により、未接続自治体が 81 自治体から 29 自治体に減少するなど、より利用者の利便性に資する運用に努めた。
平成 22 年度の具体的な施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年度の利用実績としては、232,475 件(一ヶ月平均 19,373 件)の利用があり、利用者の大半が初めて消費生活相談窓口へ相談する方と考えられることから、身近な消費生活相談窓口を案内するという役割を一定程度果たすことが出来た。 ・通信事業者の技術改善により、未接続自治体が 81 自治体から 28 自治体に減少するなど、より利用者の利便性の向上を図ることができた。 以上のとおり、工程表を踏まえた対応を行った。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けた考え方	・引き続き消費者の利便に資する形で実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 123 番	
具体的施策	「消費者ホットライン」について、国民生活センターと連携して、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。さらに、国民生活センターでは、現行の土日祝日相談に加えて、平日においても「消費者ホットライン」のバックア

	ップに取り組みます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 124 番	
具体的施策	都道府県における法執行強化（景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等）を図るため、地方からの研修員受け入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課、消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県における法執行強化のため、都道府県に対し、支援を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>執行研修等の開催実績、各研修の受講者数、ブロック会議開催実績、地方公共団体からの行政実務研修員の受け入れ実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>平成 22 年度においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県、岐阜県より行政実務研修員を受け入れ <p>特定商取引法及び景品表示法を中心に、ケーススタディの充実により一層の「実戦志向」を図った「執行専門研修」を平成 22 年 6 月に開催（約 100 名が参加）。</p> <p>執行に必要な法令解釈スキルの向上を目指した「特定商取引法法令研修」を平成 22 年 9 月に実施（約 80 名が参加）。</p> <p>「地方消費者行政ブロック会議」を全国 6 ブロックで開催、経済産業局も交え、各都道府県部局長と法執行の強化について意見交換を実施するなど、都道府県における法執行強化の支援や連携に努めた。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法執行を担う体制整備と人材強化に向け、行政実務研修員の受け入れや各研修を開催。また、地方公共団体間の交流・連携の促進等のため、「地方消費者行政ブロック会議」を全国 6 ブロックで開催し、消費者行政の円滑な実施やその充実・強化を図った。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修においては、従来別々に開催していた特定商取引法・景品表示法の執行研修を合同で実施することで受講者の利便を図り、研修内容を充実化し、法執行における専門性の向上を図った。 ・また、都道府県で法執行に従事する職員を、消費者庁に研修員として受け入れるなど、より一層専門性が向上するよう支援を行った。 ・さらに、「地方消費者行政ブロック会議」を全国 6 ブロックで開催、経済産業局も交え、各都道府県部局長と法執行の強化について意見交換を実施し、法執行の強化を働きかけた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都道府県における法執行が強化されるよう各種施策を充実するとともに、都道府県との連携に努める。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 124 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 125 番	
具体的施策	消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点を置き、地方の主要都市において消費生活相談員養成講座や専門事例講座等を実施します。
担当省庁等	国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国民生活センター研修部
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者基本法第 25 条、国民生活センター法第 10 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・継続的に実施。また、地方公共団体や相談員の意見を踏まえ、適時に改善を実施。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・消費生活センターの相談処理や啓発能力の向上に取り組む。</p> <p>〔参考指標〕 消費生活相談員養成講座や専門事例講座等の実施コース数・講座実施後の満足度（アンケート）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・消費生活相談員及び行政職員向けの研修への重点化（全体の 8 割以上の研修は行政職員及び相談員を対象）を行うとともに、各地の消費生活センターの相談員等の研修の受講機会を拡充するため、平成 21 年度以降地方での研修開催を増やしている。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・消費生活相談員及び行政職員向けの研修への重点化（全体の 8 割以上の研修は行政職員及び相談員を対象）を行うとともに、各地の消費生活センターの相談員等の研修の受講機会を拡充するため、平成 21 年度以降地方での研修開催を増やすなど、工程表を踏まえた対応を実施した。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・研修開催に当たっては、平成 22 年度では全 78 コース中 55 コースを地方で開催するなど、地方の職員や相談員の利便向上を図ることができた。</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	現在、国民生活センターの担っている研修機能の在り方を含めて、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであり、平成 23 年夏を目途に最終結論を得ることとなっている。そのため、今後の取組については、それを踏まえて対応していく。
備考	第 2 の 2 (1)において記載することとし、施策番号 125 は削除。

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 125 番	
具体的施策	
担当省庁等	削除
実施時期	

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 126 番	
具体的施策	政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、地方協力課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロック会議などを通じ、地方公共団体との連携を密にする。また、新設された「地方協力課」において、基礎自治体を含め、「現場」の関係者と「顔の見える関係」を構築する。 <p>[参考指標] 説明会や連絡会議等の開催回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁幹部及び経済産業局などの国の機関と都道府県・政令市の担当部局長との意見交換や情報共有の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を全国 6 ブロックで開催した。 ・ 平成 22 年 7 月に見直しを決定した「地方消費者行政活性化基金」の運用や平成 22 年度補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」について、担当職員が要望を受けた延べ 22 府県に出向き説明会を実施したほか、会議の場で説明するなど可能な機会を捉え、国の施策の周知に努めた。 ・ 平成 22 年 7 月に「地方協力課」が新設されたこともあり、幹部をはじめ職員が、これまで以上に積極的に地方の「現場」へと出向き、意見交換等を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方消費者行政ブロック会議」の開催や各種説明会の開催などを通じ、地方公共団体に対し政策の周知やその推進を図ることが出来た。 ・ 平成 22 年 7 月に「地方協力課」を新設、職員が積極的に地方に出向き、「現場」の関係者との意見交換等を通じ、これまでよりは地方の実情を把握することが出来た。 <p>以上のとおり、工程表を踏まえた対応を行ったものの、地方公共団体と更なる情報共有の強化を図るため、国による説明や地方公共団体との意見交換の機会をより一層充実させていくことが必要である。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ブロック会議」については、従来の会議と比して出席者のレベルを上げることで、都道府県・政令市の幹部クラスとの間での情報共有や事例紹介などを行うとともに、一層の連携強化を図ることが出来た。 ・ 平成 22 年 7 月に「地方協力課」が新設されたこともあり、これまで以上により積極的に地方の「現場」へと出向き、意見交換等を行い、これまでよりも地方の実情を把握することができた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23	・ 引き続き、積極的に地方の「現場」へと出向き、より緊密な関係の構築

年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けた考え方	に努めていくとともに、「ブロック会議」など充実により、更なる情報共有の強化を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 126 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 127 番	
具体的施策	適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 24 年 9 月までに実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 5 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格消費者団体に対する支援の在り方について見直すための現状把握及び有識者からのヒアリング等 <p>[参考指標]</p> <p>適格消費者団体や有識者等の関係者からのヒアリング回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月以降、適格消費者団体に対して、現状把握を行うためのヒアリングを実施した（全 9 回）。 ・有識者及び国民生活センターからのヒアリングを実施し、適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な支援の在り方について、意見交換を行った。 ・税制の活用を促進するため、認定 NPO 法人制度の紹介や申請の手法の情報共有等を行った（なお、認定 NPO 法人の税額控除や仮認定制度等を盛り込んだ平成 23 年度税制改正大綱が取りまとめられたところ。）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり、適格消費者団体や国民生活センター等に対するヒアリングを実施して必要とされる支援の在り方について整理し、課題や問題点を把握することができた。 ・認定 NPO 法人制度に関して、適格消費者団体における理解を深めるとともに、今後、各団体が認定 NPO 法人の申請を進めていくための情報交換を効果的に行うことができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援の在り方について集中的にヒアリングを実施することにより、適格消費者団体や国民生活センター等の問題意識について把握し、効率的に検討を進めることができた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適格消費者団体等からヒアリングを行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 127 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 128 番	
具体的施策	地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等を通じた適格消費者団体訴訟制度の周知・広報。 ・情報面での支援等。 ・適格消費者団体を適正に認定し、常時、適切に監督。 <p>〔参考指標〕</p> <p>判決等の公表件数、適格消費者団体に対する調査・事情聴取の実施状況、申請を受けてから認定までに要した期間</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度に関するパンフレットを作成し、関係省庁、都道府県、政令指定都市、関係団体等に配布した(1,565 箇所に 111,850 部配布) ・消費者団体訴訟制度意見交換ミーティングを札幌、京都、東京にて開催した。 ・適格消費者団体の差止訴訟について、消費者庁ホームページにて判決等の公表を行った(計 6 回) ・適格消費者団体に対する定例調査及び事情聴取を実施した(8 団体)ほか、新たに 1 団体を認定し、また認定に向けた事情聴取を 1 団体から行つた。 ・適格消費者団体の認定及び認定の有効期間の更新について、申請から標準処理期間の 60 日から 90 日以内で処分を行つた(認定 1 団体、更新 5 団体)
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度について、パンフレットの配布や意見交換ミーティングを開催し、制度及び団体活動の周知・理解を深めることができた。 ・適格消費者団体に対する定例調査やヒアリングを行い、適正に認定・監督を行うことができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換ミーティングでは、適格消費者団体、事業者、行政の三方面からの意見交換や、制度に関する寸劇を行うなど、従来よりも分かりやすい周知広報活動を進めることができた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 128 番

具体的な施策	地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、PIO - NET 端末の設置に向けて検討を進めることや、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。 また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	PIO - NET 端末の設置については、平成 23 年度内に利用可能となるよう具体化を進めます。その他については、継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 129 番	
具体的施策	消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	検討の結果、可能なものから逐次実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者情報課、地方協力課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体との継続的な意見交換の実施、消費者団体が実施するシンポジウム等への出席を通じて消費者団体の要望・意見を聴取 ・消費者被害の情報収集等を行う消費者団体への情報提供や、効率的な情報交換の在り方の検討を行い、可能なものから逐次実施。 <p>[参考指標]</p> <p>消費者団体等が実施するシンポジウム等への出席(講師等を含む。)回数、「地方消費者グループ・フォーラム」開催実績</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体との意見交換会を消費者庁にて開催。消費者庁の実施する施策について情報提供を行うとともに、消費者団体側の要望・意見等を聴取した。 ・消費者団体等が実施するシンポジウム等に 33 回出席。消費者庁の実施する施策について情報提供を行うとともに、消費者団体側の要望・意見等を聴取した。 ・地域で消費者問題に携わる者の「交流の場」として、本年度より、全国 8 ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催、消費者庁からは全ブロックに長官をはじめ幹部が出席し、交流に努めた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 6 月、9 月に消費者団体との意見交換会を開催し、消費者庁の実施する施策について消費者団体に対して情報提供を行うとともに、消費者団体側の要望・意見等を聴取し、相互理解を深めることができた。 ・消費者団体等が実施するシンポジウム等には、積極的に出席し、関係者との意見交換等を通じ、より相互理解を深めることができた。 ・地域で消費者問題に携わる者の「交流の場」として、本年度より、全国 8 ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催、消費者庁からは全ブロックに長官をはじめ幹部が出席し、交流を図ることができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度から新たに「地方消費者グループ・フォーラム」を実施、全国 8 ブロックで開催した。 ・消費者団体との意見交換会は、平成 21 年度は 1 回、平成 22 年度は 2 回開催。相互理解を深めることができた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。）	・引き続き、積極的に消費者団体等との意見交換の場を設け、継続的に要望・意見の聴取を行い、効率的な情報交換に取り組むとともに、消費者団

「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	主体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討する。 ・平成23年度についても、引き続き「地方消費者行政グループ・フォーラム」を実施し、地域で消費者問題に携わる者の交流や連携を促進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 129 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 130 番	
具体的施策	<p>公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。</p> <p>また、消費者委員会における検討を踏まえ、公益通報者保護法附則第 2 条の規定に従い、公益通報者保護の視点から、公益通報者保護法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	前段について、継続的に実施します。後段について、平成 23 年 4 月を目途として実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	(後段) 公益通報者保護法附則第 2 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p>・説明会等を実施し、公益通報窓口の整備等を促進する。消費者委員会の検討を踏まえ、公益通報者保護法の施行状況について検討する。</p> <p>[参考指標]</p> <p>説明会及び研修会の回数・参加者数・満足度、行政機関における通報・相談窓口の設置率、「公益通報者保護専門調査会」への出席及び資料等の提供回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>1 . 公益通報者保護法の周知・啓発等</p> <p>・行政機関を対象に、平成 22 年 3 月 31 日時点における内部の職員等からの通報・相談窓口の設置状況等及び外部の労働者からの公益通報の受理件数等の調査を実施し、結果を同年 7 月に公表。同調査において、通報・相談窓口を「設置している」と回答した行政機関の割合は、府省庁 100%、都道府県 100%、市区町村 44.7%。</p> <p>さらに、窓口が未設置(設置予定を含む)又は無回答の行政機関に対し、窓口設置に係る要請文を送付の上、窓口設置の状況及び設置していない理由について追加アンケート調査を実施し、結果を平成 22 年 9 月に公表。</p> <p>・民間事業者及び労働者を対象に、民間事業者における通報処理制度の実態等及び労働者の公益通報に関する意識等の調査を実施し、結果を平成 22 年 12 月に公表。同調査において、内部通報制度を「導入している」と回答した民間事業者の割合は、46.2%。</p> <p>・平成 23 年 1 月～2 月に、全国 5 箇所において、「公益通報者保護法説明会」及び「行政機関職員向け公益通報研修会」を開催(説明会の総参加者数 566 名、消費者庁からの説明について「有益であった」「まあ有益であった」と回答した参加者の割合 91.3% (回答者数 483 名)。研修会の総参加者数 426 名、消費者庁からの説明について「有意義であった」「ある程度有意義であった」と回答した参加者の割合 90.0% (回答者数 329 名))。</p> <p>・平成 23 年 3 月に、公益通報者保護法や民間事業者向けガイドラインについて分かりやすくまとめた「公益通報ハンドブック 2011」を作成・公表。</p> <p>2 . 公益通報者保護法附則第 2 条に基づく必要な措置</p> <p>・平成 22 年 6 月～平成 23 年 1 月、全 8 回にわたって「公益通報者保護専門調査会」において公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する事項についての調査審議がなされ、消費者庁は全回出席し、資料提供等を実施。</p>

	<p>・「公益通報者保護専門調査会」報告を踏まえ、「国の行政機関の通報処理ガイドライン（外部の労働者からの通報）」を改正した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・「公益通報者保護法説明会」及び「行政機関職員向け公益通報研修会」を開催するなど、工程表に従った取組を実施することができた。 ・「公益通報者保護専門調査会」に、消費者庁は全回出席し、資料提供等を行って、調査審議の充実に寄与した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・通報・相談窓口を「設置している」と回答した行政機関の割合は、前年度調査より、府省庁・都道府県は同水準を維持し、市区町村は 4.6 ポイント増加しており、設置が進んでいることが認められる。 ・内部通報制度を「導入している」と回答した民間事業者の割合は、前回調査（平成 20 年度）より 1.9 ポイント増加しているなど、導入が進んでいることが認められる。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・引き続き説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。 ・消費者委員会報告等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 130 番

具体的な施策	公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。 消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行います。
担当省庁等	変更なし
実施時期	継続的に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 131 番	
具体的施策	不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第 11 条に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。
担当省庁等	消費者庁、公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課、公正取引委員会取引企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	不当景品類及び不当表示防止法第 11 条 消費者庁及び消費者委員会設置法第 4 条第 14 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・公正取引協議会等からの公正競争規約などの制定・変更等に関する相談に適切に対応するなどにより、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進する。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・関連団体等を支援する。</p> <p>〔参考指標〕 活動に対する講師派遣件数等</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度においては、公正競争規約を運用する団体である公正取引協議会から、36 件の公正競争規約について、景品表示法の消費者庁移管に伴う、目的規定、公正競争規約違反行為に関する措置請求等に係る所要の変更につき相談を受け、認定を行った。 この他、消費者庁の規約担当職員が、日常の業務において各公正取引協議会の担当者と連絡を取り合い、規約の適正な運用等について必要な助言等を行った。 また、平成 22 年度においては、公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ、29 回講師を派遣した。 さらに、公正競争規約の実効性の確保を目的として各公正取引協議会が実施する、表示に関する公正競争規約の試買表示検査会の一部及び公正競争規約に関する研修会の一部について、それぞれ運営業務等を支援した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 不当な表示や過大な景品類は、短期間のうちに、その内容がエスカレートし、際限なく広がっていくおそれを有している。このような不当な表示等を効果的に規制するためには、規制当局の限られたリソースだけでは困難であるところ、業界自らが自主的かつ積極的に守るべきルールとして定めた公正競争規約が積極的に活用され、円滑な運用が行われるように関連団体等を支援することは景品表示法違反行為の未然防止等の観点からも必要不可欠である。 公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行ったこと、消費者庁の規約担当職員が、日常の業務において各公正取引協議会の担当者と連絡を取り合い、規約の適正な運用等について必要な助言等を行ったことにより、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が有效地に促進された。 <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 各公正取引協議会が実施する、表示に関する公正競争規約の試買表示検査会の支援業務の一部及び公正競争規約に関する研修会の支援業務の一

	<p>部をアウトソーシングすることにより、計 8 日間の試買表示検査会及び計 20 日間の研修会における職員による補助業務の実施が不要となるなど、効率的に関連団体の支援を行った。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度においては、18 回の表示に関する公正競争規約の試買表示検査会及び 8 回の公正競争規約に関する研修会の運営業務等を支援したことろ、平成 22 年度においては、20 回の表示に関する公正競争規約の試買表示検査会及び 8 回の公正競争規約に関する研修会の運営業務等を支援することで、前年度と同程度又は同程度以上に、公正競争規約の積極的な活用及び円滑な運用に有効な関連団体への協力を行った。 <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 131 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 132 番	
具体的施策	訪問販売、通信販売、テレマーケティングのそれぞれの事業に関わる自主行動基準の整備、電話相談・苦情処理等が円滑に行われるよう関連団体を支援します。問題のある事業者の活動に対して特に高齢者や子どもに対する訪問販売、通信販売、テレマーケティングによる被害抑制の視点から改善を指導します。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局商務流通グループ消費経済政策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	特定商取引に関する法律第 29 条の 5（訪問販売協会の業務の監督） 特定商取引に関する法律第 32 条の 2（通信販売協会の業務の監督）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・訪問販売、通信販売、テレマーケティングの事業による被害抑制の観点から、適時に関連団体及び事業者に対して注意喚起・改善の指導を実施。</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・自主行動基準の整備、電話相談・苦情処理等の円滑化のための関連団体のニーズを踏まえ、政策情報の提供等をはじめとする支援方法を検討。</p> <p>〔参考指標〕 意見交換会を通じた政策情報の提供状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・適時に関連団体に対して注意喚起等を行うとともに、関連団体との意見交換会等を通じて、関連団体のニーズを聴取するとともに政策情報の提供を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり注意喚起等を行うとともに、関係団体との意見交換会の実施等を通じて、支援方法の検討を行った。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き適時に関係団体に対して注意喚起等を行うとともに、関係団体における苦情処理等が円滑に図られるよう対応する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 132 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 133 番	
具体的施策	国民生活センターが担っている消費者相談、相談員等を対象とした研修、商品テスト等の機能について、消費者庁や地方公共団体等との役割分担の明確化、連携の強化を図りつつ、その強化を加速します。
担当省庁等	消費者庁、国民生活センター
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課、国民生活センター
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項、消費者基本法第 25 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・事業仕分けでの指摘を踏まえ、関係機関等の協力を得て早急に検討</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・国民生活センターと消費者庁との役割分担を明確化する。 ・国民生活センターの機能の強化。</p> <p>[参考指標] 地方からの商品テストへの対応状況、国民生活センターでの研修の実施状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・消費者行政全体の機能強化を図る観点から、消費者庁との役割分担の明確化及びこれまで国民生活センターが担ってきた機能を強化するため、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」を設置し、検討を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 消費者行政全体の機能強化を図る観点から、消費者庁との役割分担の明確化及びこれまで国民生活センターが担ってきた機能を強化するため、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」を設置し、検討を行うなど工程表を踏まえた対応を行った。</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・現在、国民生活センターの在り方については、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであります、平成 23 年夏を目途に最終結論を得ることとなっている。そのため、今後の取組については、それを踏まえて対応していく。
備考	第 2 の 2 (4) での記載との重複から、施策番号 133 は削除。

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 133 番	
具体的施策	
担当省庁等	削除
実施時期	

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 134 番	
具体的施策	消費者庁へ移管・共管となった各法律の執行状況の点検・評価を行います。また、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行い、必要な措置を講じます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	前段について、平成 22 年度中に実施します。 これを踏まえて、後段について、必要な措置を講じます。
担当部局・課・室名	消費者庁総務課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 3 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度前半に、主な法律の平成 21 年度（消費者庁発足以後）の執行状況の点検・評価を行う。 ・平成 21 年度の点検・評価を踏まえた必要な改善を行う。 <p>〔参考指標〕</p> <p>平成 21 年度の政策評価の実施状況、平成 23 年度に向けた体制整備状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 8 月に、「消費者庁政策評価基本計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定）及び「平成 21 年度消費者庁政策評価実施計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定）に基づき、平成 21 年度の消費者庁の政策評価を実施。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度の消費者庁の政策評価について、「消費者庁政策評価基本計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定）及び「平成 21 年度消費者庁政策評価実施計画」（平成 22 年 3 月 31 日消費者庁長官決定）に基づき、平成 22 年 8 月に実施し政策評価書を公表することができた。 ・また、この政策評価を踏まえ、消費者庁が所管する法律の厳正な執行の在り方、消費者安全法等の趣旨等を踏まえた消費者事故被害の防止について、事務執行体制の拡充等に取り組むこととして、予算要求、機構・定員要求につなげたところであり、消費者行政に係る体制の更なる整備等に有效地に結び付けることができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>（政策評価は、消費者庁設立後初めての実施であり、比較できる過去の実績がない。）</p> <p>3 . 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」において、消費者の利益の保護の観点から、サービス付き高齢者住宅制度の登録要件及び登録事業者に対する行為規制等の基準の策定に際し、消費者庁が事前協議を受けるという改正法案を立案、第 177 回国会に提出した。 ・第 174 回国会に提出された「賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」において、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、同法は消費者庁も共管すると整理し、国会審議に臨んだ。（参院可決、衆院継続審議） ・JAS 法の執行に関し、同法に基づく指示・公表（事業者名や違反事実の公表）の指針の運用について見直し、次のように改善した。また、JAS 法

	<p>を共管する農林水産省に対し同様の運用を行うことを要請し、農林水産省とともに、都道府県にも同様の運用をお願いする旨の通知を発出した。(平成 22 年 10 月)</p> <p>「指示・公表」でなく「指導」にとどめる条件について、従来の表示の是正に加えて、事実と異なる表示があった旨を事業者が速やかに消費者へ情報提供していることとする。(平成 23 年 1 月より運用開始)</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁が所管している各法律については、引き続き厳正に執行するとともに、平成 22 年度の政策評価を通じて、平成 22 年度の執行状況の点検・評価を行う。 これらの点検・評価の結果を踏まえた上で、消費者の利益及び擁護の増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方、消費者行政に係る体制の更なる整備等について検討を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 134 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 23 年度においても引き続き点検・評価を実施します。結果を踏まえ必要な措置を講じます。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 135 番	
具体的施策	消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。
担当省庁等	消費者庁、人事院
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、人事院人材局研修調整課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成22年度分の「工程表」] ・国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施。</p> <p>[参考指標] 研修参加者の評価（アンケート）</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<p>・消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、公共職業安定所等の協力を得、本府省審議官級への昇任者を対象に、窓口業務を体験する研修を実施（計5回、66名が参加）。</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり研修を実施した。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・研修参加者のアンケートにおいて、参加者の92.4%（平成21年度は90.7%）から有益、97.0%（平成21年度は92.8%）から満足との回答を得るなど、前年度と同様、高い評価を得ている。</p> <p>3. 上記以外の評価 ・消費者を主役とした行政に向けて、国家公務員が国民一人ひとりの立場に立って行政を執行することが求められているところ。消費生活センター等の現場における窓口体験を通して、消費者・生活者の声に直接触れることができる本研修については、上記のとおり、参加者のほぼ全員から有益・満足との回答を得るなど、効果的に実施されている。</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けた考え方	<p>・引き続き、着実に研修を実施する。また、研修の成果が、参加者以外の職員にも共有されるよう工夫していく。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 135 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 136 番	
具体的施策	労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。
担当省庁等	関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、地方協力課、厚生労働省
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働相談など他の相談機関においても、消費生活相談窓口を案内できるような取組を推進。 ・関係機関に対し、労働相談窓口などへの消費生活相談窓口の周知を依頼。（消費者庁） <p>[参考指標]</p> <p>関係機関への依頼状況、消費生活相談窓口の周知状況（周知内容、周知時期、周知先、周知方法）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁から厚生労働省に対し、同省における労働者等からの相談を受ける窓口（地方労働局等）において、管轄地域における消費生活センター等の連絡先や相談体制の周知及び身近な消費生活相談窓口や国民生活センターを案内している「消費者ホットライン」の周知を文書で依頼。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記のとおり消費者ホットラインの周知等を実施し、労働相談窓口等に寄せられた消費生活相談を、消費生活相談窓口につなぐことのできるように取組を進めることができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 136 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 137 番	
具体的施策	消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策担当課長会議等を隨時開催。 <p>[参考指標]</p> <p>消費者政策担当課長会議をはじめとする各種関係課長会議等の開催時期・内容・回数（平成 21 年度は消費者政策担当課長会議のほか、エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議・新たな手口による詐欺的商法に関する対策チームを開催。）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者基本計画の見直し等に向け、消費者政策担当課長会議を 1 回開催。 ・パワーウインドによる挟み事故が発生し続けていることから、関係省庁及び関係機関からなる検討会を 3 回開催。消費者の安全を確保するための対応を取りまとめ、消費者への注意喚起を実施。 ・その他特定事項について関係省庁との連絡会議を隨時開催。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・全体会合を定期的に開催することより、個別事案に応じて関係省庁が集中的に議論する場を設けることに重点を置いた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 137 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 138 番	
具体的施策	公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。
担当省庁等	公正取引委員会
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	公正取引委員会官房人事課、審査局管理企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反事件に厳正かつ積極的に対処する。 公務員試験合格者の新規採用・内部育成のほか、即戦力を有する職員を確保するための取組を実施する。 必要に応じ、体制強化・機能拡充を図る。 <p>[参考指標]</p> <p>処理内容・件数・平均処理期間、課徴金額、採用状況、内部育成（研修）の実施状況、体制強化・機能拡充の状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ 109 名の事業者に対して 12 件の法的措置を採り、また、延べ 156 名の事業者に対して総額 720 億 8706 万円の課徴金納付命令を行った。 公務員試験合格者について、平成 22 年度に 41 名、平成 23 年 4 月に 26 名の新規採用を行った。 職位及び所属に応じて、業務の遂行上必要とされる知識・スキルを付与する各種研修を実施。 即戦力を有する職員を確保する観点から、エコノミストを 1 名、民間実務経験者を 9 名採用。 審査部門及び下請法調査部門を中心に 25 人の新規増員。 審査管理官及び上席審査専門官（国際カルテル担当）の新設。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記のとおり、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反事件に厳正かつ積極的に対処した。 上記のとおり、公務員試験合格者の新規採用・内部育成を行うとともに即戦力を有する職員を確保した。 厳しい定員事情の中、一定の体制強化が図られた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度において確定した課徴金の額は 720 億 8706 万円と過去最高額となっている。 おおむね従来と同様、必要な公務員試験合格者の新規採用・内部育成を行うとともに即戦力を有する職員を確保した。 定員の増員及び審査管理官（政令職）の新設が認められている。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。）	・引き続き、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、価格カルテル、入札談合等の独占禁止法違反事件に厳正かつ積極的に対処す

「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	る。また、一般消費者の利益が十分確保されるよう的確な企業結合審査を行う。 ・政府の新規採用抑制の方針を踏まえつつ、引き続き、公務員試験合格者について新規採用・内部育成を行うとともに、即戦力を有する職員を確保するための取組を継続する。 ・引き続き、必要に応じて体制強化・機能拡充を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 138 番

具体的な施策	公正かつ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保するため、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に行い、必要に応じ、公正取引委員会の体制強化・機能拡充を図ります。
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 139 番	
具体的施策	消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、常勤化を含む委員の在り方について検討するとともに、その事務局体制の充実・強化を図ります。さらに、消費者庁をはじめ関係省庁は、消費者庁及び消費者委員会設置法第 8 条に基づく消費者委員会からの資料の提出の要求等に対し、迅速かつ適切に対応します。
担当省庁等	内閣府、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	内閣府消費者委員会事務局
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法第 8 条及び附則第 2 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」 ・事務局機能の充実・強化に関する措置（機構定員及び予算要求）</p> <p>2 . 上記 1 以外の実施予定 ・消費者委員会から関係省庁に対する資料提出の要求等に迅速かつ適切に対応する。</p> <p>〔参考指標〕 事務局体制の充実・強化に係る措置（機構定員・予算要求）の状況、消費者委員会による要求内容・件数と対応内容</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・事務局機能の充実・強化に関する措置（機構定員及び予算要求）及び消費者委員会からの関係省庁に対する資料要求を行っている。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 23 年度予算（308 百万円（元気な日本復活特別枠に係る要望で認められた定員増経費を含む））で、平成 22 年度比 6.9% 増。定員で 3 名増（現員 6 名）</p> <p>2 . 上記 1 以外の達成状況 ・自動車リコール制度の調査に関して、消費者庁及び消費者委員会設置法第 8 条に基づく資料要求を、国土交通省及び消費者庁宛てに行い、資料の提出があった。</p> <p>3 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>4 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するための措置を行う。また、消費者庁及び消費者委員会設置法第 8 条に基づく資料の提出の要求等に対して、消費者庁をはじめ関係省庁に迅速かつ適切な対応を求める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 139 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 140 番	
具体的施策	温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比 25% 削減する目標の達成に向けた新たな国民運動であるチャレンジ 25 キャンペーンの中で、オフィスや家庭などにおける CO ₂ 削減に向けた具体的な行動を「6 つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民の皆様に呼び掛けていく。
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	特別会計に関する法律第 85 条第 3 項 地球温暖化対策の推進に関する法律第 3 条第 3 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の工程表〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ 25 キャンペーン」の認知度向上及び国民の「チャレンジ 25 宣言」への参加を促進。 ・温室効果ガス排出量 25% 削減への理解、賛同の拡大を図る。 <p>〔参考指標〕</p> <p>企業・団体チャレンジャー・個人チャレンジャーへの参加数、チャレンジ 25 キャンペーンサイトへのアクセス数、地球温暖化防止の意識調査</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・チャレンジ 25 キャンペーンへの賛同者を増やし、国民や企業などの地球温暖化防止の意識向上を図るため、施策ごとに実施効果を検証し、より多くのターゲットに地球温暖化防止について関心を持ってもらえるような普及・啓発活動を展開した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ 25 キャンペーンへの賛同者を募り、より一層の温暖化対策を図るため、個人・企業をターゲットに様々な普及・啓発企画を展開し、平成 23 年 3 月末現在で約 80 万人の個人チャレンジャーを獲得することができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同キャンペーンが 2010 年 1 月に開始されてから、短期間でこれだけ多くの賛同者を募ることができたことについては、今後事業を展開する上で一つの指標となる。 <p>3. 上記以外の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ 25 キャンペーンの認知度の上昇、国民の地球温暖化防止の意識向上を図ることができた。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 23 年度も効果的なキャンペーンを展開していくため、実施する施策一つ一つについて、その都度見直しを行い、より費用対効果の高い事業展開を図っていく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 140 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 141 番	
具体的施策	身近な化学製品等に関する消費者の正しい理解が得られるよう、それらの化学製品に使用されている化学物質の名称、危険有害性情報及び環境リスク等に関連した情報を収集し、正確に分かりやすく提供するとともに、人材の育成・派遣等を行うことでリスクコミュニケーションを推進します。
担当省庁等	環境省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 17 条第 4 項、第 5 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的で分かりにくい化学物質に関する情報を分かりやすく整理して簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成（追加・更新）する。 身近な化学物質に関する疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の育成・派遣を実施する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 「化学物質ファクトシート」については、既に掲載していた 303 物質について最新の情報に更新するとともに、新たに 40 物質の情報を追加した。 平成 20 年度に化学物質アドバイザーを増員したことを受け、その能力の維持・向上を図るため、化学物質アドバイザーに対する研修を行い、アドバイザーとしての質を確保した。また、化学物質アドバイザーの派遣を引き続き実施し（平成 21 年度：41 回派遣）リスクコミュニケーションの推進を図った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> 工程表の具体的施策である「化学物質ファクトシート」追加・更新及び身近な化学物質に関する疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の育成・派遣をすべて実施した。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度に開催した「化学物質アドバイザー」に関する勉強会等の講習会への参加者数（平成 22 年度は 89 人）は毎年増加傾向にある（平成 21 年度の大講習会を除く）。 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	引き続き、専門的で分かりにくい化学物質に関する情報を分かりやすく整理して簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を作成（追加・更新）するとともに、身近な化学物質に関する疑問に対応する「化学物質アドバイザー」の育成・派遣を実施していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 141 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 142 番	
具体的施策	カーボンフットプリントの仕組みを、関係省庁が連携し、国際的整合性に配慮した上で、構築します。また、温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討しています。
担当省庁等	農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
担当部局・課・室名	農林水産省環境バイオマス政策課、経済産業省産業技術環境局環境ユニット環境調和産業推進室、国土交通省総合政策局環境政策課、環境省地球温暖化対策課
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく排出抑制等指針（平成 20 年 12 月 12 日）
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルまでに発生する温室効果ガス排出量を CO₂ に換算し表示するカーボンフットプリントの仕組みを構築する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>仕組み構築の進捗状況（国内試行事業におけるルールの改定・整備等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスの排出量や削減の「見える化」について、消費者が理解しやすく、生産者等が取り組みやすい方法を検討する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>検討の進捗状況、消費者・生産者等からの意見聴取</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> カーボンフットプリントに対する理解促進を図る事を目的に、小・中・高校生、一般消費者を対象とした授業やイベントを 11 件実施。また、環境教育の一環で消費者や、小・中・高校生に対して指導等が出来るリーダーの育成を目的としたイベントを 2 件実施。 上記のイベント等を実施することでカーボンフットプリントの仕組みの構築を進めることができた。 <p>【参考】 PCR（商品種別算定基準）策定基準を 50 件認定。また、PCR を基にマークの許諾が認められた商品数は 237 件。</p> <p>（平成 23 年 3 月 14 日時点）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> カーボンフットプリントの仕組みの構築を、生産者等に取り組みやすく、消費者の受容性を調査した上で実施することで工程表に従った取組を実施することが出来た。 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度はカーボンフットプリントに関する説明会を実施する程度であったが、更に制度の理解・促進を進めるため、ワークショップの開催や人材育成を目的としたイベントなどを実施。 上記以外の評価 <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度から実施しているカーボンフットプリント制度試行事業において、導入支援や、ルールの整備等を実施することで PCR 認定件数やマーク許諾製品数は着実に増加している。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> これまでの試行事業の成果を踏まえ、引き続き生産者等が参加しやすいような仕組みの構築と消費者等への理解促進に努める。

「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 142 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 143 番	
具体的施策	<p>3 Rについて、以下のとおり、その推進を図ります。</p> <p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3 R行動の実践を呼びかけます。</p> <p>「3 R推進全国大会」を開催し、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供します。</p> <p>「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組みます。</p>
担当省庁等	経済産業省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省産業技術環境局環境ユニットリサイクル推進課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 月の 3 R 推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を都道府県、流通事業者等へ呼びかけ、実施する。また、11 月 2 日(火)から 7 日(日)にかけて「3 R 推進全国大会」を佐賀県佐賀市で実施する。11 月 2 日(火)には、「3 R 推進全国大会」記念式典において、循環型社会形成推進功労者表彰や 3 R 促進ポスターコンクールの受賞者に対する表彰を実施する。 <p>[参考指標]</p> <p>「環境にやさしい買い物キャンペーン」の参加都道府県数、流通業者等の数、3 R 促進ポスターコンクールへの応募数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 10 月の 3 R 推進月間に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を都道府県、流通事業者等へ呼びかけ、実施した。また、11 月 2 日(火)から 7 日(日)にかけて「3 R 推進全国大会」を佐賀県佐賀市で実施した。11 月 2 日(火)には、「3 R 推進全国大会」記念式典において、循環型社会形成推進功労者表彰や 3 R 促進ポスターコンクールの受賞者に対する表彰を実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 月の 3 R 推進月間に実施した「環境にやさしい買い物キャンペーン」には 46 都道府県、53 社 (45,559 店舗) の流通業者等が参加した。 3 R 促進ポスターコンクールには 8,931 点の応募があった。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 「環境にやさしい買い物キャンペーン」への参加都道府県数は、45 都道府県 (平成 21 年度) から 46 都道府県 (平成 22 年度) へ増加した。流通業者等の参加数は伸びなかつたため、さらに参加数が増加するよう効果的な取組を実施する必要がある。また、平成 22 年度の 3 R 促進ポスターコンクールへの応募数は、前年度とほぼ同数であり、普及・啓発が図られた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組を踏まえ、国民、関係主体の 3 R 行動が高度化するよう新たな施策と組み合わせ、継続的に実施する。

しに向けての考え方	
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 143 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 144 番	
具体的施策	ウェブマガジン「リ・スタイル(Re-Style)」を定期的に発行し、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図ります。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課循環型社会推進室
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著名人によるインタビュー、環境イベントの取材や日常生活においてできることを題材としたコラム等「リ・スタイル」において情報を更新するとともに、メールニュースを配信する等 3R に係る普及啓発図る。 <p>[参考指標]</p> <p>「リ・スタイル」の更新回数、配信登録数、アクセス数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・著名人によるインタビュー、環境イベントの取材や日常生活においてできることを題材としたコラム等「リ・スタイル」において情報の更新、メールニュースの配信等 3R に係る普及啓発図った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 <ul style="list-style-type: none"> ・著名人によるインタビュー、コラム等「リ・スタイル」の情報をこれまでに 39 回発信した。 ・月に 2 回程度約 5,000 人にメールニュースを配信した。 ・月に約 20,000 のアクセスがあった。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 <ul style="list-style-type: none"> ・「リ・スタイル」におけるコラム等の更新回数を増やしコンテンツの充実を図ったことにより、サイトへの月平均アクセス数は、約 16,000 (平成 21 年度) から約 20,000 (平成 22 年度) へ増加した。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針(平成 23 年度を含む。) 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 144 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 145 番	
具体的施策	各種リサイクル法の普及啓発のため、ポスター・パンフレット等を作成し、一般国民・関係機関に配布します。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	容器包装リサイクル法第 5 条第 4 項、家電リサイクル法第 7 条第 3 項、建設リサイクル法第 7 条第 2 項、食品リサイクル法第 5 条第 3 項、自動車リサイクル法第 6 条第 3 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・各種リサイクル法の普及啓発に取り組む。</p> <p>[参考指標] 説明会等の開催場所・実施回数・頻度、時期、参加者数、パンフレットの配布数、HP への掲載</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・各種リサイクル制度に対する理解を深めるため、法の普及、周知を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・不要となったテレビの適正排出を呼び掛けるパンフレットの作成、容器包装廃棄物排出抑制の普及啓発用小冊子の改訂、食品リサイクル法のあらましや食品循環資源の再生利用等の優良事例を紹介するパンフレットの作成等、リサイクル法についてパンフレットやホームページの作成、リニューアルを行った。また、都道府県、市町村、関係省庁等と協力し、パンフレットの配布やホームページへの掲載を行う等、各種リサイクル法につき広報を行った。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・法の普及、周知は継続的に行われている。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、法の普及、周知を継続的に行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 145 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 146 番	
具体的施策	<p>家庭生活から排出される CO2 削減等のエコライフを推進するために、 • ウェブサイト上で利用できる「環境家計簿」により、各世帯が光熱水量の使用料を家計簿に記録して、CO2 削減状況等をグラフ等で閲覧することができるなど、家庭から CO2 削減等のエコライフに役立つ情報を発信します。</p> <p>• さらに、全国の家庭から、エコライフに関する活動の内容や成果を我家の「eco 宣言☆」として募集し、優れた活動に取り組んだと認められた家庭に対して表彰を行い、その活動を広く全国に発信します。</p>
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境経済課環境教育推進室
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」 • 新規企業・業界団体や自治体への団体登録参加の呼びかけ等を実施 • より利用しやすいウェブサイトを年度中に再構築</p> <p>2. 上記 1 以外の実施予定 • 「エコファミリー」に広く参加してもらうため、個人登録の拡大だけでなく、企業等や自治体単位での団体登録を推進し、その構成員や関係者に参加を促す。(工程表 1 つ目の「・」の具体化) • 参加を促し、より一層活発な情報交換の場となるような、ウェブサイトの再構築を図る。(工程表 2 つ目の「・」の具体化)</p> <p>[参考指標] エコファミリーの登録ユーザー数、参加企業・団体数、ウェブサイトのアクセス数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>• 平成 22 年 7 月にウェブサイトの内容について抜本的な改善を行った。具体的には、より継続的に環境家計簿への参加を促す仕組みを構築したり、エコライフ実践のためのカード形式のヒント集(毎日更新)を設置するなど情報提供の更新頻度等を向上させた。さらにエコアイデアを披露したり、投票することができる参加型・双方向のコーナーを設置した。</p> <p>• 既に自治体や民間企業(約 800 社・事業所)との連携を図っており、連携企業等において社員への「エコファミリー」への参加・登録の呼びかけ、環境家計簿等の環境教育ツールとしての活用等をしていただけるよう呼び掛けを行った。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • ウェブサイトの再構築により、視覚的な改善をはじめ、利用者の継続的な利用につながる様々な改善が行われた結果、ウェブサイトの利用促進が図られたと考える。 • 企業及び自治体へのヒアリング活動や、積極的にエコ活動に取組む企業等を集めた意見交換会を開催するなど、継続的な連携が図られたと考える。</p> <p>2. 上記 1 以外の達成状況 —</p>

	<p>3. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業開始時の平成 16 年度には約 300 世帯がエコファミリーとして登録された程度であったが、平成 22 年度末で約 15 万 3 千世帯が登録をしている。 <p>4. 上記以外の評価</p> <p>—</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は平成 22 年 11 月の行政刷新会議「事業仕分け」によって国の事業としては「廃止」との評価結果を受けたため、この結果を真摯に受け止め、平成 23 年度は予算措置していない。 なお、同事業の「環境家計簿」のコンテンツは、環境省のホームページにおいて、自治体や継続使用を希望するユーザーが、ダウンロード等により活用できるようにしている。
備考	平成 22 年 11 月 16 日に行われた事業仕分けの結果、本施策は廃止されることとなった。

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 146 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	事業仕分けの結果、廃止。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 147 番	
具体的施策	<p>生物多様性に配慮した商品・サービスや農林水産物を紹介する展示会の開催、消費活動を含んだ日常生活における生物多様性の取組を分かりやすく示したリストの公表などを通じ、消費者への情報提供を実施します。さらに、生物多様性民間参画ガイドラインの活用推進など、事業者の生物多様性に配慮した取組を推進します。</p> <p>また、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」について、事例集及び活用のための手引きの提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進します。</p>
担当省庁等	農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室 農林水産省環境バイオマス政策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	生物多様性基本法第 19 条第 1 項及び第 2 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費活動を含んだ日常生活における生物多様性の情報を消費者に分かりやすく提供する。 <p>[参考指標]</p> <p>展示会への出展頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の生物多様性に配慮した取組を推進する。 <p>[参考指標]</p> <p>生物多様性民間参画ガイドラインの講演回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生きものマーク」について、農林水産業と生物多様性の関係についての国民理解を促進する。 <p>[参考指標]</p> <p>シンポジウムの開催回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「メッセナゴヤ 2010」、「エコプロダクト 2010」、「生物多様性交流フェア」等、各地で開催された展示会への出展を行った（計 10 回、延べ 39 日間実施） ・企業、NPO、消費者等を対象とした各種環境セミナーより講演依頼を受け、生物多様性民間参画ガイドラインの講演を行った（計 13 回実施）。 ・消費者を対象とした農林水産業と生物多様性に関するシンポジウム（全国各地で 7 回実施、延べ約 1,250 人が参加）及びイベント（計 3 回）での展示により「生きものマーク」の取組を紹介した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示会への出展では、パネル掲示、パンフレット配布等による情報提供とともに、生物多様性保全のための取組を宣言してもらう「MY 行動宣言」を働き掛け、多くの一般市民に訪れていただいた。 ・生物多様性民間参画ガイドラインの講演では、ガイドラインの紹介だけでなく、生物多様性と企業との関わりについて意見交換も行い、より理解を深めていただくことができた。 ・農林水産業と生物多様性に関するシンポジウムでは、農林水産省生物多様性戦略検討委員の基調講演、地域における様々な生物多様性保全の取組について発表、パネルディスカッションを実施し、「生きものマーク」の取組を紹介しつつ農林水産業と生物多様性との関わりについてより理解

	<p>を深めていただくことができた。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2010 年は、国連の定めた国際生物多様性年であり、また、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) の開催年であったため、展示会及び講演の機会が例年になく多かった。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度同様、継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 147 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 148 番	
具体的施策	<p>有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し推進します。</p> <p>特に、有機農産物など環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進し、有機農業の推進に資する観点から、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の产地等を紹介するポータルサイトの開設、产地における消費者との交流等を図ります。</p> <p>また、有機農産物の生産・流通の拡大を促進するため、有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行います。</p> <p>更に、土づくりと化学肥料・農薬の低減に一体的に取り組む農業者であるエコファーマーのネットワーク化を進め、消費者の理解や関心を高めるための活動等を推進します。</p>
担当省庁等	農林水産省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	農林水産省生産局農業環境対策課（上・下段） 農林水産省 消費・安全局 表示・規格課（中段）
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	<u>上・下段（有機農業の推進関係）</u> 有機農業の推進に関する法律 第 10 条、第 11 条 <u>中段（JAS 制度の啓発関係）</u> 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 第 7 条、第 19 条の 15 等
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p><u>上・下段（有機農業の推進関係）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 法令等に即した有機農業の推進。特に、環境に配慮した農産物について、消費者の正しい理解を促進する。 エコファーマーのネットワーク化を進める。 <p><u>中段（JAS 制度関係）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 有機 JAS 制度について、表示の適正化を図るとともに、有機 JAS 制度を解説したパンフレットを作成し、有機関係イベント等で消費者等に配布する。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>有機農業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 有機農業の普及推進のため、全国 7 箇所で約 3 万 6 千名の消費者等の参加を得ながら、セミナーや消費者交流型の施策説明会を実施した。 エコファーマーネットワークの会員数の拡大を進めるとともに、ネットワーク研究会において、消費者・実需者との交流を行った。 <p>有機 JAS 制度</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方農政局等の職員が小売店舗等に対する巡回調査を実施し、表示の適正化を図った。 有機 JAS 制度を解説したパンフレットを作成し、有機食品取扱店舗等を通じて消費者等に配布した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機農業・有機農産物等について、消費者の正しい理解の促進に資するセミナーの開催等については、工程表に則した取組を実施した。 地方農政局等の職員が小売店舗等に対する巡回調査を実施し、表示の適正化を図った。 有機 JAS 制度のパンフレットの作成・配布により、消費者等への啓発を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ・エコファーマーのネットワーク組織を9月に結成するとともに、消費者の参加を得ながら各地で研究会を開催した。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機農業の啓発を図るセミナー等への参加者が前年に比べ、約1万名増加しており、効果的に消費者等へ啓発ができた。 ・エコファーマーのネットワークの会員数は23年3月末現在4,858名となり、前年より2,802名増加した。また、6ブロックで開催したエコファーマー研究会に42名の消費者が参加した。 <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・有機農業・有機農産物等の消費者等への普及啓発について、平成22年度の取組の有効性を評価し、平成23年度も引き続き実施する。 ・有機農業の普及啓発等に関する基本の方針を定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」について、平成23年度から見直しの必要性を検討する。 ・有機JAS制度について、平成23年度以降も引き続き、表示の適正化を図るとともに、消費者等への啓発を行う。 ・各地で開催するエコファーマー研究会等に消費者の参加を呼びかけていく。また、エコファーマーのPRと消費者の意向把握を兼ねて農産物の展示・販売を検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 148番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 149 番	
具体的施策	住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能について的確に情報提供を行えるよう、住宅が省エネルギー基準に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図ります。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 86 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 ・住宅の省エネルギー施策に関する説明会等において、住宅省エネラベルの情報提供を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 普及促進のための取組状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の省エネルギー施策に関する説明会等において、住宅省エネラベルの情報提供を行った。 ・開催回数：全 13 回
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表に定められた事項はすべて実施。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・住宅省エネラベルの普及啓発を通じて、「住宅事業建築主の判断の基準」への適合が促され、「住宅事業建築主の判断の基準」適合性評価物件数が、434 件（平成 21 年度末）から 6,449 件（平成 23 年 3 月末現在）となった。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・住宅の販売や賃貸を行う事業者が消費者に対して住宅の省エネルギー性能について的確に情報提供を行えるよう、「住宅事業建築主の判断の基準」に適合していることを表示する住宅省エネラベルの普及促進を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 149 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 150 番	
具体的施策	「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」が広く使われるよう普及活動を継続的に実施します。
担当省庁等	国土交通省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	国土交通省住宅局住宅生産課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕 CASBEE に関する公開セミナー等において、情報提供を継続的に実施</p> <p>〔参考指標〕 普及活動の状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 7 月と 9 月に「CASBEE 公開セミナー」を開催し、CASBEE のユーザーに対して改訂内容等に関する情報提供を行った。 平成 22 年 12 月に「CASBEE 等地方公共団体連絡会議」を開催し、CASBEE を活用している地方公共団体における取組状況の紹介等の情報提供を行い、今後 CASBEE の活用を予定している地方公共団体との情報交換を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 工程表に定められた事項はすべて実施。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 • CASBEE を導入している地方公共団体数が 16（平成 21 年度末）から 23（平成 23 年 3 月末現在）となった。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」が広く使われるよう普及活動を継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 150 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 151 番	
具体的施策	食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関する優れた取組を表彰（「食品リサイクル推進環境大臣賞」）し、全国に紹介することで、さらなる取組の推進、普及啓発を図ります。
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	食品リサイクル法第 5 条第 3 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・食品リサイクルの更なる取組の推進、普及啓発を図る。</p> <p>[参考指標] パンフレット等の配布箇所数、配布数、HPへの掲載、環境大臣賞を受賞した取組などの優良事例の紹介状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・食品リサイクル法のあらましや食品関連事業者等による食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制等に関する優良事例を紹介するパンフレットを 2 種各 1 万部作成し、47 都道府県及び 8 地方環境事務所等に配布した。</p> <p>・食品関連事業者等に対して優良事例の紹介等を行う説明会を 4 箇所開催した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・パンフレットを都道府県等を通じて配布するとともに、説明会を開催することにより、普及啓発を実施した。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 20 年度より行ってきた、より効果的な普及啓発方策の検討を踏まえ、新たにパンフレットを作成・配布するとともに、説明会を開催することで、更なる取組の推進を図ることができた。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・引き続き、食品リサイクルの更なる取組の推進、普及啓発を図る。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 151 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 152 番	
具体的施策	<p>環境ラベルなど事業者等の自己宣言による環境情報の提供に関し、その方法や内容等望ましい在り方について検討するとともに、環境表示ガイドラインを適宜改訂します。</p> <p>なお、「グリーン購入法適合」と表示される環境ラベルも多くあることから、特定調達品目に関する情報についても提供できるよう、環境表示ガイドラインの改訂に際し留意します。</p>
担当省庁等	環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	環境省総合環境政策局環境経済課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律 附則第 2 項
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 22 年度分の「工程表」〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入法に規定された対象品目ごとの「判断の基準」に関して、適合を確認する手法やトレーサビリティといった信頼性確保方策及び情報提供方法について検討し、別冊の信頼性確保ガイドラインとして取りまとめる。 また、環境表示ガイドラインのポイントも併せて解説したパンフレットを作成する。 <p>〔参考指標〕</p> <p>環境表示の情報提供の望ましい在り方や信頼性確保についての検討会の回数・頻度・内容</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 1 月 12 日から検討会を開催（全 7 回、平成 22 年度は 4 回）し、特定調達物品等を市場に供給する事業者に求められる信頼性確保方策及び情報提供方法について、別冊のガイドラインとして取りまとめた。 ・平成 21 年度に改訂した「環境表示ガイドライン」と別冊のガイドラインの両方のポイントをまとめたパンフレットを作成した。 ・平成 23 年 2 月末に信頼性確保方策及び情報提供方法についてのセミナーを実施した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・信頼性確保方策及び情報提供方法について検討した結果をガイドラインやパンフレットに取りまとめ、セミナーで周知する等、工程表に従った取組を実施することができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・環境表示の根拠となる信頼性確保方策について別冊のガイドラインを別途策定したことにより、望ましい環境表示に向けた取組の幅を広げることができた。 3 . 上記以外の評価 ・従来は規格のなかった古紙パルプや再生プラスチックの配合品に関する科学的調査手法を開発し、別冊のガイドラインの付属資料として取りまとめた。
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な動向（ISO 規格の改定）を注視しつつ、有識者及び業界団体を交え、グリーン購入法に規定された 19 分野ごとの具体的な信頼性確保方策の詳細を順次検討・策定する。こうした取組を積極的に周知するため、ガイドラインに反映していく。

	・信頼性確保方策及び情報提供方法に関するセミナーを全国規模で実施するなど、信頼性確保ガイドライン及び環境表示ガイドラインの普及促進に引き続き努める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 152 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 153 番	
具体的施策	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	平成 22 年度中に結論を得ます。
担当部局・課・室名	消費者庁政策調整課、総務省総合通信基盤局消費者行政課、経済産業省商務情報政策局情報経済課、商務流通グループ消費経済政策課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度前半に検討すべき課題を抽出、後半に海外事例の収集等を行い、総合的な検討の結論を得る。 <p>[参考指標] 「インターネット消費者取引研究会」における検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・平成 22 年 8 月から「インターネット消費者取引研究会」を開催し、インターネットでの消費者取引に関して、総合的な検討を行った。合計で 8 回の会合を開き、平成 23 年 3 月、取りまとめを公表した。</p> <p>なお、「越境取引における消費者トラブルの解決に向けた国際的取組に関する調査」の結果を、当該研究会で紹介した（施策番号 171 番関連）。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度分について、工程表に沿った取組を実施。 上記取りまとめに基づき、インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向け、来年度以降の新たな取組方針を設定することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット取引に係る消費者の安全・安心の確保の在り方について、消費者の視点から総合的な検討を行うことができた。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本施策は、「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」（平成 23 年 3 月）の取りまとめにより、実施済み。 今後は、「インターネット消費者取引研究会」の取りまとめに盛り込まれた内容を、以下の重点事項を中心に、着実に実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」（仮称）の運営
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	実施済み。 (平成 23 年 3 月「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」の取りまとめ)

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 153-2 番（新規追加）	
具体的な施策	インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営
担当省庁等	消費者庁、総務省、経済産業省
実施時期	及び：平成 23 年度中に開始します。 平成 23 年度中に実施します。 継続的に実施します。 平成 23 年度中に着手します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 154 番	
具体的施策	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。
担当省庁等	消費者庁、総務省
実施時期	平成 22 年度中に結論を得ます。 継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁表示対策課、総務省消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 消費者庁及び消費者委員会設置法第 4 条第 12 号
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・総務省と連携し、特定電子メール法の施行状況について検討し、必要な措置を講ずる。 ・特定電子メール法を厳正に運用する。 [参考指標] 検討の場を設け平成 22 年度中に一定の結論を得る。執行件数。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年 9 月 16 日より「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討 WG」（主査 新美育文明治大学教授）を開催し、制度の見直しや技術的対策など総合的な迷惑メールの対策の検討を行っている。 ・平成 22 年度においては、7 件の措置命令を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討 WG」において、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討中（平成 23 年 3 月中に提言（案）を取りまとめる予定だったが、東日本大震災のため、WG の開催を延期）。 いわゆる「迷惑メール」の送信等による電子メールの送受信上の支障を防止し、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図ることは必要不可欠である。 平成 22 年度においては、7 件の措置命令を行う等、特定電子メール法違反行為に対し厳正に対処しており、良好な電子メールの利用環境の整備について適切な対応を行った。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 22 年度においては、前年度より多い 7 件の措置命令を行い、前年度に比較してより一層厳正な法執行を行った。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用する等、「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討 WG」提言を踏まえた措置を講じます。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 154 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	検討の結果（注 154）を踏まえ、平成 23 年度中に、所要の措置を講じます。 継続的に実施します。

（注 154）「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」（平成 22 年 9 月以降開催）における提言

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 155 番	
具体的施策	迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促します。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。 〔参考指標〕 送信元プロバイダへの通知件数
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・送信元プロバイダへの通知件数 38,577 件（平成 22 年度）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・調査端末で受信した違法な迷惑メールについて、送信元プロバイダへの迅速な通知を実施した。平成 22 年 9 月からは、送信元プロバイダの分析等の作業の一部を自動化することにより、プロバイダへの通知の更なる迅速化を図った。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・分析の一部自動化などにより作業の効率化を図り、昨年度以上の通知を実施した。 送信元プロバイダの分析を一部自動化したことにより、実施件数が 10,901 件（平成 21 年度）から 38,577 件（平成 22 年度）に増加した。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、送信元プロバイダに通知することにより、プロバイダによる迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 155 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 156 番	
具体的施策	インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施します。
担当省庁等	警察庁
実施時期	平成 22 年度に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、情報セキュリティに関する講習を通じた注意喚起を推進する。 <p>[参考指標] インターネットオークション詐欺に係る検挙件数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進し、平成 22 年中のインターネットオークション詐欺に係る検挙件数は 677 件であった。 ・都道府県警察による情報セキュリティに関する講習等を通じた、インターネットオークションに係る犯罪に関する注意喚起を推進した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットオークションに係る犯罪について、工程表のとおり取締り及び注意喚起を適切に推進することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットオークション詐欺に係る検挙件数は平成 21 年と比べ 155 件増加しており、取締りが適切に推進されている。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・取締りの推進により検挙件数は増加しているものの、インターネットオークションに係る犯罪は依然として発生しているため、引き続き取締り及び注意喚起を推進する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 156 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 23 年度に実施します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 157 番	
具体的施策	<p>フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進します。</p> <p>送信ドメイン認証技術等のフィッシング対策にも有効な技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援します。</p> <p>フィッシング被害を防止するため、関係機関と連携して「フィッシング対策協議会（以下、協議会）」を運営し、積極的な情報収集・提供、共有を行い、協議会会員を中心に対策実施を促進するとともに、一般消費者に対しても情報提供・注意喚起を行います。</p>
担当省庁等	警察庁、総務省、経済産業省
実施時期	及び：平成 22 年度に実施します。 継続的に実施します。
担当部局・課・室名	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課、総務省総合通信基盤局消費者行政課、経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <p>情報セキュリティに関する講習を通じたフィッシングに関する注意喚起を推進するとともに、不正アクセス事犯の取締りを推進する。</p> <p>[参考指標]</p> <p>フィッシングに係る不正アクセス事犯の検挙件数</p> <p>フィッシング対策にも有効な技術的対策について、普及促進が円滑に取り運ぶよう支援する。</p> <p>[参考指標]</p> <p>取締り件数、平均処理期間、注意喚起件数・方法、消費者の認知度（アンケート）支援内容・件数、頻度、フィッシングに係る調査回数、協議会会員への情報提供回数・頻度、一般消費者に対する情報提供・注意喚起件数・頻度</p> <p>フィッシング対策協議会において情報収集・提供、共有、対策実施の促進を行い、一般消費者に対する情報提供・注意喚起を行う。</p> <p>[参考指標]</p> <p>フィッシング対策協議会ホームページの更新回数、セミナーに対するアンケート実施による満足度、フィッシング対策協議会ホームページ閲覧数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを推進し、平成 22 年中の検挙件数は 1,411 件であった。</p> <p>都道府県警察による情報セキュリティに関する講習等を通じた、フィッシングに関する注意喚起を推進した。</p> <p>フィッシング対策にも有効な送信ドメイン認証技術に関し、迷惑メール対策推進協議会と連携し、平成 22 年 7 月に、「なりすましメール撲滅プログラム」及び「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」を公表した。また、送信ドメイン認証技術の導入を促すため、自治体や業界団体等に対する説明会を実施した。</p> <p>フィッシング対策協議会ホームページの更新回数：80 回</p> <p>Web サイト更新実績は、フィッシング事例（緊急情報、注意喚起を含む。）、有識者インタビュー、月次レポート、ニュースサイト記事などの新規掲載数の合計である</p> <p>セミナーに対するアンケート実施による満足度</p> <p>東京会場：78.9%</p>

	<p>大阪会場：72.4% 福岡会場：83.4%</p> <p>アンケートにおける満足度は、回答があったうち、「大変満足」、「ほぼ満足」と回答した者の割合である。東京会場については約 136 名、大阪会場については約 28 名、福岡会場については約 27 名の参加申込みがあった。満足に至らなかった点としては、外国人スピーカーの同時通訳が聞き取りにくいことや会場の選定（プロジェクトが見えにくい）などの運営面の課題が影響した可能性がある。</p> <p>フィッシング対策協議会ホームページ閲覧数：1,137,962(11 ヶ月分)</p> <p>平成 22 年 4 月～平成 23 年 2 月の間の実績に基づく予測値。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>工程表に従い、フィッシングに関する注意喚起を行うとともに、フィッシングに係る不正アクセス事犯の取締りを適切に推進することができた。</p> <p>フィッシング対策にも有効な送信ドメイン認証技術に関し、迷惑メール対策推進協議会と連携し、「なりすましメール撲滅プログラム」及び「送信ドメイン認証技術導入マニュアル」の公表や説明会の実施等、普及促進のための適切な対応を行った。</p> <p>フィッシング対策協議会を通じて積極的に得られた情報を基に、同協議会のホームページを 1 ヶ月当たり約 7 回更新すること等により、情報収集・提供、共有、対策実施の促進を行い、工程表に従った取組みを実施することができたと考えている。</p> <p>また、同ホームページが 1 ヶ月当たり約 10 万回閲覧されたことなどにより、一般消費者に対する情報提供・注意喚起が行われていると考えている。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>フィッシングに係る不正アクセス事犯の検挙件数は平成 21 年と比べ 673 件減少している。しかし、これは 1,925 件と多数の不正アクセス行為を行っていた被疑者グループを検挙したことから、平成 21 年中の検挙件数が大幅に押し上げられたものであり、平成 22 年も取締りは適切に推進されていると考える。</p> <p>新たに「なりすましメール撲滅プログラム」及び「送信ドメイン認証マニュアル」を作成し送信ドメイン認証技術の理解が円滑に進むよう努めた。また、昨年度は開催しなかった自治体や業界団体等にむけた説明会を 8 回開催し、送信ドメイン認証技術の一層の普及促進に努めた。</p> <p>平成 22 年度では、フィッシングサイトに関する情報の提供先となるフィッシング対策を行っている事業者を増やすことにより、フィッシング対策を更に強化することができた。</p> <p>また、ウェブサイトのデザインを変更することにより、消費者が更容易にフィッシング関連の情報を入手できるようにすることができた。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>フィッシングに係る犯罪が依然として発生していることから、引き続き取締り及び注意喚起を推進する。</p> <p>引き続き、フィッシング対策にも有効な送信ドメイン認証技術等の技術的対策について、その普及促進が円滑に取り運ぶよう支援する。</p> <p>平成 23 年度においても、フィッシング対策協議会の活動を適切なものにするための検討会を引き続き開催する予定であり、消費者向けの対</p>

	策を含めたフィッシング対策協議会の活動を適切なものにするための考え方を取りまとめ、平成 23 年度以降の取組に反映する予定である。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 157 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	平成 23 年度に実施します。 継続的に実施します。 平成 23 年秋を目途に活動方法の考え方に関する結論を得て、平成 24 年度からの実施を目指します。

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 158 番	
具体的施策	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組みます。
担当省庁等	内閣府
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(青少年環境整備担当)
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成 20 年法律第 79 号) 第 4 条、第 7 条、第 3 章、第 30 条、附則第 3 条
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のインターネット利用実態等について調査を実施しつつ、青少年やその保護者に対する啓発活動を推進する。 ・アメリカ及びドイツにおける現状や取組等について調査を実施しつつ、国際協力にも積極的に取り組む。 ・基本計画に盛り込まれた施策の取組状況についてフォローアップを行う。 ・法附則第 3 条に基づく必要な措置を平成 23 年度中に行うため、検討を開始する。 <p>[参考指標]</p> <p>青少年や保護者に対する啓発活動の内容、関連調査の実施状況、違法・有害情報対策に関する国際協力の内容、基本計画のフォローアップの実施状況、法附則第 3 条に係る検討の実施状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度青少年のインターネット利用環境実態調査を実施(平成 22 年 9 月)。 ・青少年のゲーム機等の利用実態調査を実施(平成 22 年 12 月)。 ・青少年のインターネットの適切な利用に係る広報資料を都道府県・政令指定都市や家電量販店等に配布するなど、広報啓発活動を実施(通年)。 ・卒業・入学・進級による携帯電話の購入・買替時期において、関係府省庁の緊密な連携の下、フィルタリング普及のための取組等を総合的・重点的に行うため、「フィルタリングの普及に関する関係閣僚懇談会」を開催し、「青少年の携帯電話にフィルタリングを普及させるための緊急対策」について関係閣僚間で合意(平成 23 年 3 月)。 ・アメリカ・ドイツにおける青少年のインターネット環境整備状況等調査を実施(平成 22 年 6 月～12 月)。 ・O E C D 情報・コンピュータ・通信政策委員会情報セキュリティ・プライバシー作業部会第 29 回会合に参加(平成 22 年 12 月)。 ・基本計画に盛り込まれた施策について平成 21 年度の取組状況のフォローアップを実施(平成 22 年 7 月)。 ・法の施行状況等について、内閣府に設置されている「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」での検討を実施(平成 22 年 10 月、同年 12 月、平成 23 年 2 月)。
平成 22 年度の具体的施策	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況

の実施状況に関する検証・評価	<p>・上記のとおり、法及び基本計画に基づく取組につき、関係省庁や関係団体等と連携した推進ができた。</p> <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・青少年のインターネット利用環境実態調査について平成21年度調査結果と平成22年度調査結果とを比較すると、携帯電話におけるフィルタリングの利用率（48.2% 59.6%）や家庭のルールの設定率（60.7% 69.2%）は上昇しているものの、更に高める余地があり、また、法の認知率は依然として低水準にとどまっていることから（30.9% 35.3%）引き続き取組が必要である。</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<p>・関係省庁や民間団体と連携のうえ、法及び基本計画に基づく取組を引き続き推進するとともに、法附則第3条に係る検討を引き続き実施する。</p>
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 158 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 159 番	
具体的施策	近年、インターネット、携帯電話等の ICT メディアに関連した子どもの事件が頻発している状況を踏まえ、インターネット通信販売サービスやインターネットオークションの注意点、架空請求メールへの対処方法など、子どもによる ICT メディアの健全な利用を促進するため、ICT メディアリテラシー育成のための指導マニュアルや教材からなる「ICT メディアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省情報流通行政局情報通信利用促進課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・「ICT メディアリテラシー育成プログラム」を開発・公開し、その普及と充実を図る。 [参考指標] 小学校高学年を対象とした教材の公開状況、活用状況及び中・高校生を対象とした開発した教材の公開状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 21 年度から引き続き、小学校高学年を対象とした教材をウェブ上に公開した。 ・平成 21 年度に開発した中・高校生を対象とした教材をウェブ上に公開した。 ・中・高校生を対象とした新たな教材を開発した。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・工程表どおり教材の開発・公開を行った。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、子どもによる ICT メディアの健全な利用を促進するため、「ICT メディアリテラシー育成プログラム」の普及と充実を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 159 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 160 番	
具体的施策	電気通信分野において、本人からの求めに応じて自主的に事業者が勧誘を行わないようにするなど、勧誘の適正化を図ります。 また、ガイドラインに基づき、電気通信分野において、適合性の原則を踏まえて勧誘の適正化を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・電気通信分野において、勧誘の適正化を図るため、平成 22 年度中に一定の結論を得られるよう、総合的な検討を行う。 [参考指標] 「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の「電気通信サービス利用者WG」における検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年 9 月から、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のために、「電気通信サービス利用者WG」を開催した（7 回開催）。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年 9 月から「電気通信サービス利用者WG」を計 7 回開催し、「電気通信サービス利用者懇談会」の提言（平成 21 年 2 月公表）を受けた行政、業界団体及び各事業者における利用者利益の確保に向けた取組の評価を行い、今後必要な取組について検討を行っており、適切に実施している。 - 昨今の急速な電気通信サービスの環境変化を踏まえ、消費生活センター（81箇所）へのヒアリング、パブリックコメントを実施し、電気通信サービスに関する新たな課題について、取りまとめた。 - 上記の取りまとめ結果及び PIO-NET に登録された相談の定量的・定性的な分析を実施した。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年の「電気通信サービス利用者懇談会」の提言に基づく、行政、業界団体等の各種の取組の評価・検証を行うとともに、提言後の電気通信サービスの進展に伴う必要となる対応について、検討を行うことができた。 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「電気通信サービス利用者WG」における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成 23 年夏頃までにまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 160 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 161 番	
具体的施策	消費者に対する情報提供義務を定めている法令、ガイドライン等に基づき、電気通信分野において、消費者取引における情報提供の適正化を図ります。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・電気通信分野において、消費者取引における情報提供の適正化を図るため、平成 22 年度中に一定の結論を得られるよう、総合的な検討を行う。 [参考指標] 「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の「電気通信サービス利用者 WG」における検討状況
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・平成 22 年 9 月から、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のために、「電気通信サービス利用者 WG」を開催した（7 回開催）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・平成 22 年 9 月から「電気通信サービス利用者 WG」を計 7 回開催し、「電気通信サービス利用者懇談会」の提言（平成 21 年 2 月公表）を受けた行政、業界団体及び各事業者における利用者利益の確保に向けた取組の評価を行い、今後必要な取組について検討を行っており、適切に実施している。 - 昨今の急速な電気通信サービスの環境変化を踏まえ、消費生活センター（81箇所）へのヒアリング、パブリックコメントを実施し、電気通信サービスに関する新たな課題について、取りまとめた。 - 上記の取りまとめ結果及び PIO-NET に登録された相談の定量的・定性的な分析を実施した。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 ・平成 21 年の「電気通信サービス利用者懇談会」の提言に基づく、行政、業界団体等の各種の取組の評価・検証を行うとともに、提言後の電気通信サービスの進展に伴う必要となる対応について、検討を行うことができた。 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・「電気通信サービス利用者 WG」における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成 23 年夏頃までにまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 161 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 162 番	
具体的施策	「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局情報経済課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂作業を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>準則の改訂内容、準則改訂のために開催した検討会の回数・内容</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行った。さらに、平成 23 年春にも「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行うため、平成 22 年 10 月から検討を行っており、改訂案について平成 23 年 3 月から 4 月にかけてパブリックコメントを募集している。 ・これらの改訂の検討に当たっては、事業者、消費者団体、関係省庁等を集めた検討会を開催し、準則の改訂に対する要望、意見等を聴取し、改訂（案）に反映させた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年 10 月に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂では、「消費者と事業者の間の取引についての国際裁判管轄及び適用される法規」等の論点の記述の修正を行った。 ・また、平成 23 年春に「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂を行うため、「ウェブサイトの利用規約の契約への組入れと有効性」、「未成年者による意思表示」、「インターネット通販における返品」等の論点について検討を行い、改訂案について平成 23 年 3 月から 4 月にかけてパブリックコメントを募集している。 ・以上の 2 回の改訂を行うため、平成 22 年度は、「産業構造審議会情報経済分科会ルール整備小委員会」（計 3 回）「電子商取引及び情報財取引等に関する法的問題検討会」（計 3 回）「電子商取引作業部会」（計 6 回）及び「情報財取引作業部会」（計 4 回）を開催した。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の中で、過去に策定されて古くなっている論点についても、見直しを行い、必要に応じて修正を行った。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度第 1 四半期には、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の新たな改訂版を公表する。その後、引き続き事業者、関係省庁等との意見交換を行いつつ、更なる改訂の検討を開始する。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 162 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 163 番	
具体的施策	電気通信消費者支援連絡会を、本省及び各地方局において継続的に年複数回開催し、電気通信サービスに関する消費者支援の在り方についての意見交換を踏まえ、消費者問題への機動的な対応を行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] • 各総合通信局において電気通信消費者支援連絡会を 2 回開催する。</p> <p>[参考指標] 「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の「電気通信サービス利用者WG」における検討状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>• 平成 22 年度、全国の総合通信局等 (11 局) において、電気通信消費者支援連絡会を 2 回開催した。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 • 平成 22 年度において、各総合通信局等は、年 2 回の電気通信消費者支援連絡会を開催し、行政・事業者の取組や電気通信サービスに関するトラブル事例について、関係者間（総合通信局、消費生活センター、業界団体及び事業者）で意見交換を行い、連携強化を図ることができた。 • また、平成 22 年 10 月には、全国 81箇所の消費生活センターを訪問し、電気通信サービスのトラブルの実態等についてヒアリング調査を行い、「電気通信サービス利用者WG」における検討事項の参考とした。消費生活センターへのヒアリングの結果、電気通信消費者支援連絡会に対しては高い評価が得られた。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 本年度から地方版の電気通信消費者支援連絡会を開催したことで、各地域の消費生活センターとの間で連携強化を図ることができ、地域の特性を踏まえた利用者対応の向上を図ることにつながっている。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信消費者支援連絡会を引き続き実施する。 また、「電気通信サービス利用者WG」の提言（平成 23 年夏頃予定）を踏まえた取組強化を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 163 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成22年度)**

施策番号 164 番	
具体的施策	様々な電気通信サービスが日常生活や経済活動に必要な社会基盤となっている状況の下で、これまでの総務省の取組を踏まえ、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のための取組を継続して行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	総務省総合通信基盤局消費者行政課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成22年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成22年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気通信サービスにおける利用者利益の確保のために、平成22年度中に一定の結論を得られるよう、総合的な検討を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の「電気通信サービス利用者WG」における検討状況</p>
平成22年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月から、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のために、「電気通信サービス利用者WG」を開催した（7回開催）。
平成22年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成22年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月から「電気通信サービス利用者WG」を計7回開催し、「電気通信サービス利用者懇談会」の提言（平成21年2月公表）を受けた行政、業界団体及び各事業者における利用者利益の確保に向けた取組の評価を行い、今後必要な取組について検討を行っており、適切に実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 昨今の急速な電気通信サービスの環境変化を踏まえ、消費生活センター（81箇所）へのヒアリング、パブリックコメントを実施し、電気通信サービスに関する新たな課題について、取りまとめた。 上記の取りまとめ結果及びPIO-NETに登録された相談の定量的・定性的な分析を実施した。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年の「電気通信サービス利用者懇談会」の提言に基づく、行政、業界団体等の各種の取組の評価・検証を行うとともに、提言後の電気通信サービスの進展に伴う必要となる対応について、検討を行うことができた。 <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成23年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 「電気通信サービス利用者WG」における議論を継続し、利用者利益の確保に向けた取組に必要な方策の提言を平成23年夏頃までにまとめた上で、これを踏まえた取組を継続して実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 164 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 165 番	
具体的施策	「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課個人情報保護推進室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度の周知徹底・苦情の円滑処理の推進等 <p>[参考指標]</p> <p>リーフレット配布部数、法の施行状況に関する報告の概要の公表時期・冊子の配布部数、説明会・講演会の参加者数、説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・法の施行状況（平成 21 年度）に関する報告を取りまとめ、平成 22 年 8 月に概要を公表した。冊子を地方自治体等の関係機関に 3,000 部配布した。 ・個人情報保護法リーフレットを平成 22 年 11 月に作成し、関係機関に 40 万部配布した。 ・個人情報保護法説明会を全国 13 都道府県で開催し、約 3,100 人の方に参加いただいた。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <p>・リーフレット等の広報資料を配布したところ、非常に分かりやすいと好評で、追加で配布して欲しいという要望が数多くあった。また、説明会の参加者に対して行ったアンケートでは、「有益であった」「まあ有益であった」との回答割合が約 9 割となるなど、一定の成果を上げている。</p> <p>以上の取組により、個人情報保護制度に対する理解の向上を図ることができた。個人情報保護制度への理解が深まることにより、地方公共団体や国民生活センターの苦情相談窓口等において、業務の円滑な遂行が図られることにもつながった。</p> <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>・平成 21 年度は個人情報保護法パンフレットを作成し、分かりやすいと好評であったが、分量が 26 頁であるため、わざわざ読まない人もいるという指摘を受けた。その指摘を踏まえ、平成 22 年度は A4 表裏のリーフレットを作成し、ポイントを絞った効果的な広報を行うことができた。</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 165 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 166 番	
具体的施策	個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	審議の結果を踏まえ検討に着手します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課個人情報保護推進室
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」] ・消費者委員会での審議への協力。</p> <p>[参考指標] 検討状況（専門調査会の開催回数）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会個人情報保護専門調査会における検討の過程で、必要な資料の提出や説明など、必要な協力を行った。 <p>第 1 回専門調査会（平成 22 年 8 月 5 日） 第 2 回専門調査会（平成 22 年 9 月 29 日） 第 3 回専門調査会（平成 22 年 11 月 16 日） 第 4 回専門調査会（平成 23 年 1 月 11 日）</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・消費者委員会個人情報保護専門調査会での議論に資する資料の提供や説明等を適切に行い、専門調査会の円滑な審議に貢献した。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、消費者委員会において、「社会保障・税に関わる番号制度」の検討等、昨今の個人情報保護に関する諸情勢を踏まえた審議が行われているところであり、その審議の結果を踏まえ検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 166 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 167 番	
具体的施策	テレビショッピング番組を含む放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度等について検討を行います。 有料放送契約における消費者保護に関する制度整備について検討を行います。
担当省庁等	総務省
実施時期	法案の成立後、直ちに着手します。
担当部局・課・室名	総務省情報流通行政局放送政策課
根拠法令（具体的な条文（　条　項など）も記載）	【放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度】 放送法第 3 条の 4 第 7 項（6 月以内施行） 【有料放送契約における消費者保護に関する制度】 放送法第 147 条～第 157 条（9 月以内施行） 「放送法等の一部を改正する法律」（平成 22 年 11 月 26 日成立、12 月 3 日公布）による改正後の規定
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	[平成 22 年度分の「工程表」] ・「放送法等の一部を改正する法律」の施行に向けて、放送番組の種別とその放送時間の公表及び有料放送契約における消費者保護に関し、必要な制度整備について検討する。 〔参考指標〕 法案の成立後、直ちに検討に着手。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	・「放送法等の一部を改正する法律」の施行（平成 23 年 3 月 31 日）に伴い、放送法施行規則の一部を改正し、放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度整備を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・放送番組の種別とその放送時間の公表に関する制度については、公表の対象となる放送番組の範囲、公表の頻度等、必要な制度整備を行った。 ・また、有料放送契約における消費者保護に関する制度については、新たに法定化された休廃止に関する周知義務、提供条件の説明義務等について、周知の方法、説明事項等、必要な規定の整備について検討を行った。 2. 過去の実績との比較を踏まえた評価 3. 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・放送番組の種別とその放送時間の公表については、今回整備した制度に基づき、適切に運用していく。 ・また、有料放送契約における消費者保護に関する制度については、検討結果を踏まえ、6 月末を目処に必要な制度整備を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 167 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 168 番	
具体的施策	OECD 消費者政策委員会 (CCP) において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。
担当省庁等	消費者庁、外務省、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課、外務省経済局経済協力開発機構室
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> CCP において、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。 電子商取引、製品安全等についての研究・討論・情報交換を行う。 <p>[参考指標] CCP 関連会議への参加回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> CCP 本会合（第 79 回：平成 22 年 4 月 14～15 日、第 80 回：同年 11 月 8～9 日）（2 回）において、現在進められている各プロジェクト（製品安全、電子商取引等）の取組状況、今後の検討スケジュール等について議論を行った。 個別の参加プロジェクトについては、電子商取引プロジェクト及び製品安全プロジェクトについて作業グループ会合に出席し、情報交換及び議論を行った。 電子商取引プロジェクト：CCP 本会合サイドミーティング（1 回） 製品安全プロジェクト：CCP 本会合サイドミーティング（1 回）作業打ち合わせ（1 回） 第 1 回ワーキングパーティ（1 回）
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1. 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> CCP 本会合において我が国から最新の消費者政策の取組について報告を行うことにより、加盟国間の消費者政策に関する情報共有を行うことができた。 電子商取引プロジェクトについては、調査分析レポート案に対し、我が国事例のインプットを行うとともに、今後の作業計画について必要な提案を行うことができた。製品安全プロジェクトについては、我が国の現状に関する情報提供を行うことができた。 <p>2. 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3. 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、OECD 会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 168 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 169 番	
具体的施策	地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間・二国間における消費者問題について、国際的な連携の強化を図る。 ・消費者当局間による政策協議及びオープンフォーラムを開催して対話の促進を図る。 <p>[参考指標]</p> <p>政策対話・協議及び消費者政策に関するフォーラムへの出席回数、各国からの来訪者等への対応回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・日中韓消費者政策協議会（平成 22 年 8 月韓国開催）に出席し（1回）最近の消費者政策に関する取組の報告、3 国での消費者被害に関する情報の共有及び消費者紛争救済に関する協力の在り方についての議論を行った。また、同時に開催された有識者等も参加する消費者政策フォーラムに出席し（1回）、製品安全に関する取組、地方消費者行政の活性化に関する取組について発表・討論を行った。 ・また、韓国（2回）、インドネシア、中国、ドイツ（2回）、米国（3回）からの我が国消費者政策に関する問い合わせへの対応を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況 ・上記協議会において、参加各国の最新の消費者政策の進展につき情報交換・議論を行うことにより、3 国の消費者政策における今後の具体的な取組事項について確認することができた。また、消費者政策フォーラムにおいて 3 国の消費者関連団体を含めた関係者との意見交換を行うことができた。 ・上記各国からの問い合わせに関しては、消費者庁の設置及び関連法令の整備等、我が国における消費者政策の進展について各国に対して情報提供を行うことができた。 2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価 3 . 上記以外の評価
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 169 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 170 番	
具体的施策	「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁企画課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICPEN 等を通じた法執行機関の国際的な連携の強化として、「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防止月間」プロジェクト等へ参加する。 ・ 関係国の執行機関との間の情報共有を行うため、「eConsumer.gov 日本語サイト」の充実化を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>ICPEN 関連会議・プロジェクトへの参加回数</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<p>・ ICPEN 本会合（平成 22 年 11 月開催）に出席し（1回）、各国における新たな分野における消費者問題への対応及び国境を越える消費者トラブルについての取組等、各國消費者行政法執行機関との間で情報交換を行った。また、ICPEN 加盟各國の消費者保護当局が参加するインターネットを監視する「インターネット点検キャンペーン」活動に参加した（平成 22 年度は 9 月に実施）（1回）。加盟国各機関が一齊に消費者に対して注意喚起及び情報提供等の啓発を行う「詐欺防止月間」については、消費者への集中的・効果的な情報発信の観点から 5 月の「消費者月間」と合わせて実施することとした。eConsumer.gov については、日本語サイトの整備・情報更新に取り組んだ。</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記本会合に出席し、各國の国境と超える消費者トラブルに関する取組について情報交換を行い、我が国の消費者問題への検討に資する情報収集を行うことができた。上記インターネット点検キャンペーンの結果について ICPEN に報告し、メンバー各國による法執行協力のための国際連携に取り組むことができた。 ・ また、「eConsumer.gov 日本語サイト」について、消費者庁の設置を含む我が国の消費者政策の進展に伴う変更を反映することで同サイト利用者の利便性の向上に資することができた。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、ICPEN 等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。

備考	
----	--

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 170 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成 22 年度)**

施策番号 171 番	
具体的施策	越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。
担当省庁等	経済産業省
実施時期	引き続き検討を行います。
担当部局・課・室名	経済産業省商務情報政策局情報経済課、消費者庁政策調整課
根拠法令（具体的な条文（条項など）も記載）	
平成 22 年度の具体的施策の実施予定等	<p>[平成 22 年度分の「工程表」]</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の消費者と外国の事業者間又は日本の事業者と外国の消費者間の電子商取引のトラブルの解決手法について、国際的な議論の動向（国連国際諸取引法委員会（UNCITRAL）の作業部会の動向等）も踏まえ、検討を行う。 <p>[参考指標]</p> <p>国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の作業部会を含む国際的な議論に対する対応状況</p>
平成 22 年度の具体的施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 国境を越えた電子商取引の法的問題について調査し、その結果を報告書として平成 22 年 9 月に公表した。 韓国、台湾、ベトナムとの間でそれぞれ電子商取引に関する会議を開催し、法整備の状況等に関する情報交換を行った。また、平成 22 年 12 月に開始された国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の越境オンライン紛争解決に関する作業部会に専門家を派遣し、積極的に関与した。 平成 22 年 9 月から「越境取引における消費者トラブルの解決に向けた国際的取組に関する調査」を実施し、海外における相談体制の状況把握を行った。
平成 22 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価	<p>1 . 平成 22 年度分の「工程表」の達成状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国、台湾、ベトナムとの間でそれぞれ電子商取引に関する会議を開催し、越境トラブルの解決の在り方について意見交換を行った。また、平成 22 年 12 月に開始された国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の越境オンライン紛争解決に関する作業部会に専門家を派遣し、越境トラブルの解決の在り方についての議論に積極的に関与した。 <p>2 . 過去の実績との比較を踏まえた評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 20・21 年度に東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）において、我が国の積極的な関与の下、越境電子商取引のトラブル解決のあり方についての検討が行われており、この検討の成果を二国間会議、UNCITRAL の作業部会や「インターネット消費者取引研究会」での議論においても適宜参考にしつつ、更なる検討を行った。 <p>3 . 上記以外の評価</p>
今後の取組方針（平成 23 年度を含む。） 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、二国間会議、UNCITRAL の作業部会場も活用し、越境電子商取引のトラブル解決のあり方について、検討を行う。特に、越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けて、各国消費者相談窓口間のネットワークを構築するための取組を実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し

施策番号 171 番	
具体的な施策	変更なし
担当省庁等	消費者庁、経済産業省
実施時期	変更なし